

第5次貝塚市 総合計画

Kaizuka City Master Plan

魅力かがやき 未来へつなぐまち 貝塚

第5次貝塚市 総合計画

魅力かがやき
未来へつなぐまち 貝塚



第5次貝塚市 総合計画

Kaizuka City Master Plan

魅力かがやき 未来へつなぐまち 貝塚





「魅力かがやき 未来へつなぐまち 貝塚」の実現をめざして

このたび、平成 28 年度からの 10 年間を計画期間とする新たなまちづくりの指針、第 5 次貝塚市総合計画を策定いたしました。

平成 18 年度からこれまで、「元気あふれる みんなのまち 貝塚」を理念とする第 4 次総合計画に基づき、安全・安心なまちづくり、子育て・教育環境の充実、市民病院における高度医療の提供及び産業の振興などに取り組み、積極的な企業誘致により雇用の場の創出も図ってまいりました。

今後、少子高齢化・人口減少社会の進行により、本市においても生産年齢の減少などによる厳しい財政状況が懸念される中、第 5 次総合計画においてはまちの活力や行政サービス水準を維持・向上し、市民の皆様にとって住みよい魅力あるまちとなるよう、新たなまちづくりの方針を「魅力かがやき 未来へつなぐまち 貝塚」とし、自然・人・歴史など本市が従来から持つ魅力でまちを活性化させ、未来にむかって発展するまちとなるよう思いを込めました。

今般、市民アンケートや市民会議を通じて、本市には地域のつながりや人と人が支え合う力が強いといった良さがあるところのご意見を多数いただいたところですが、この良さがさらに活発になるよう地域と行政が手を携え、ともに貝塚の魅力をもう一度見つめ直し、本計画にお示した 4 つの将来像を実現したいと考えております。

今後もせんごくの杜の整備や都市計画道路「泉州山手線」の早期実現など新たな課題に取り組むとともに、市民の皆様が安心・快適に暮らすための施策を最優先に推進してまいります。そして未来を担う子どもたちが夢と希望を抱き、自らの可能性を広げ、健やかに成長するよう、教育や人材の育成など「未来への投資」に引き続き尽力する所存です。

本計画の策定にあたりまして、市民アンケート、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市民の皆様、多大なるご尽力をいただきました市民会議参加者の皆様、総合計画審議会委員並びに市議会議員の皆様にご心からお礼を申し上げます。今後とも、本計画の推進方策である「市民とともに 紡ぐ まちづくり」にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

貝塚市長 藤原 龍男



市章



市の花
コスモス



市の木
カイヅカイブキ



市イメージキャラクター
つげさん

目次

I 序章 1

- 1. 計画策定の趣旨 2
- 2. 貝塚市のこれまでのまちづくり 2
- 3. 計画の目標年次と構成 4
- 4. 貝塚市の現況 5
- 5. 第4次総合計画における取組み 11
- 6. 市民の想い 12

II 基本構想 15

- 1. まちづくりの視点 16
- 2. まちづくりの方針 16
- 3. まちの将来像 17
- 4. 将来像実現のための政策 18
- 5. 目標人口 23

III 基本計画 25

基本計画の見方 26

将来像1 心豊かな人が育ち ふるさとに誇りと愛着を感じるまち … 29

- 施策 1 支援を要する子育て家庭を支える 30
- 施策 2 希望する子育てができる環境をつくる 32
- 施策 3 未来を切り拓く力と地域への愛着を持った子どもを育む 34
- 施策 4 青少年が健全に成長し、活躍できる地域をつくる 36
- 施策 5 誰もが学び、活躍できる環境を確保する 38
- 施策 6 市民の自主的な文化活動を支援する 40
- 施策 7 スポーツを通じた交流・地域づくりを行う 42

将来像2 誰もが地域で健やかに とともに支え合うまち 45

- 施策 8 生涯を通じた主体的な健康づくりにつなげる 46
- 施策 9 安心できる地域医療体制を構築する 48

- 施策 10 高齢者がいきいきと暮らせる地域をつくる 50
- 施策 11 障害者（児）が自分らしく暮らせる地域をつくる 52
- 施策 12 市民主体の福祉活動を活性化する 54
- 施策 13 悩みを抱える市民に寄りそう 56
- 施策 14 生活困窮者の自立を支援する 58

将来像3 みんなでつくる 安全・安心で快適に暮らせるまち 61

- 施策 15 災害に強いまちをつくる 62
- 施策 16 即時対応できる消防・救急体制を構築する 64
- 施策 17 地域ぐるみで防犯に取り組む 66
- 施策 18 地域特性を生かした都市づくりを進める 68
- 施策 19 多様なニーズに合わせた良好な住環境を確保する 70
- 施策 20 安全で便利な道路交通環境をつくる 72
- 施策 21 安全な水を安定して供給し、健全な水循環を維持する 74
- 施策 22 良好な生活環境を保つ 76
- 施策 23 潤いのある環境を守り生かす 78
- 施策 24 地球にやさしい暮らしを実践する 80

将来像4 ひとと地域の資源を生かし にぎわいを生み出すまち … 83

- 施策 25 商工業を振興し、にぎわいと雇用を生み出す 84
- 施策 26 将来にわたり持続可能な農林業を構築する 86
- 施策 27 雇用機会の確保と就労支援を行う 88
- 施策 28 観光振興により知名度を高め来訪者を増やす 90
- 施策 29 地域の歴史的遺産を守り生かす 92

推進方策 市民とともに 紡ぐ まちづくり 95

- 施策 30 人権が尊重されるまちづくりを進める 96
- 施策 31 女性が活躍できる環境をつくる 98
- 施策 32 多文化共生のまちづくりを進める 100
- 施策 33 市民参加による協働のまちづくりを進める 102
- 施策 34 まちの魅力を全国に発信する 104
- 施策 35 スピードと実行力のある市政運営を進める 106
- 施策 36 効率的で健全な財政運営を行う 108
- 施策 37 公共施設等を効果的・効率的に維持・管理する 110
- 施策 38 時代の要請や市民の期待に応える職員を育成する 112

IV 資料編 115

1. 総合計画策定体制 116

2. 第5次貝塚市総合計画の策定経過 117

3. 貝塚市総合計画条例 118

4. 貝塚市総合計画審議会規則 119

5. 貝塚市総合計画審議会委員名簿 121

6. 諮問 122

7. 答申 123

8. 貝塚市総合計画策定市民会議設置要綱 125

9. 貝塚市民憲章 126



I 序章

1 計画策定の趣旨

本市では、昭和46年（1971年）に第1次貝塚市総合計画基本構想を策定以来、時代の流れに適したまちづくりを進めるため、昭和58年（1983年）に第2次、平成7年（1995年）に第3次、平成18年（2006年）に第4次総合計画を策定し、本市がめざす将来像と、これを実現するために取り組むべき施策を示してきました。

この間、地方分権改革の進展、少子高齢化や人口減少による人口構造の変化、経済の低成長化と就業形態の多様化など社会経済情勢は刻々と変化し、本市人口においても平成21年（2009年）の90,600人台をピークに、以後、減少に転じています。

このような中、行政サービスの水準やまちの活力を維持・向上し、市民が住み続けたいと思う魅力あるまちとなるよう、新たなまちづくりの指針となる第5次総合計画を策定します。

2 貝塚市のこれまでのまちづくり

本市では、高度経済成長期終盤の昭和46年（1971年）に、長期的展望に立った都市像を描き、開発整備の方向を明らかにするため、「緑豊かな生活都市の創造」を目標とする第1次総合計画基本構想を策定しました。

その後の石油危機を契機として、日本経済の基調が大きく変化する中、昭和58年（1983年）策定の第2次総合計画では、市民生活の向上と活力ある都市形成に向けて、「豊かな自然と共存する産業文化都市の創造」を目標としてまちづくりを進めてきました。

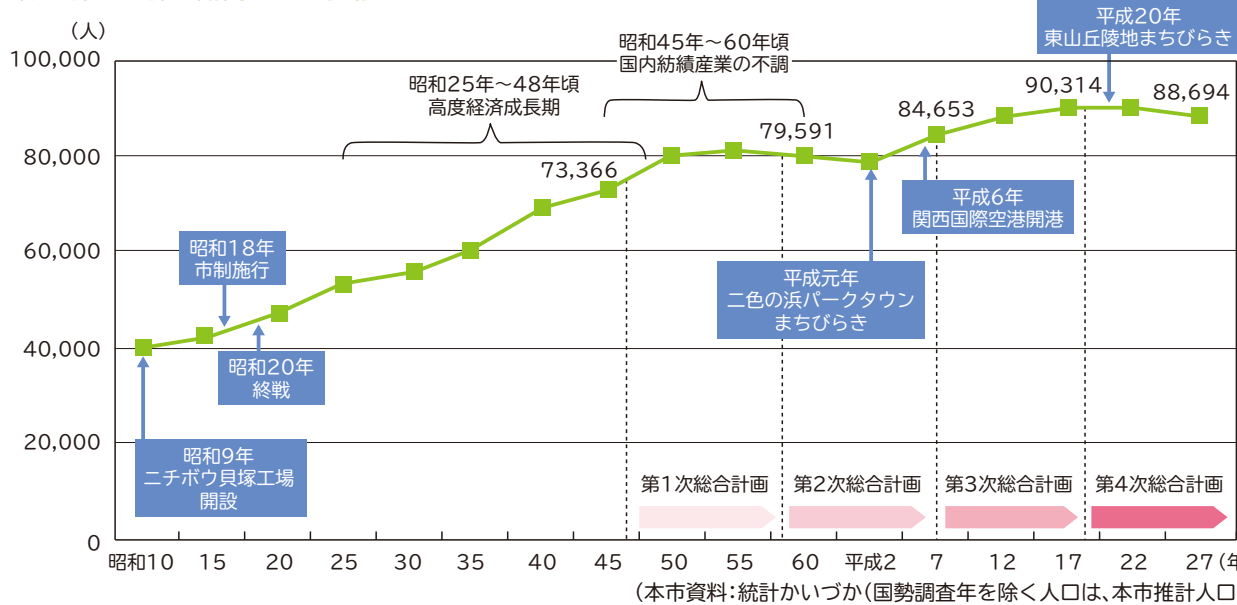
関西国際空港開港後の平成7年（1995年）には、世界に開かれた都市の形成を目標として、まちづくりの理念を「であい ふれあい ひろがるまち・かいづか 活力あふれる住みよい交流都市の創造」と定めた第3次総合計画を策定し、この理念に基づき、市政運営を進めてきました。

平成18年（2006年）に策定した第4次総合計画においては、市民・産業・自然の元気があふれるまちの実現を目標に、「元気あふれる みんなのまち 貝塚」をまちづくりの理念として、自然環境と都市機能が調和した安全・安心なまちづくりを推進してきました。その結果、各政策分野における施策はおおむね順調に進展していますが、近年の社会情勢の変化に伴う扶助費の増加や公共施設の老朽化の進行など、今後引き続き課題も多く残されています。

■貝塚市のこれまでのまちづくり

総合計画	将来像	まちの変遷
第1次総合計画 基本構想 昭和46年 (1971年)	緑豊かな生活都市の創造 地域の特性に応じた発展をめざし、市民生活、土地利用、都市施設の将来を構想する。	(S.47) 第二阪和国道 貝塚市内供用開始、貝塚駅南地区再開発第一工区竣工 (S.46～51) 市立幼稚園4園、保育所1園開設 (S.52) カルバーシティ市寄贈「友情の像」除幕式 (S.53) 暴力排除都市宣言 (S.55) 貝塚市民福祉センター開設
第2次総合計画 昭和58年 (1983年)	豊かな自然と共存する産業文化都市の創造 ①快適な居住都市の創造 ②連帯に基づく福祉都市の創造 ③個性豊かな文化都市の創造 ④活力ある産業都市の創造	(S.58) 核兵器廃絶・平和都市宣言 (S.59) 貝塚市立総合体育館開館 (S.62) 関西国際空港起工式 (H.元) 「二色町」まちびらき、市民図書館・浜手地区公民館開館、市の木「カイヅカイブキ」・市の花「コスモス」に決定 (H.2) 阪和自動車道開通 (H.3) 山手地区公民館開館 (H.4) 善兵衛ランド・産業文化会館開館 (H.5) 市制50周年、コスモシアター・自然遊学館開館、市民の森開設 (H.6) 第1回泉州国際市民マラソン開催、府道貝塚中央線全線開通、関西国際空港開港
第3次総合計画 平成7年 (1995年)	であい ふれあい ひろがるまち・かいづか 活力あふれる住みよい交流都市の創造 ①美しく暮らしよい環境充実都市 ②心豊かに支え合う健康福祉都市 ③人を育て文化を発信する生活文化都市 ④活力ある開かれた産業創造都市	(H.7) 保健（福祉）合同庁舎開設 (H.8) 市立貝塚病院全面改築 (H.10) 貝塚市立子育て支援センター開設、第1回市民スポーツの日開催 (H.12) ほの字の里開設、三ヶ山配水場・三ツ松受水場設置 (H.14) 貝塚市ホームページ開設 (H.15) は～もに～ばす運転開始 (H.16) バレーボールのまち推進事業開始
第4次総合計画 平成18年 (2006年)	元気あふれる みんなのまち 貝塚 ①市民の元気あふれるまち ②産業の元気あふれるまち ③自然の元気あふれるまち	(H.18) 岸和田市貝塚市クリーンセンター移転・稼働開始、木積ポンプ場設置 (H.20) 東山まちびらき (H.22) 市立東山小学校開校 (H.24) 貝塚市イメージキャラクターつげさんデビュー (H.25) 貝塚市教育研究センター開設

■総合計画の計画期間と人口推移



3 計画の目標年次と構成

目標年次

第5次貝塚市総合計画の目標年次は、平成37年度（2025年度）とし、計画期間を平成28年度（2016年度）からの10年間とします。

構成

総合計画は、基本構想と基本計画から構成します。また、それぞれの位置づけは次のとおりとします。

基本構想

本市のまちづくりの指針であり、今後10年間のまちづくりの視点や方針、まちの将来像及びその実現に向けた取組みの方向性を示します。

基本計画

基本構想に描いたまちの将来像を実現するため、分野ごとに課題把握、目標設定及び目標実現のための取組みなどを示します。
今後の進捗状況や社会情勢を勘案し、必要に応じた見直しを行います。



4 貝塚市の現況

貝塚市の概要

位置、交通

本市は、大阪市の中心部から南に約30km、鉄道で約30分の距離にあり、大阪市と和歌山市のほぼ中間に位置します。市域面積は43.93km²であり、東西に約4.8km、南北に約16.0kmの細長い地形を有し、北は大阪湾、南は和泉葛城山を経て和歌山県紀の川市と接しています。

山から海にかけての多彩な地形には、国の天然記念物に指定されているブナ林を育む和泉葛城山や、白砂青松の二色の浜、市内を縦貫して流れる近木川など、優れた自然環境を有しています。

交通面では、関西国際空港に近接し、鉄道では南海本線、JR 阪和線、道路では阪神高速道路湾岸線、阪和自動車道、国道26号及び170号などの充実した広域交通体系で周辺地域と結ばれるとともに、水間鉄道が市内の骨格を形成する公共交通としての役割を果たしています。

沿革

本市は、奈良時代に創建された水間寺や中世の自治都市であった寺内町などの歴史的資源、太鼓台やだんじり祭りなどの伝統行事を受け継ぐとともに、つげ櫛などの伝統産業、近代以降に発展した繊維・ワイヤロープといった地場産業など、独自の文化と産業を持ったまちです。

明治22年（1889年）の町村制施行時に貝塚町が誕生し、昭和6年（1931年）に麻生郷村、島村、南近義村、北近義村と、昭和10年（1935年）に木島村と、昭和14年（1939年）に西葛城村と合併し、昭和18年（1943年）に貝塚市が誕生しました。

人口と世帯数

市制の施行当時、約4万2千人であった本市の人口は、戦後の高度経済成長とともに年々増加し、昭和32年（1957年）には6万人、昭和41年（1966年）には7万人、昭和51年（1976年）には8万人を超え、以後、平成21年（2009年）の約9万600人まで増加しました。

第4次総合計画では、東山丘陵地開発による転入などを見込み、引き続き人口は増加するものと想定し、平成27年度（2015年度）の目標人口を10万5千人と設定していました。

しかし、全国的に少子高齢化が進行する中、本市においても平成22年（2010年）以後、死亡者数が出生者数を上回る自然減となり、転出者と転入者を比較した社会増減においてはこの10年間増減を繰り返しているものの、人口は平成21年（2009年）をピークに年々減少し、平成27年（2015年）では約8万8,700人となっています。

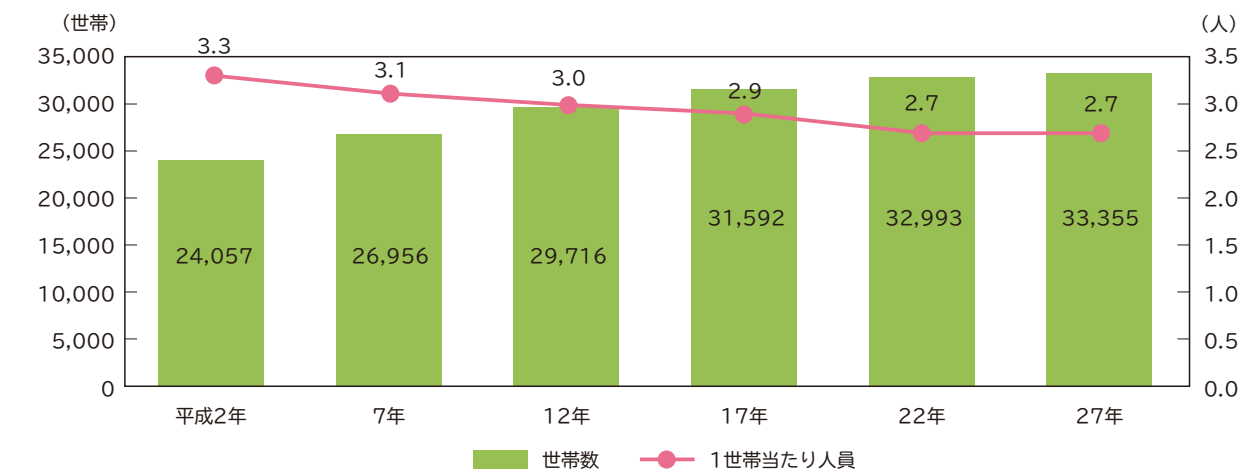
■近年 10 年間にける人口推移（単位：人）

平成	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
推計人口	90,406	90,572	90,540	90,629	90,519	90,425	90,344	89,989	89,735	88,694

（本市資料：統計かいつか（国勢調査年を除く人口は本市推計人口））

また、世帯数については、平成 7 年（1995 年）に約 2 万 7 千世帯であったものが、平成 17 年（2005 年）には約 3 万 1,500 世帯、平成 27 年（2015 年）には約 3 万 3 千世帯と増加傾向で推移していますが、一方で 1 世帯当たりの人員は、平成 7 年（1995 年）の 3.1 人から平成 17 年（2005 年）は 2.9 人、平成 27 年（2015 年）は 2.7 人と減少する傾向にあります。

■世帯数の推移



（本市資料：統計かいつか（国勢調査年を除く人口は本市推計人口））



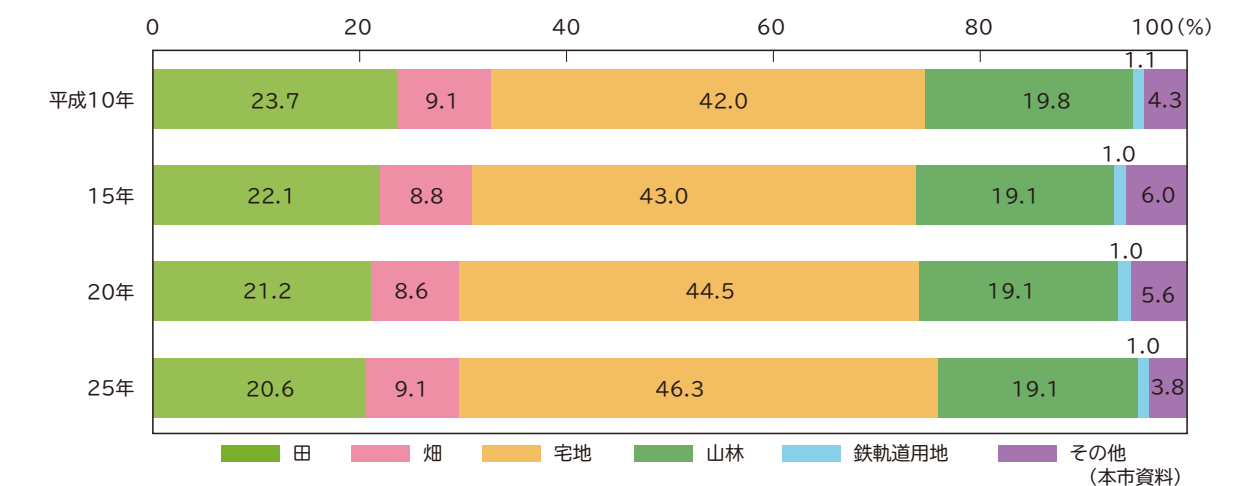
東山小学校

土地利用、住宅の状況

本市の土地利用別面積とその構成比をみると、宅地面積は増加しつつある一方、田や山林は、面積、構成比とも減少しています。

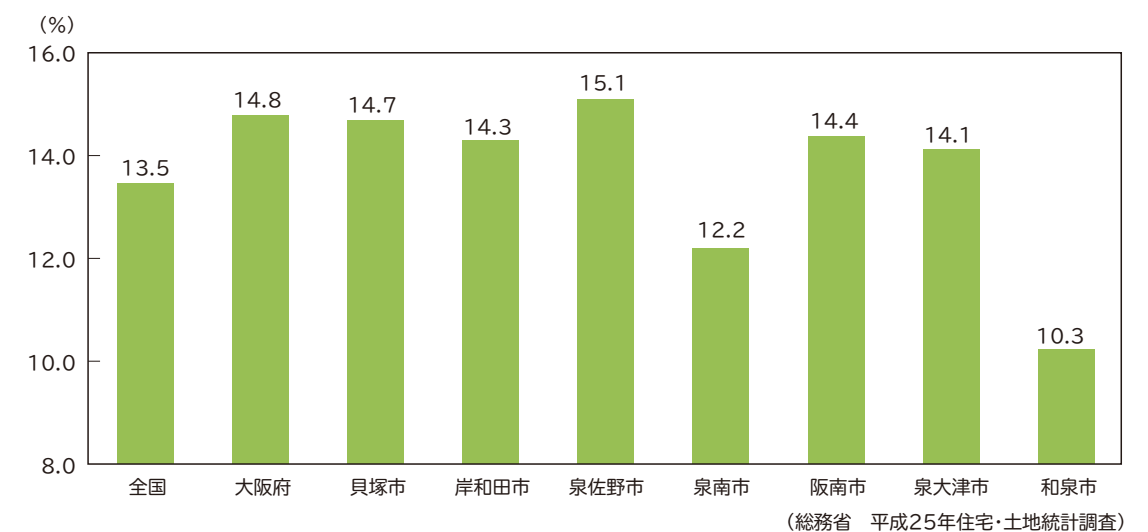
これは、平成 20 年（2008 年）に東山丘陵地に計画人口 6 千人の新しいまちがまちびらきしたほか、JR 和泉橋本駅東地区などの地区計画により、市街化区域周辺における住宅地の開発が進んだことが要因であると考えられ、現在も引き続き民間による優良な環境の住宅提供が行われています。

■土地利用別面積割合の推移



本市の住宅戸数は平成 25 年（2013 年）現在約 39,600 戸で、このうち「居住世帯あり」が 84.8% となっています。また、人が居住しない「居住世帯なし」が 15.2% で、そのうち、建築中の住宅などを除いた「空き家」が 14.7% を占めており、空き家率は全国平均より高く、大阪府とほぼ同率となっています。

■空き家率の比較



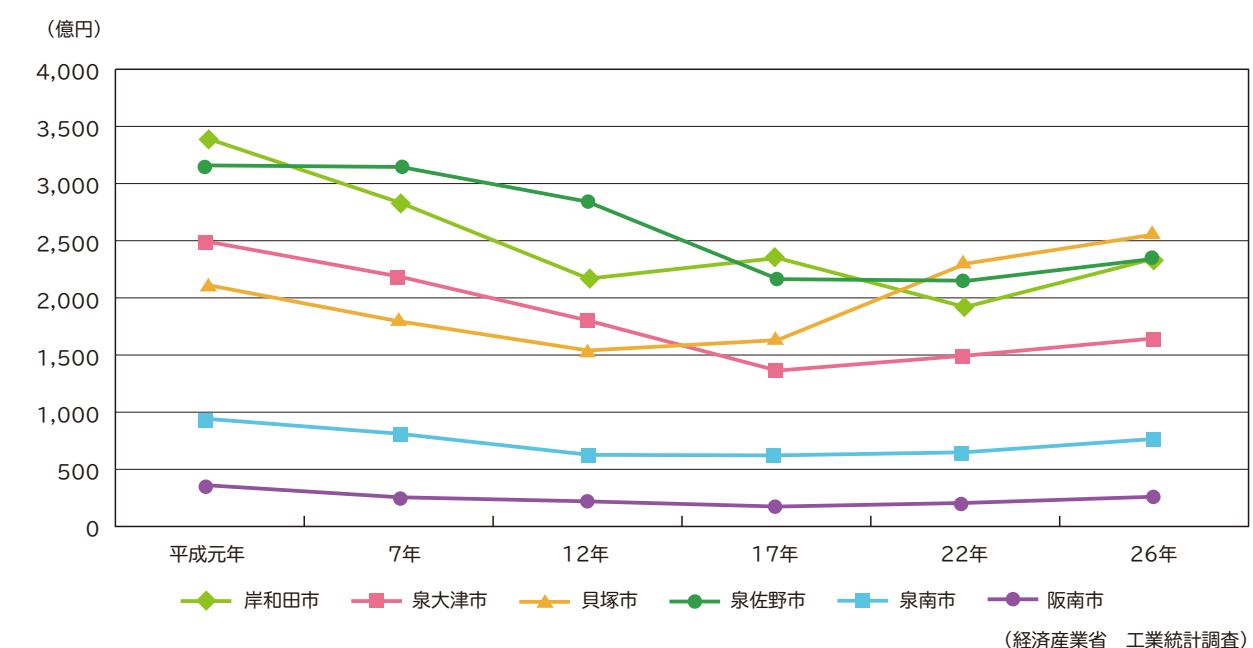
産業

本市の従業者数は、平成 8 年（1996 年）の約 32,000 人をピークに、平成 24 年（2012 年）では約 30,000 人と減少傾向にあります。産業別従業者の割合では、第 2 次産業が減少する一方、第 3 次産業は増加傾向となっています。

また、繊維やワイヤロープなどの地場産業が弱体化する一方、二色の浜環境整備事業の完了により、二色の浜産業団地への企業立地が進みました。

さらに、阪神高速道路湾岸線や阪和自動車道などの高速道路の整備により、関西国際空港へのアクセスが飛躍的に向上し、二色の浜産業団地等に積極的に企業誘致を進めた結果、国内大手企業の生産拠点などが進出したため、製造品出荷額は泉南地域の各市が減少傾向にある中、近年増加を続けています。

製造品出荷額の推移

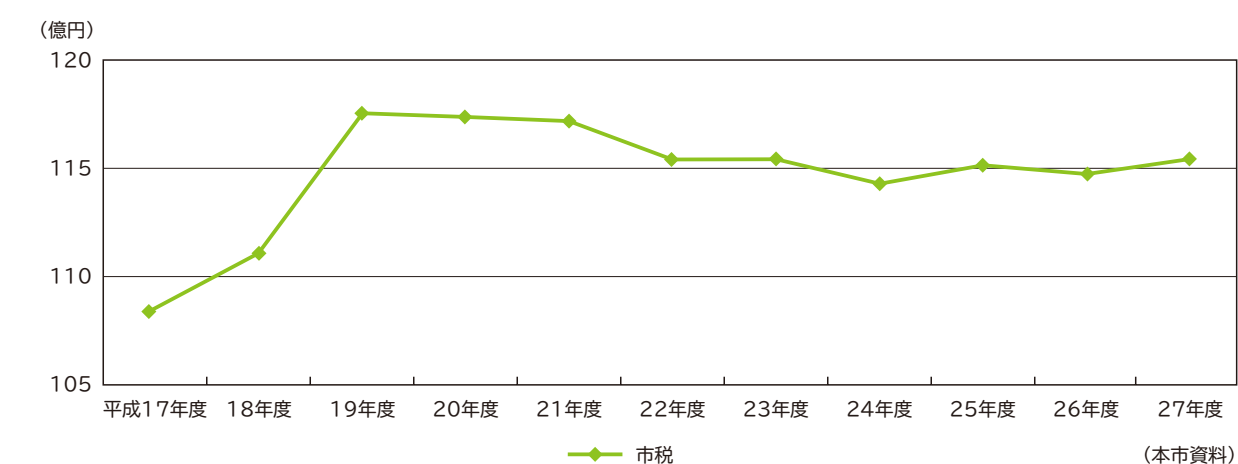


行財政運営

普通会計の状況をみると、平成 16 年度（2004 年度）以降、実質収支では黒字決算を維持しています。

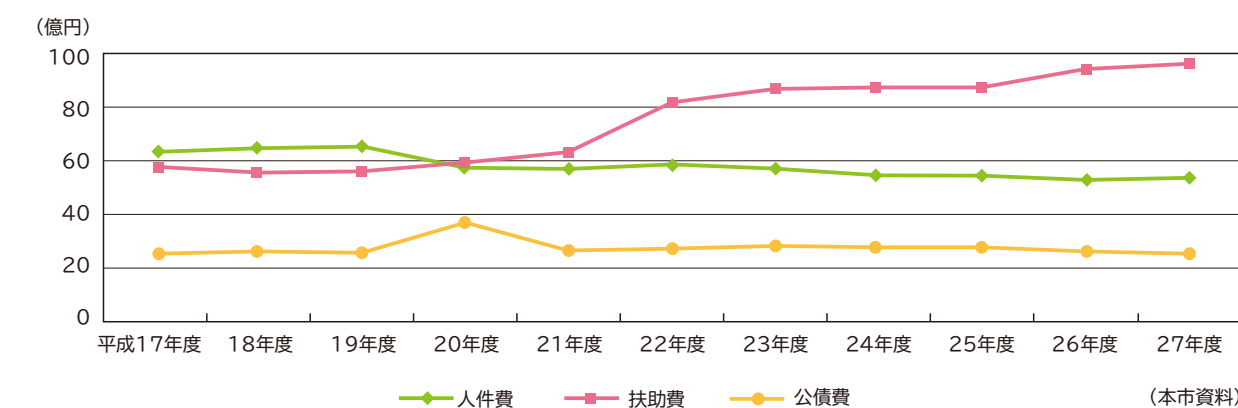
歳入のうち市税収入は、近年の景気低迷により今後も大幅な増加は見込めない状況にありますが、二色の浜産業団地への企業誘致や東山丘陵地の開発などを積極的に進めてきた効果もあり、大幅に減少することなく、ほぼ横ばいで推移しています。

市税収入の推移



歳出については、第 1 次・第 2 次財政健全化計画や行財政改革実施計画、貝塚新生プランに基づく行財政改革を着実に実行し、人件費をはじめとする経費の縮減を行ってきました。生活保護費や子育て支援にかかる経費などの増加により、扶助費は全体的に上昇傾向にあるものの、投資的事業を抑制してきたことにより、公債費は減少傾向にあります。

歳出（人件費、扶助費、公債費）の推移





5 第4次総合計画における取組み

平成18年度（2006年度）からこれまで、『元気あふれる みんなのまち 貝塚』というまちづくりの理念に基づき、「美しく暮らしよい環境創造都市」、「安全安心の健康福祉都市」、「個性豊かな文化発信都市」、「活力あふれる産業振興都市」の4つの都市像を掲げ、施策を展開してきました。

「美しく暮らしよい環境創造都市」に関する取組み

水間鉄道の利用促進や福祉型コミュニティバス（は～もに～ばす）の増車・増便などによる公共交通機関の利便性向上、東山丘陵地開発などによる良質な民間住宅の供給、上水道施設の耐震化及び水道未普及地の解消、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進、小・中学校校舎の耐震補強を実施したほか、道路や駅のバリアフリー化、市民との協働による河川や道路の環境保全などを推進してきました。

「安全安心の健康福祉都市」に関する取組み

子ども医療費助成の対象年齢引上げなどの子育て支援や、高齢者への住まい・医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、居宅生活支援など障害者（児）施策の充実に努めたほか、市立貝塚病院におけるがん診療機能の強化や緩和ケア病棟の開設による医療体制の充実、また、地域防災計画の抜本改正や自主防災組織の拡充、防犯カメラ設置助成といった地域防災・防犯力の向上など、福祉の向上と安全・安心の充実に推進してきました。

「個性豊かな文化発信都市」に関する取組み

教育研究センターにおける教職員研修の充実や学校相談員・学校司書の配置、小・中学校校舎の耐震化やトイレの洋式化など教育環境の整備、公民館イベントの多様化や競技スポーツ大会出場奨励金交付事業の創設など社会教育やスポーツの振興、イメージキャラクター「つげさん」をはじめとする市の知名度向上を図ったシティセールス事業、善兵衛ランドや自然遊学館を活用した体験型教育などを展開してきました。

「活力あふれる産業振興都市」に関する取組み

二色の浜産業団地をはじめ市内への企業誘致を推進した結果、製造品出荷額が増加し、市内での雇用の拡大にもつながりました。商工業においては、プレミアム商品券事業やふるさと納税の返礼品として全国に特産品のPRを図るなど商店街の振興と市内産業の活性化、融資制度の充実などによる市内事業者の支援を行いました。

また、農業においては、新規就農者支援や農家の経営安定化による地域農業の発展を図ってきました。さらに、合同就職面接会や就労支援講座、就労相談の実施などにより雇用の確保や労働環境の向上に取り組みました。

こうした中、財政の健全性を判断するための4つの指標からなる健全化判断比率においては、平成19年度（2007年度）の公表以来、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のすべての指標で、これを超えるとイエローカードとされる早期健全化基準を大きく下回っています。

■ 27年度決算に基づく健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率 （単位：％）	－ （12.59）	－ （17.59）	11.2 （25.0）	62.9 （350.0）

※－は、赤字がないため赤字比率が発生していないことを示します。
カッコ内の数値は、これを超えると早期健全化団体とされる本市の基準数値です。



貝塚市役所本庁舎

6 市民の想い

市民アンケート調査の概要

第5次総合計画策定にあたり、市民の身近な環境や市の将来像などについて意見を把握し、まちづくりの方向性を定めるための基礎資料とすることを目的に、平成26年（2014年）に15歳以上の市民4,000人を対象とした市民アンケート調査を実施しました。

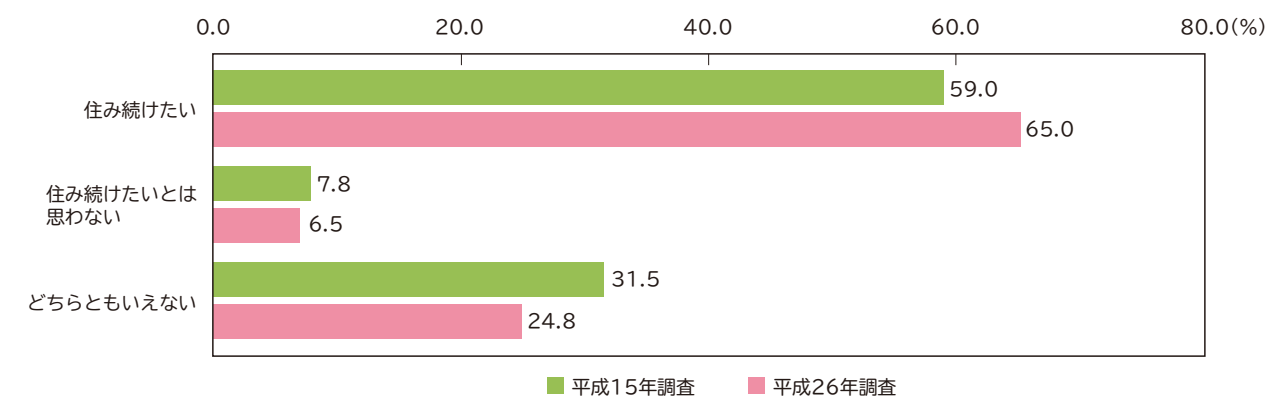
「将来にわたり貝塚市に住みたいと思いますか」という問いに対し、「住みたいと思う」と答えた市民が65.0%を占めたのに対し、「住みたいとは思わない」が6.5%となり、平成15年（2003年）に実施した前回調査に比べ定住意向は高くなっています。

一方で、「どちらともいえない」との回答が約25%あり、市民が住みたいと思う魅力あるまちづくりのための方策が必要です。

「住みたい理由」（3つまで選択）としては、「住み慣れて地域に愛着がある」が58.3%、「海や山などの自然環境に恵まれている」が43.5%と上位を占めています。また、前回調査と比べ、「今住んでいる住宅に満足している」、「買い物など生活に便利」、「通勤・通学に便利」と回答した人の割合が増えています。

「貝塚市を象徴するもの」（3つまで選択）としては、「水間寺」、「二色の浜」、「水なすなどの特産品」が上位を占めました。

市民アンケート調査結果 前回調査との比較（定住意向）



水間寺



水なす

住みたい理由（3つまで選択）

	平成15年調査		平成26年調査	
1位	住み慣れて地域に愛着がある	64.2%	同左	58.3%
2位	海や山などの自然環境に恵まれている	43.9%	同左	43.5%
3位	今住んでいる住宅に満足している	32.8%	同左	37.7%
4位	買い物など生活に便利	27.9%	同左	30.4%
5位	隣近所の人間関係が良い	23.2%	同左	19.7%
6位	歴史的まち並みや祭りなどの伝統がある	13.5%	同左	14.0%
7位	身近に公園や緑地がある	10.9%	通勤・通学に便利	13.5%
8位	通勤・通学に便利	10.2%	ごみ処理や下水道などの衛生環境が良い	12.4%
9位	仕事や学校の都合	9.0%	身近に公園や緑地がある	8.3%
10位	医療機関などの面で安心	7.8%	コミュニティ施設が充実	5.8%

貝塚市を象徴するもの（3つまで選択）

	平成15年調査		平成26年調査	
1位	水間寺	65.7%	水間寺	50.3%
2位	二色の浜公園	50.2%	二色の浜	49.2%
3位	水なすなどの特産品	32.4%	水なすなどの特産品	38.7%
4位	だんじり祭り	24.2%	バレーボールのまち	33.7%
5位	バレーボールのまち	18.8%	だんじり祭り	23.1%
6位	水間鉄道	15.6%	水間鉄道	16.8%
7位	つげ櫨などの伝統工芸品	12.2%	太鼓台まつり	14.4%
8位	太鼓台まつり	10.5%	善兵衛ランド	9.2%
9位	願泉寺や寺内町	9.5%	願泉寺や寺内町	9.1%
10位	コスモスシアター	7.6%	つげ櫨などの伝統工芸品	7.7%

市民会議からの提言

第5次総合計画の策定にあたり、市民が普段感じている想いを計画に反映させるため「市民会議」を全4回開催し、25人の公募市民のみなさんにご参加いただきました。

市民会議は「みんなで語り考えよう 貝塚市のまちづくり」をテーマとし、市民のみなさんが普段感じている本市の良いところや良くないところ、10年後どんなまちになってほしいかなど、具体的な提案を行っていただきました。

私たちの「まち」の良いところ

地域のつながり
助け合いがある

学校と地域との
つながりが強い

海や山 身近に
触れ合える自然がある

歴史・文化施設や
古いまち並みがある

「ものづくり現場」
二色の浜産業団地がある

市内中央を縦断する
水間鉄道がある



市民のみなさんが、本市が持つ地域の様々なつながりを大切に感じていること、また、自然や歴史をはじめとした本市独自の資源が豊富にあると感じていることが伺えます。

市民会議が提言するまちの将来像

○車がなくても誰もが暮らせるまち

○誇りを持てるまち

○子育て層とシニア層が共に支えあえるまち

○歴史・文化施設を生かし、未来につなげる
まち

○人の絆が地域を生かすまち

○子どもも高齢者も安心して暮らせるまち

○みんなの心が通いあうまち

○地域で防犯・防災ができるまち

○教育ナンバーワンのまち



人口減・少子高齢化社会へと移行する中、地域資源やつながりを生かし、貝塚らしい穏やかなまちでありながら、希望を持って暮らせる活力のある貝塚市であることが望まれています。



Ⅱ 基本構想

1 まちづくりの視点

視点1：人と人のつながり

本市は、願泉寺を中心とした寺内町を含む海岸沿いから、市を縦貫する近木川に沿って山手地域まで集落が形成され、各集落はそれぞれの文化を持ったコミュニティを築いてきました。歴史的に形づくられた地域のつながりは、地域団体の様々な活動やだんじり、太鼓台といった伝統行事等にみられるように「みんなでまちを動かしてきた」歴史が現代にも受け継がれていると言えます。

本市が持つこのような「地域の強いつながり」を、子育て、教育、福祉、環境などあらゆる施策に最大限に生かし、市と市民、団体、事業者などが一体となって、地域の発展につながる取組みを進めます。

視点2：貝塚らしさの追求

市民にとって住みやすく、魅力的なまちをつくるためには、市民が主体性を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。

豊かな自然や特徴ある歴史・文化など、市民が大切に思う「貝塚らしさ」にさらに磨きをかけ、市民の本市への愛着を深めていくことが、まちの魅力をさらに高めていくことにつながります。

こうした魅力を観光資源として広く発信することで、にぎわいがありながら、「そこそこ都会 それなりに田舎」という住環境を最大限に生かす「貝塚らしい」まちづくりを進めます。

2 まちづくりの方針

まちづくりの2つの視点を結びつける、総合計画の方針を定めます。

魅力かがやき 未来へつなぐまち 貝塚

本市が従来持つ魅力をさらにかがやかせ、人と人のつながりを生かしながら、子どもたちが夢と希望を持って大きく成長できる未来へとつながるまちづくりを、市民とともに進めます。

3 まちの将来像

まちづくりの2つの視点を基礎とし、まちづくりの方針を具体化するため、次の4つの「まちの将来像」を掲げます。

将来像1 心豊かな人が育ち ふるさとに誇りと愛着を感じるまち

将来像2 誰もが地域で健やかに ともに支え合うまち

将来像3 みんなでつくる 安全・安心で快適に暮らせるまち

将来像4 ひとと地域の資源を生かし にぎわいを生み出すまち

また、将来像を実現するための仕組みやすべての分野に共通する考え方である「推進方策」を次のとおりとします。

推進方策 市民とともに 紡ぐ まちづくり

市民・団体・事業者・行政を多数の糸に例え、それらが寄り合わさり、協働してまちを創り上げることから、推進方策を「市民とともに 紡ぐ まちづくり」とします。

また、紡績業とともに発展した本市にふさわしい、まちづくりを表す言葉として「まち紡ぎ」と呼び、今後、市民と協働してまちづくりを進める上での基本姿勢とします。



4 将来像実現のための政策

将来像を実現するための分野別政策を、次のとおり定めます。

将来像 1

心豊かな人が育ち ふるさとに誇りと愛着を感じるまち

今、求められていること

本市では、保育所・学童保育の整備や子ども医療費助成の対象拡大などの子育て支援、小中一貫教育や「貝塚学」など独自性のある学校教育に取り組んできました。

子育てや教育に必要とされるものが多様化している中、家族のつながりを核としながら地域で安心して子育てができ、心豊かな人間を育むこと、また、生涯学習などを通じて、ふるさとに愛着を持ち、地域社会を担う人材を育てることが求められています。

10年後に実現したい姿

子育て支援策が市民の力も借りながらよりきめ細やかなものとなり、安心して子育てができる環境の整備が進んでいます。家庭や地域では教育力がさらに向上し、学校と手を携えて子どもたちの教育に取り組むことで、子どもたちが夢を持ち、貝塚のことを誇らしく語ることができる環境となっています。また、自主的な生涯学習の場づくりが進み、地域課題の解決や、地域コミュニティの活性化に自ら取り組むことができる人材が育成されています。

将来像実現のために取り組むこと

○市民と市が力を合わせた、安心して子育てができる環境づくり
○確かな学力と豊かな心を育み、生きる力を育成する教育環境づくり
○地域コミュニティの活性化につながる、学びや文化・スポーツ活動の体制づくり

市民の意見～市民会議からの提言～

まちの良いところ

- 学校を支える親たちの団結力が強い。
- 学校と地域のつながりがある。
- 多様な自然に近く、子育てに良い環境がある。
- 善兵衛ランド、自然遊学館など体験型施設がある。
- 子育て活動に携わるグループが多い。
- 公民館活動が活発に行われている。

まちの将来像

- 教育ナンバーワンのまち
家庭、地域、学校の連携を深める。
生きる力を育てる。就学前の家庭教育や地域教育を考える。
- 子育て層とシニア層が共に支えあえるまち
元気な高齢者が地域で子どもと一緒に学ぶ場をつくる。
- 誇りを持てるまち
貝塚市を知り、愛する心を育てる教育を行う。

将来像 2

誰もが地域で健やかに ともに支え合うまち

今、求められていること

本市には長年受け継がれ、成熟した地域コミュニティが数多く存在し、それぞれが地域のニーズに応じて独自の方法で支え合う取組みを行っています。少子高齢化や経済成長の低下など、社会が新たな局面を迎える中、多様な市民ニーズや複合的な課題に対し、公的な制度だけではそれらを支援し、解決することが困難になりつつあります。

10年後に実現したい姿

公的な福祉サービスが適切に運用されるとともに、町会・自治会や地区福祉委員会など地域コミュニティを担う団体や新たなニーズに応える人々の活躍など、多様な団体の協働や住民同士の支え合いによって、安心して暮らせる地域となっています。支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自分らしく、尊厳のある生活を送ることができるまちづくりが進んでいます。

将来像実現のために取り組むこと

- 地域の担い手としての意識の醸成
- 健康づくり、福祉に関する地域活動への参加促進
- 公的福祉サービスの適切な運用と良質な医療の提供

市民の意見～市民会議からの提言～

まちの良いところ

- 貝塚市の住民は話やすく、ボランティアに活動力がある。
- 町会・自治会の活動が活発である。
- 地域や近所のつながり、助け合いがある。
- 福祉・医療施設が充実してきている。
- 子育て活動に携わるグループが多い。

まちの将来像

- 子どもも高齢者も安心して暮らせるまち
見守り活動を充実させる。
高齢者や子どもが地域で気軽に集まれる居場所をつくる。
- 人の絆が地域を生かすまち
地域で困った人がいれば、すぐに手助けできる人材を育てる。
- みんなの心が通いあうまち
市民活動やボランティアなど団体間のつながりをコーディネートする。
商店街や空き家などに気軽に集える場所をつくる。

将来像 3

みんなでつくる 安全・安心で快適に暮らせるまち

今、求められていること

本市では、消防団や自主防災組織の体制充実、公共交通機関の利便性向上など、市民生活の安全性及び快適性の向上に努めてきました。人口減少・高齢化が進行する中、市民との協働による防犯・防災対策や、消防・救急体制の強化、インフラを含む施設や建物の耐震化など災害に強いまちづくりが求められています。

また、住環境や公共交通機関の利便性を向上させつつ、環境への負荷が少ない地球にやさしい社会づくりが求められています。

10年後に実現したい姿

防犯・防災対策、環境政策、公共交通及び公共施設の管理など、市民生活の基盤となるまちづくりにおいて、既存の施設、体制及び地域コミュニティなどを有効に活用し、子どもから高齢者まであらゆる世代の人々が安全で安心して快適に暮らすことができるまちになります。また、「こういう地域でありたい」という市民の願いを実現する取組みを市が支援し、両者の協働により地域が発展しています。

将来像実現のために取り組むこと

- 危機管理意識の向上と共助の関係づくり
- インフラを含む施設・建物の耐震化・長寿命化
- 公共交通機関のさらなる利用促進
- 衛生的で地球にやさしい生活環境づくり

市民の意見～市民会議からの提言～

まちの良いところ

- 水間鉄道が市内中央を縦断して走る。
- 自主防災組織率が高い。
- 町会活動などで身近に地域の絆を深める場がある。
- 貝塚市の住民は話やすく、ボランティアに活動力がある。

まちの将来像

- 車がなくても誰もが暮らせるまち
水間鉄道やコミュニティバスの利用を進める。
- 地域で防犯・防災ができるまち
災害弱者の方を地域で把握し、災害時には助け合う。
- 人の絆が地域を生かすまち
地域で困った人がいれば、すぐに手助けできる人材を育てる。

将来像 4

ひとと地域の資源を生かし にぎわいを生み出すまち

今、求められていること

本市には、南海本線と接続し市内を縦断する水間鉄道や、駅から近い寺内町周辺の古いまち並みなど、魅力的な資源が多数存在しますが、十分に知られていないのが現状です。地域の自然や歴史、文化といった本市の魅力ある資源を活用し、まちのにぎわいを創出することが求められています。また、雇用の場の確保や創業支援を通じて、若者の定住を促進することが必要です。

10年後に実現したい姿

関西国際空港近接という立地条件や、地域が持つ自然や人的資源、長年培われてきた歴史文化資源を活用することで、その魅力が全国に発信され、多くの人々が行きかい、にぎわいにあふれたまちとなっています。また、技術力を生かした付加価値の高い特産品の開発や、起業を促すことで産業が活性化し、若者の雇用の場が確保されています。

将来像実現のために取り組むこと

- 自然・歴史資源の効果的な活用、貝塚の魅力の発信
- 貝塚独自の産業の振興、ブランド化とPR
- 雇用拡大、起業支援、後継者育成による若年層の定着

市民の意見～市民会議からの提言～

まちの良いところ

- 二色の浜、水間寺など豊かな自然と歴史文化がある。
- 寺内町などの古いまち並みや、希少となったノコギリ屋根の工場が残っている。
- 海から山まで続く環境に恵まれており、身近に自然と触れ合える。
- まだ開発されていない土地がある。
- 水間鉄道が市内中央を縦断して走る。

まちの将来像

- 歴史・文化施設を生かし、未来につなげるまち
観光・イベント情報や四季折々の貝塚の風景を、リアルタイムに発信する。
伝統的な祭りや風習を大切に、若い世代に伝える。
- 誇りを持てるまち
若い人が集まり、まちの活性化などを考えて活動できる場所をつくる。
市の花・コスモス、市の木・カイヅカイブキを市内に増やし、市のイメージをアピールする。



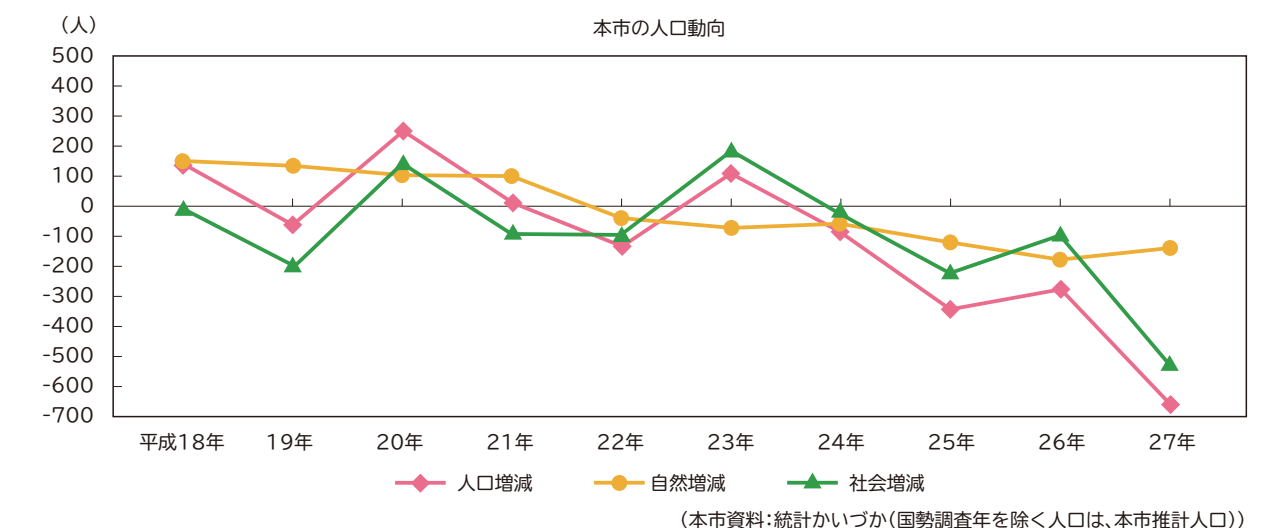
5 目標人口

概ね 87,000 人

○平成 22 年（2010 年）から死亡者数が出生者数を上回る自然減が続いており、今後もその傾向は続くと考えられます。

○転入と転出の差である社会増減は、平成 18 年（2006 年）から 27 年（2015 年）の 10 年間で増減を繰り返しており、近年は減少傾向にあります。

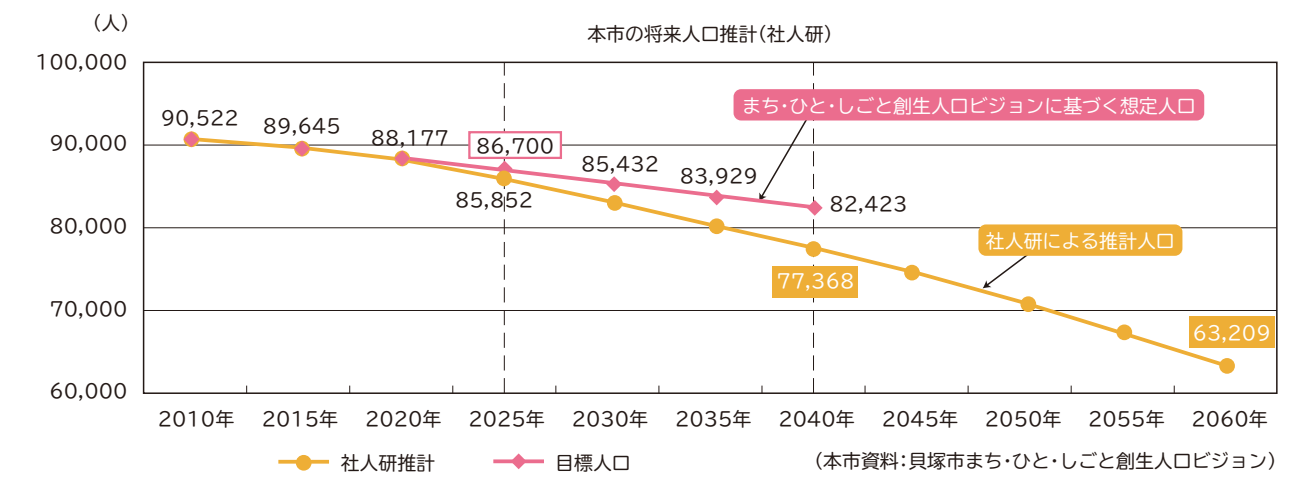
■本市の人口動向



○将来目標人口は、貝塚市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づき、出生率の向上や転出入均衡の各種施策に取り組むことで人口減少を抑制し、さらなるまちの活性化を図ることで、平成 37 年（2025 年）人口を概ね 87,000 人とします。

※国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」では、本市の平成 37 年（2025 年）人口は、現在の人口移動（社会減）が続いた場合は 85,852 人となっている。

■本市の将来人口推計（社人研）



推進方策

市民とともに 紡ぐ まちづくり

今、求められていること

人口減少に歯止めをかけ、「貝塚市に住んで良かった」「住み続けたい」と実感できる地域社会を実現するためには、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを進める必要があります。市民と行政が信頼で結ばれたパートナーシップを築き、様々な主体の協働により、地域の実情に即した施策を大胆に展開していくことが求められています。

10年後に実現したい姿

市民とともに進める、わかりやすく、開かれた市政運営により、地域を活性化する効果的で効率的な施策が推進され、それを支える健全な財政基盤が確立されています。また、市民の良きパートナーとしての役割を担う職員が育成されています。あらゆる分野において市民とともに考え、時代のニーズに対応した未来へつながるまちづくりが展開されています。

将来像実現のために取り組むこと

- すべての人々が尊重される地域社会の実現
- わかりやすく開かれた市政の運営
- 人材育成と市民協働の推進
- 効果的で効率的な行財政運営の確立

市民の意見～市民会議からの提言～

まちの良いところ

- 祭礼等による結束力が強い。
- 町会活動などで身近に地域の絆を深める場がある。
- 貝塚市の住民は話しやすく、ボランティアに活動力がある。

まちの将来像

- 人の絆が地域を生かすまち
市民が培ったノウハウを生かし、まちづくり活動に参加する。
- みんなの心が通いあうまち
多くの市民が参加できるイベントを開催する。
- 誇りを持てるまち
地域で貝塚の歴史や文化について話す機会や見学会を行う。



ふれあい喫茶



すくすく子ども館



Ⅲ 基本計画

基本計画の見方

将来像を実現するための
施策の名称です。

施策に関する社会
の動向や、貝塚市
の現状、これまでの
取組み、課題につ
いて記載してい
ます。

施策に関する現状
を把握するための
参考データをグラ
フで示しています。

この施策を実施することでめざす
10年後に「こうありたい」と期待
する貝塚市の姿を示しています。

将来像1 心豊かな人が育ち ふるさとに誇りと愛着を感じるまち

施策5

誰もが学び、活躍できる 環境を確保する

現状と課題

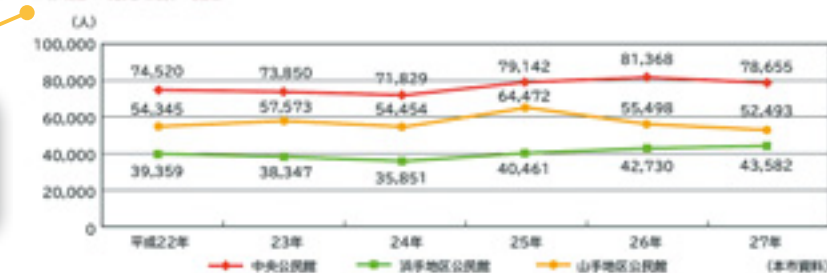
超高齢社会において、生涯を通じて誰もがいきいきと過ごすために、あらゆる学びの必要性が高まっています。

本市では、生涯学習ハンドブックの作成やコスモス市民講座の開催を通じて、市民の市政への参画と協働、地域課題解決のための学習の推進に努めています。

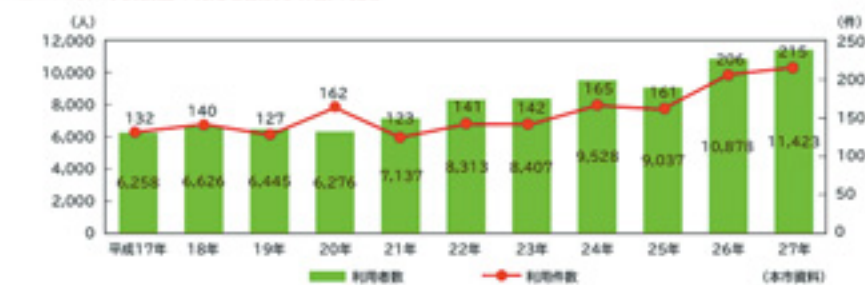
生涯学習活動のさらなる充実を図るため、若年層の参加促進や、障害者への配慮などすべての市民に関わった学習の場の提供が求められています。

また、生涯学習における官学協働や、関係機関との多様な連携によって、活動内容の充実や地域課題解決のための人材づくりが求められています。

■公民館の利用者数の推移



■コスモス市民講座の利用者数及び件数の推移



10年後の目標

市民の自主的な学びたい思いをかなえる体制が確保され、学びを通じて、ふるさと貝塚への愛着を深めるとともに、地域課題を解決するために活躍できる人材育成が図られています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- すべての市民に対し、生涯学習に関する情報を効果的に提供します。
- コスモス市民講座は、市民が市政に参画し、地域課題の解決に取り組む意欲を持てる内容となるよう充実を図ります。
- 社会教育機関は、互いに連携することで効果的に事業を実施し、障害者への配慮を含めた多様な学習ニーズに対応します。また、地域の老人クラブと連携し、高齢者の生きがいづくりにつながる学習の機会を提供します。
- 公民館等における活動が、地域課題に向けた自主的な学習の場となるよう、人材育成や団体相互の連携を進めます。
- 市民の本市への愛着が深まるような学習の機会を提供します。
- 市民図書館においては、デジタル情報の充実等、時代に応じた資料提供に努めるとともに、市民ニーズや地域課題に応じたコーナー設置を図るなど、図書館の利用促進に取り組めます。
- 家庭・地域の教育力向上をめざして、地団体と連携し、地域で活動するボランティアを育成しながら、活動の奨励・支援に取り組めます。
- 自然遊学館及び善兵衛ランドといった体験型学習施設では、子どもから大人まで楽しく学べるプログラムの充実を図ります。

市民・団体・事業所等の取組み

- 活字離れにならないよう心がけ、読書を通じた豊かな人生観を身につけます。
- 社会教育機関が実施した講座やイベント等をきっかけとして組織された団体やグループが、独自の活動を展開、発展させて、地域づくりに積極的に取り組めます。
- 地域で活動する各種団体は、地域の課題解決に向けて、相互に連携しながら地域社会における生涯学習の場づくりを行います。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策10 高齢者がいきいき暮らせる地域をつくる	○高齢者が参加しやすい学習機会を提供することで、生きがいづくりや地域の担い手づくりにつなげる。
施策12 市民主体の福祉活動を活性化させる	○生涯学習を通じて得た知識や技能を地域の活動に還元する。

成果を測る主な指標

指標	数値	現状	方向性
コスモス市民講座の利用者数	コスモス市民講座の延べ利用者数	11,423人 (平成27年度)	↑

分野別計画等：貝塚市生涯学習推進計画、貝塚市子ども読書活動推進計画

施策に関連する分野別計画等
を示しています。

施策の成果を図る指標を示し、現状値
については、本計画の作成時点で把握
できる数値を記載しています。
また、方向性は向上をめざすものは「↑」、
減少・縮小をめざすものは「↓」、
維持するものは「→」で表しています。

10年後の目標を実現するために市が取り組むこと、
また市民・団体・事業所等に
取組みを期待することについて
示しています。
「市民・団体・事業所等の
取組み」欄は、それぞれが
主体的に取り組んでいただくことへの期待を込め、
『～します』と表現しています。

主な取組みを推進するにあたり、
特に関連する施策を示しています。



天然記念物 和泉葛城山ブナ林



二色の浜海水浴場

Ⅲ 基本計画

将来像

1

心豊かな人が育ち
ふるさとに誇りと愛着を感じるまち

施策1 支援を要する子育て家庭を支える

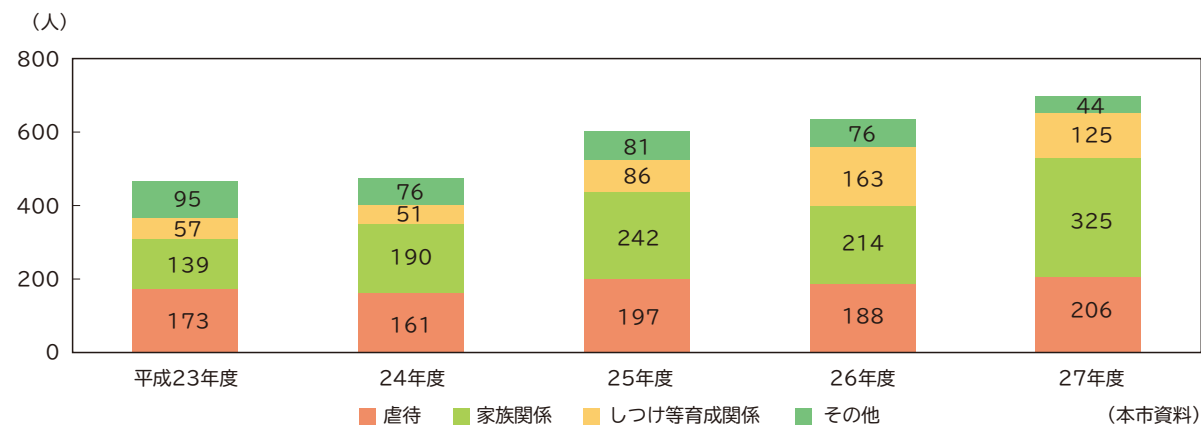
現状と課題

ひとり親家庭の増加や子どもの貧困問題など、社会的・経済的な支援を必要とする子育て家庭が増加しています。

子どもの健康管理と健全な育成を図るため、児童手当や児童扶養手当、子ども医療費助成などの経済的な支援と合わせ、就労支援や資格取得支援、相談体制の確立などの幅広い支援が必要となっています。

また、児童虐待件数が増加し、その内容も深刻化する中、子どもを虐待から守る市民の意識を高めるとともに、潜在的な虐待の早期発見や防止のため、教育や医療などの関係機関との密接な連携が必要です。

家庭児童相談件数の推移



10年後の目標

子育てに関する経済的な負担軽減や生活基盤を確立するための制度が市民に認知され、必要とする人が安心して利用でき、子どもを健全に育成できる環境が保たれています。

子育ての悩みを相談できる場が確保され、児童虐待につながる芽を摘み取るネットワークを確立し、万が一虐待が発生した場合、地域ぐるみで早期に解決できる体制となっています。

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 子ども医療費助成を継続して実施するとともに、その対象を拡大するなど、すべての子どもが必要な医療を受診できる制度をめざします。
- ひとり親家庭に対するきめ細やかな生活支援や、就労に結びつく資格取得のための支援を行うなど、経済基盤の確立に取り組みます。
- 地域ぐるみで子どもを見守る意識が高まるよう環境整備を行います。
- 教育、医療などの関係機関との密接な連携による児童虐待の防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- 保健師等により妊産婦の全家庭を訪問するなど相談体制を充実させ、出産・育児に悩みを持つ家庭への早期対応に取り組みます。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 地域が一体となって子どもに気を配り、安全やしつけ、家庭環境などに配慮することで、地域全体で子育てを支援します。
- 相互に交流する場を活用し、ひとり親家庭の孤立を防ぎます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 2 希望する子育てができる環境をつくる	○ニーズに応じた保育・子育て支援サービスが受けられる。
施策 9 安心できる地域医療体制を構築する	○経済的な理由で必要とする医療を受けられない子育て家庭がなくなる。
施策 14 生活困窮者の自立を支援する	○ひとり親家庭などが、継続した生活困窮状態に陥らない。
施策 30 人権が尊重されるまちづくりを進める	○児童虐待を早期に発見し、対応できる地域となる。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
ひとり親家庭の就労支援件数	母子父子自立支援プログラム策定件数	46件 (平成27年度)	↑

分野別計画等：貝塚市子ども・子育て支援事業計画



すくすく子ども館

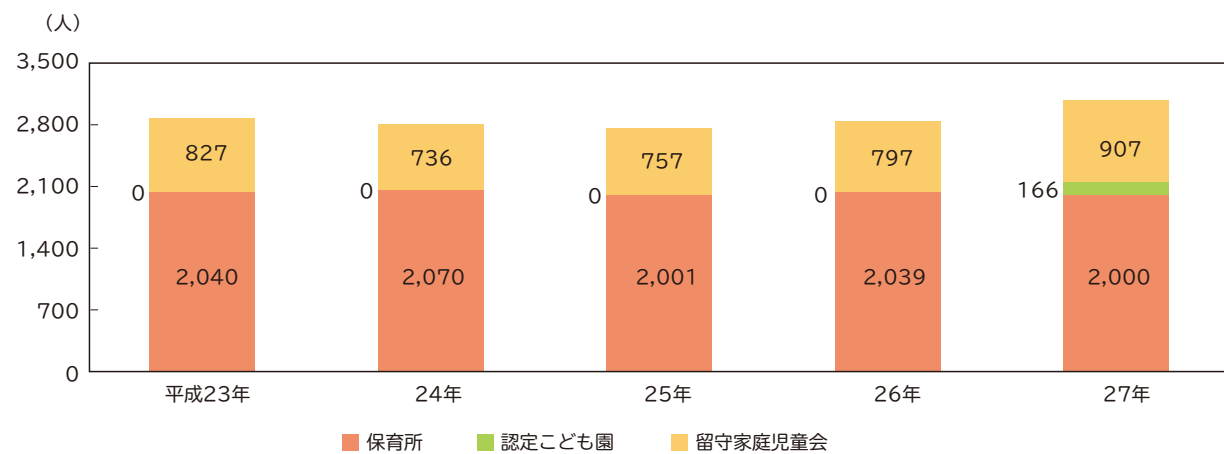
施策2 希望する子育てができる環境をつくる

現状と課題

核家族化や共働き家庭の増加などにより、保育所・学童保育の利用が増加傾向にある中、保育の担い手の確保や幼保一元化に向けた認定こども園の整備、学童保育の定員拡充など、待機児童をつくらない体制の整備が求められています。また、小学校との円滑な接続を考慮した学びの連続性の確保など、これまで幼稚園が担ってきた就学前教育を、認定こども園がどのように継承するか検討が必要です。

さらに、特別支援を要する子どもは年々増加しており、また支援のニーズも多様化していることから、今後もこれらのニーズに対応していく必要があります。

■保育所等入所児童数の推移



※留守家庭児童会：平成27年から対象者を小3から小6まで拡大(小3まででは800人)

(本市資料)

10年後の目標

家庭の状況に応じ、希望する幼児教育・保育、子育て支援のサービスを選択することができ、子育てと仕事の両立や、子どもが健やかに成長できる環境、親が子育てを楽しめる環境が整っています。

市民の力を活用した地域ぐるみの子育てが進み、さらにきめ細やかな子育て支援ができる体制となっています。

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 保育所及び学童保育に係る年度途中も含めた待機児童の解消と、教育・保育の連携を確保するため、ニーズに応じた受け入れ体制の整備を図るとともに、公立保育所の認定こども園化、地域に根ざした教育・保育施設づくりを行います。
- 働く家庭などの多様なニーズに対応する保育サービスの充実を図るとともに、市ホームページやリーフレット等により保育サービスについての詳細な情報を提供します。
- 各保育所等で園庭開放、保育所体験教室などを開催し、地域の子育て世帯への支援と通所児童との交流を図ります。
- 育児に優しい企業の認定や、男性向け育児講座の開催などを通じ、女性がいきいきと働きながら子育てができる環境を整備します。
- 親世帯との三世帯同居・近居を促進し、子育て負担の軽減を図ります。
- 新たな教育課題に対応できるよう、教育・保育施設と小学校・中学校との連携を推進し、課題解決に共同で取り組む機会を設け、教職員の資質向上を図ります。
- 障害児加配講師・保育士を継続して配置するとともに、公立幼稚園において3歳児保育と一時預かり保育を実施します。
- 一時預かり事業所利用券の給付や、オムツ替えや授乳ができるスペース「赤ちゃんの駅」の設置を進めるなど、子育て中の女性の外出支援に取り組みます。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 家庭や地域・企業が連携し、子育てについて地域全体で支え合う体制づくりを推進します。
- 子育て関連講座の開催やサークル活動を通じて、幼稚園や保育所、学童保育の子どもたちが地域社会とふれあうことで、感性豊かな人格を形成していきます。
- 子育てサークルやNPOの活動によって、子育て支援を推進します。
- 事業所は、乳児を子育て中の保護者が気軽に外出できるよう、オムツ替えや授乳ができるスペース「赤ちゃんの駅」の設置に努めます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 3 未来を切り拓く力と地域への愛着を持った子どもを育む	○学校教育との連携を図ることで、学びの連続性が確保され、切れ目のない育成ができる。
施策 12 市民主体の福祉活動を活性化する	○子育て支援を通じた地域の支え合いが醸成される。
施策 27 雇用機会の確保と就労支援を行う	○保育サービスの充実により、子育て中の人が安心して働くことができ、安定的に就労できる。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
保育所入所待機児童数	保育所への入所にあたり、待機を余儀なくされている児童の数	0人 (平成28年4月時点)	→
教育・保育施設入所率 (4歳児・5歳児)	4歳及び5歳の全児童数に占める教育・保育施設入所児童数の割合	95.7% (平成28年4月時点)	↗

分野別計画等：貝塚市子ども・子育て支援事業計画、貝塚市幼稚園再編計画

施策3

未来を切り拓く力と地域への愛着を持った子どもを育む

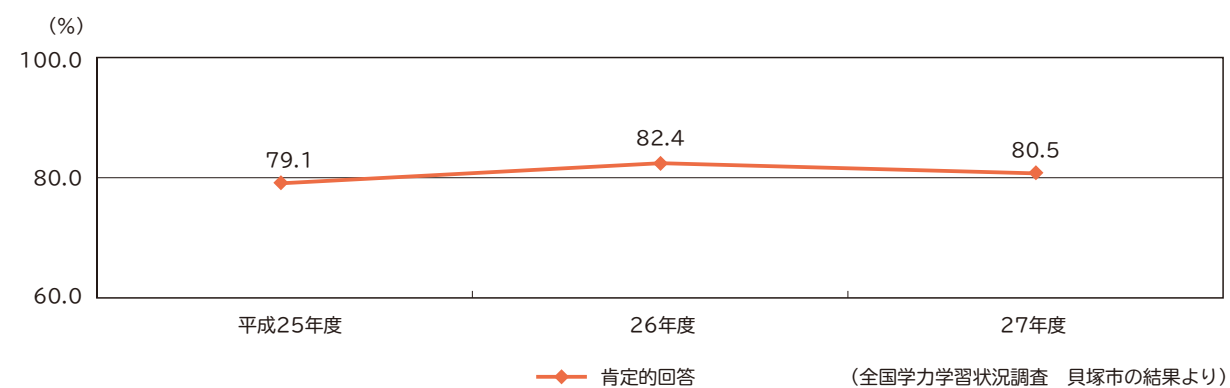
現状と課題

次世代を担う子どもたちが経済のグローバル化や高度な情報化など、変化の激しい社会を生き抜くためには、確かな学力と、未来を切り拓いていく力を身に付けることが求められています。

そのためには、教職員のさらなる指導力向上が必要です。英語教育・情報教育の充実やコミュニケーション能力の向上、道徳の教科化による豊かな心の醸成など、新たな課題に対応できる教育を行うとともに、本市がこれまで行ってきた、小中連携や小中一貫など、9年間の学びの連続性を重視した教育が必要です。また、「貝塚学※」による郷土愛の醸成、いじめを発生させない環境づくり、安心して教育を受けることのできる施設の計画的な維持・改修などについて、継続的に取り組む必要があります。

※貝塚学:貝塚で学び育ったことを誇らしく語ることができるよう、郷土愛を育む教育。

■学校に行くのは楽しいと思うか（小・中学校全体）



10年後の目標

子どもたちが夢と希望を描き、可能性を広げ、健やかに成長することができる、質の高い教育環境が確保されています。

ふるさとへの誇りと愛着を持った子どもたちが育ち、新たな地域の活力の担い手となって活躍しています。

多様性を認め合うことができる豊かな心と、思いやりのある子どもが育つ教育環境となっています。

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 教育研究センターを中心に教職員研修を充実します。
- 英語教育、道徳教育の研究及びアクティブラーニング（主体的・協働的な学習）やICT（情報通信技術）教育の推進など新しい教育課題に取り組みます。
- 小中連携・小中一貫教育の推進、新たな情操教育の導入に取り組みます。
- 貝塚で学び育ったことを誇らしく語ることができるよう郷土愛を育む教育（貝塚学）を推進します。
- 11月の第3日曜日を「貝塚家族の日」と定め、家庭や地域を対象とした公開講座を開催するなど、家庭と地域の教育力向上に取り組みます。
- 11月の第2日曜日を「貝塚読書の日」と定め、家庭、地域、学校が連携・協力して読書環境の整備に取り組み、子どもの読書活動を推進します。
- 特別支援教育については、専門家チームを各学校に派遣し、インクルーシブ教育（「ともに学び、ともに育つ」教育）システムを構築します。
- 不登校や暴力行為、いじめなどの問題行動の解決に取り組みます。
- 外国人児童生徒に対し、日本語指導等を実施します。
- 幼稚園・小学校・中学校の教育環境に対するニーズや、園児、児童、生徒数の動向を的確に把握し、施設・設備の整備を進めます。
- 小中学生に対し、安全かつ栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、アレルギー対応を充実します。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 家庭や地域は学校と連携し、教育力向上に努めます。
- 家庭において読書習慣の形成に取り組みます。
- 家庭におけるいじめ防止や人権尊重の教育を進めます。
- 地域において児童の通学の安全のために見守り隊活動を充実します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 2 希望する子育てができる環境をつくる	○幼児教育との連携を図ることで、学びの連続性が確保され、切れ目のない育成ができる。
施策 11 障害者（児）が自分らしく暮らせる地域をつくる	○インクルーシブ教育により、ともに学びともに育つ意識を醸成する。
施策 30 人権が尊重されるまちづくりを進める	○道徳の授業やいじめ防止の取組みにより、児童・生徒の人を思いやる心を醸成する。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
学力調査における平均正答率の全国との比較	全国学力学習状況調査での全国の平均正答率と本市の平均正答率との差（一教科あたりの平均）	－0.8ポイント（平成27年度）	↑
学校が楽しいと回答した小中学生の割合	全国学力学習状況調査において「学校へ行くのが楽しい」と回答した本市の小中学生の割合	80.5%（平成27年度）	↑

分野別計画等：貝塚市いじめ防止基本方針

施策4

青少年が健全に成長し、 活躍できる地域をつくる

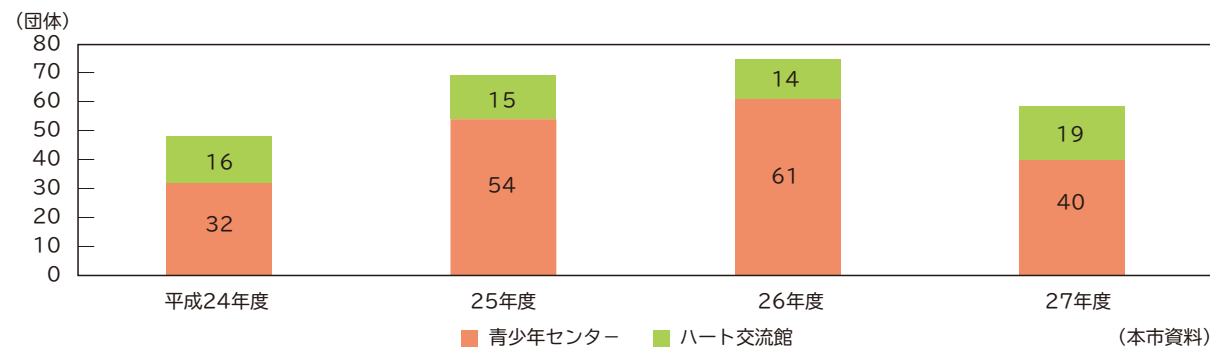
現状と課題

いじめや不登校、インターネット上のトラブル、深夜徘徊、ひきこもり、ニートといった青少年に関する問題は多様化かつ深刻化しており、背景には、核家族化や情報化社会の急激な進行、地域社会における大人の指導者不足があると考えられます。

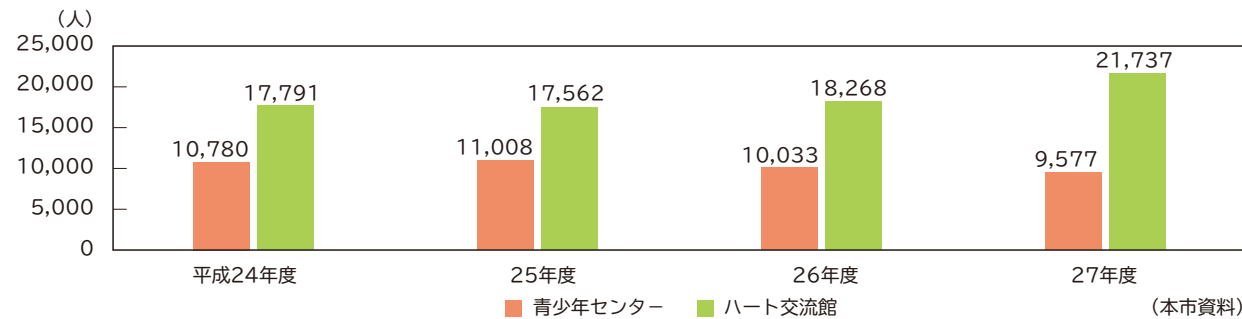
本市では、青少年健全育成関係団体による、大人と子どもの人間関係の構築をはじめ、規範意識の醸成、PTA や子ども会活動を通じた地域でのつながりづくりなどの取り組みが活発に行われてきましたが、いずれも担い手や指導者が不足しており、後継者を育成し活動を継続させることが必要です。

放課後や休日における子どもの居場所づくりについて、既存の市の事業に加え、市民や地域ボランティアによる主体的な取り組みが求められています。

■青少年活動実施団体数



■講座・イベント参加者数



10年後の目標

地域の子どもは地域で見守り育てるという意識が高まり、地域団体の多様な連携と自主的な活動が進んでいます。

放課後や休日における子どもたちの居場所があり、そこで友人たちと過ごす子どもたちがコミュニケーション能力を高め、次の世代の指導者として育っています。

青少年が健全に成長し、地域でいきいきと活躍しています。

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 青少年健全育成について、家庭・地域・学校・関係機関と連携した啓発活動を推進します。
- 青少年健全育成関係団体の活動を支援するとともに、新たな団体・個人が活動に取り組むよう啓発を行います。
- 地域における青少年育成の指導者やボランティアの人材発掘、育成を行います。
- 悩みを抱える青少年の健全育成のため、家庭・地域・学校の連携を深めます。
- 子どもの居場所づくりと、協調性やコミュニケーション力を高める体験活動を行います。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 大人としての責任と自覚ある生き方を青少年に示します。
- 青少年健全育成関係団体は、地域における人間関係の構築、規範意識の醸成のための事業を実施します。また、後継者の育成に努め、組織の強化を図ります。
- 地域で活動する各種団体は、青少年を有害環境から保護する活動や、子どもの安全を見守る活動などを通じ、自主的な活動と組織の強化に努めます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 12 市民主体の福祉活動を活性化する	○青少年健全育成の取り組みを通じたボランティア活動の活性化につなげる。
施策 14 生活困窮者の自立を支援する	○ニート、ひきこもりを解消することで、生活困窮に陥らないようにする。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
青少年活動実施団体数	青少年センター・青少年人権教育交流館における青少年活動実施団体の数	59 団体 (平成 27 年度)	↗
講座・イベント参加者数	青少年対象の講座・イベントの参加者数	31,314 人 (平成27年度)	↗



成人のつどい

施策5

誰もが学び、活躍できる環境を確保する

現状と課題

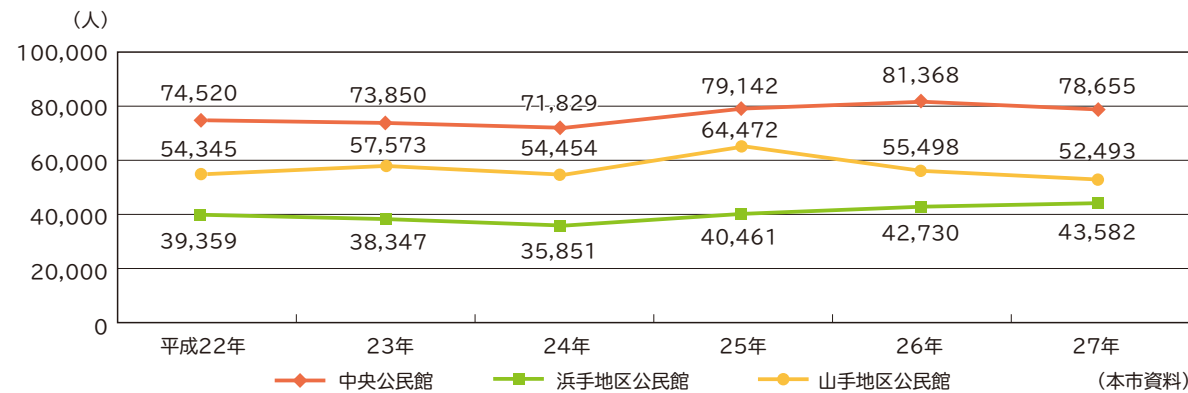
超高齢社会において、生涯を通じて誰もがいきいきと過ごすために、あらゆる学びの必要性が高まっています。

本市では、生涯学習ハンドブックの作成やコスモス市民講座の開催を通じて、市民の市政への参画と協働、地域課題解決のための学習の推進に努めています。

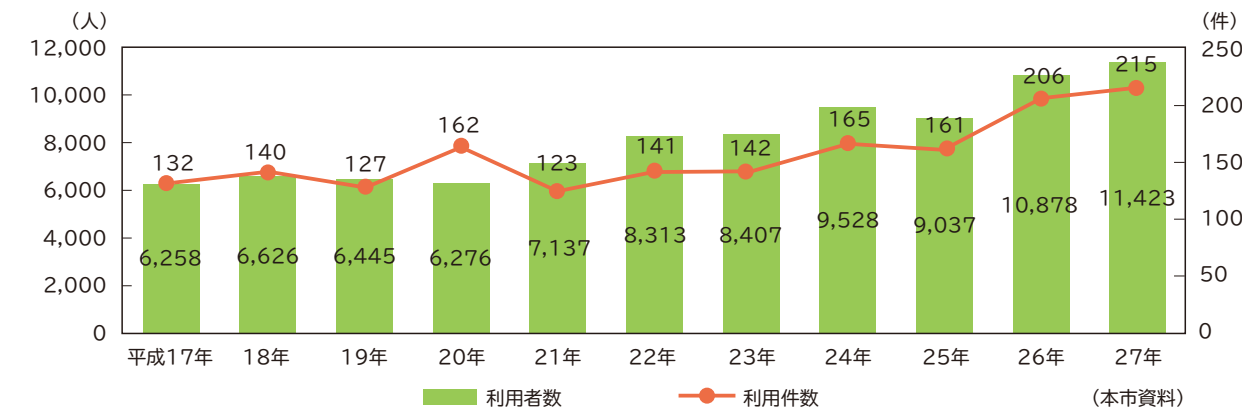
生涯学習活動のさらなる充実を図るため、若年層の参加促進や、障害者への配慮などすべての市民に開かれた学習の場の提供が求められています。

また、生涯学習における官学協働や、関係機関との多様な連携によって、活動内容の充実や地域課題解決のための人材づくりが求められています。

公民館の利用者数の推移



コスモス市民講座の利用者数及び件数の推移



10年後の目標

市民の自主的な学びたい思いをかなえる体制が確保され、学びを通じて、ふるさと貝塚への愛着を深めるとともに、地域課題を解決するために活躍できる人材育成が図られています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- すべての市民に対し、生涯学習に関する情報を効果的に提供します。
- コスモス市民講座は、市民が市政に参画し、地域課題の解決に取り組む意欲を持てる内容となるよう充実を図ります。
- 社会教育機関は、互いに連携することで効果的に事業を実施し、障害者への配慮を含めた多様な学習ニーズに対応します。また、地域の老人クラブと連携し、高齢者の生きがいがいづくりにつながる学習の機会を提供します。
- 公民館等における活動が、地域課題に合った自主的な学習の場となるよう、人材育成や団体相互の連携を進めます。
- 市民の本市への愛着が深まるような学習の機会を提供します。
- 市民図書館においては、デジタル情報の拡充等、時代に応じた資料提供に努めるとともに、市民ニーズや地域課題に応じたコーナー設置を図るなど、図書館の利用促進に取り組みます。
- 家庭・地域の教育力向上をめざして、地域団体と連携し、地域で活動するボランティアを育成しながら、活動の奨励・支援に取り組みます。
- 自然遊学館及び善兵衛ランドといった体験型学習施設では、子どもから大人まで楽しく学べるプログラムの充実を図ります。

市民・団体・事業所等の取組み

- 活字離れにならないよう心がけ、読書を通じ豊かな人生観を身につけます。
- 社会教育機関が実施した講座やイベント等をきっかけとして組織された団体やグループが、独自の活動を展開、発展させて、地域づくりに積極的に取り組みます。
- 地域で活動する各種団体は、地域の課題解決に向けて、相互に連携しながら地域社会における生涯学習の場づくりを行います。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策10 高齢者がいきいき暮らせる地域をつくる	○高齢者が参加しやすい学習機会を提供することで、生きがいがいづくりに地域の担い手づくりにつなげる。
施策12 市民主体の福祉活動を活性化	○生涯学習を通じて得た知識や技能を地域の活動に還元する。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
コスモス市民講座の利用者数	コスモス市民講座の延べ利用者数	11,423人 (平成27年度)	▲

分野別計画等：貝塚市生涯学習推進計画、貝塚市子ども読書活動推進計画

施策6 市民の自主的な文化活動を支援する

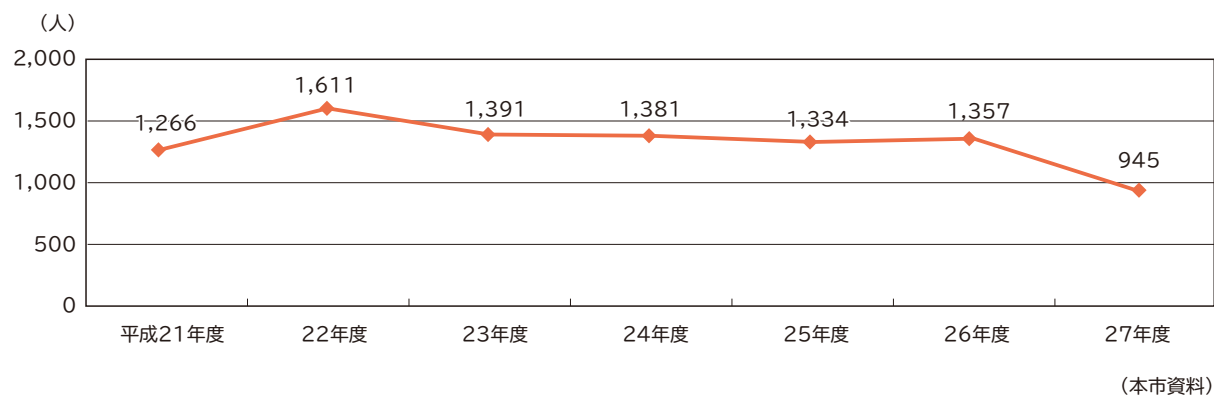
現状と課題

本市では、公民館や地域において行われている、市民グループやクラブなどによる様々な文化活動に対し、その活動を発表する場を提供するとともに、市民文化会館（コスモシアター）においては、一流アーティスト等による公演を開催するなど、市民が芸術・文化にふれる機会も提供しています。

こうした文化活動は、参加者の固定化や高齢化の傾向がある一方、市民グループによる新しいアートの動きも見られます。今後はあらゆる年代の市民が自主的に文化活動を展開することを促進していく必要があります。

また、市内で創作活動を行う人を顕彰するなど、既存のジャンルにとらわれない文化活動を行う人材を発掘し、市民が多様な文化にふれる機会を提供することが求められています。

市民文化祭来場者数の推移



10年後の目標

文化活動に対する多様な活動の場や発表の機会があり、文化に親しむ環境が整っています。これにより文化・芸術に対し意識の高い市民が増え、自主的な文化活動が活発に行われています。

市民が質の高い多様な芸術・文化にふれる機会があり、文化が生活にうまいと安らぎを与えています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 市民の文化活動の場や文化芸術にふれる機会を増やし、文化活動を支援・促進します。
- 市内文化団体の自立と活性化を促し、市民の手による文化イベントの開催や団体相互のネットワーク化を図るなど、市民主体の文化活動を展開します。
- 市民自らが文化の大切さについて考えるきっかけとなる講座を開催するなど、情報提供を行います。
- 本市にゆかりのある芸術家を発掘し、その活動を市民に周知することにより、市民に質の高い芸術を提供し、市への愛着を深めます。
- コスモシアターをより一層活用し、国内外の文化にふれる機会や、身近に文化を感じる機会を提供します。

市民・団体・事業所等の取組み

- 文化イベントへの積極的な参加により、地域の文化意識を高めます。
- 専門家の指導を受けた個人・団体が、より専門性の高い文化活動を展開します。
- 地域の人材や資源を生かし、市民自らが文化の創造、発信に取り組みます。
- 文化団体は後継者の発掘・育成に努め、異なる分野の団体との交流を図り、活動の活性化を図ります。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 4 青少年が健全に成長し、活躍できる地域をつくる	○文化活動を通じた青少年の健全育成を行う。
施策 10 高齢者がいきいき暮らせる地域をつくる	○高齢者の文化活動を通じて、生きがいづくりを行う。
施策 33 市民参加による協働のまちづくりを進める	○市民主体の文化活動を通じ、まちづくりへの市民参加を促進する。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
市民文化祭来場者数	市民文化祭への来場者数	945人 （平成27年度）	↑
文化の日のつどい来場者数	文化の日のつどい来場者数	406人 （平成27年度）	↑
コスモシアター来場者数	コスモシアター来場者数	123千人 （平成27年度）	↑



貝塚市民文化会館「コスモシアター」



貝塚市民文化祭

施策7

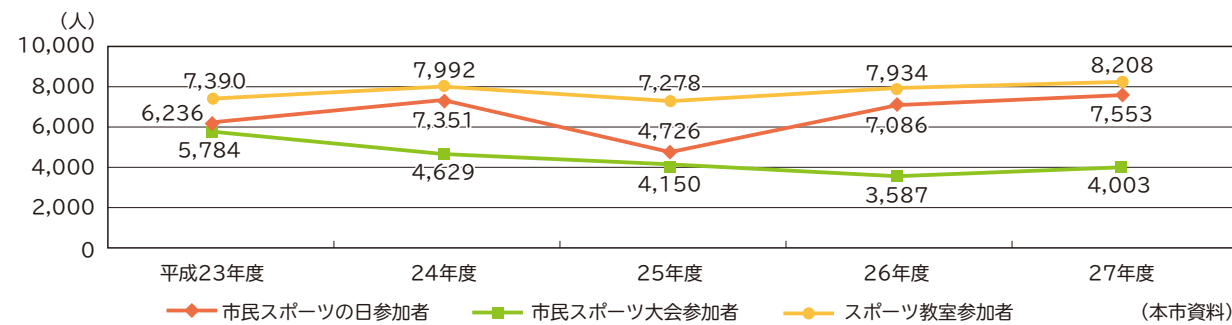
スポーツを通じた交流・地域づくりを行う

現状と課題

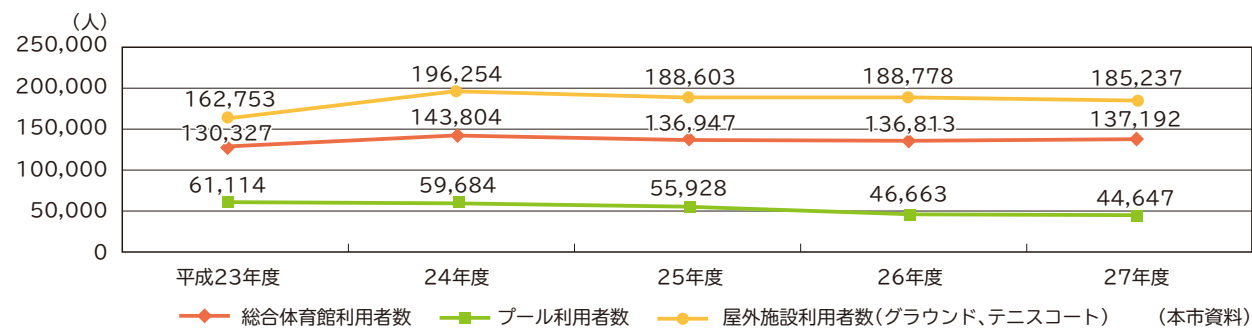
健康寿命の延伸やワーク・ライフ・バランスの推進などにより、多くの市民は健康づくりや体力づくりに関心を持ち、スポーツを通じた仲間づくりや生きがいづくりを望んでいます。こうした中、多くの市民が一層スポーツに親しみ、健康増進を図るためには、きっかけづくりや指導者の育成、企業や学校との連携による産学官協働のスポーツ振興など、幅広くスポーツに接する場をつくる必要があります。一方、市のスポーツ施設は老朽化が進んでおり、施設のあり方を見定め、計画的に改修を行う必要があります。

本市は古くから企業スポーツが盛んであり、スポーツに親しむ文化が地域に根付いています。東京オリンピックの開催に向け、競技スポーツへの関心も高まっており、市内の企業スポーツチームや民間スポーツ事業者との連携・協力により、指導者の育成やスポーツ活動の場づくりなど、さらに機運を高めていくことが望まれます。

■スポーツイベントの参加者数の推移



■市内体育施設の利用者数の推移



10年後の目標

誰もが生涯にわたり多様なスポーツを楽しむことができ、地域社会において、スポーツを通じた健康づくりや仲間づくりによる交流の輪が広がっています。

スポーツ団体のみならず、地域の各種団体や企業などが連携しながら、生涯スポーツや地域の活性化を進めています。

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- スポーツ施設に対する市民のニーズを捉え、効率的な施設の整備・運営を行います。また、管理運営手法についても研究を進めます。
- 本市の立地や自然環境などを生かしたスポーツの普及に取り組みます。
- 市民ニーズを反映させたスポーツ・レクリエーション大会、スポーツ教室を開催し、スポーツを楽しむ機会の充実に取り組みます。
- スポーツを通じて、企業スポーツクラブや民間事業者と地域団体等の交流を促進するとともに、市民の健康増進・地域活性化、産業振興につながるような取り組みを進めます。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 健康増進のため、スポーツに関心を持ち、生涯スポーツに取り組みます。
- スポーツ関係団体は自ら研修に参加し、地域スポーツの振興に向けて意識醸成を図り、指導力、企画力の向上に取り組みます。
- スポーツ関係団体と地域団体や企業などが連携して、地域社会において、スポーツを通じたまちづくりに取り組みます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 8 生涯を通じた主体的な健康づくりにつなげる	○スポーツを通じて、健康づくりの意識を高める。
施策 33 市民参加による協働のまちづくりを進める	○スポーツ振興を通じた地域活動を協働のきっかけとする。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
市主催のスポーツイベントの参加者数	市が主催する各種スポーツイベントに参加した延べ人数	19,764人 (平成27年度)	↑
施設の利用者数	市内体育施設を利用した延べ人数	367,076人 (平成27年度)	↑



日本生命野球部練習グラウンド



ビーチ & パークラン



市民健康まつり



市立貝塚病院

Ⅲ 基本計画

将来像
2

誰もが地域で健やかに
ともに支え合うまち

施策8

生涯を通じた主体的な健康づくりにつなげる

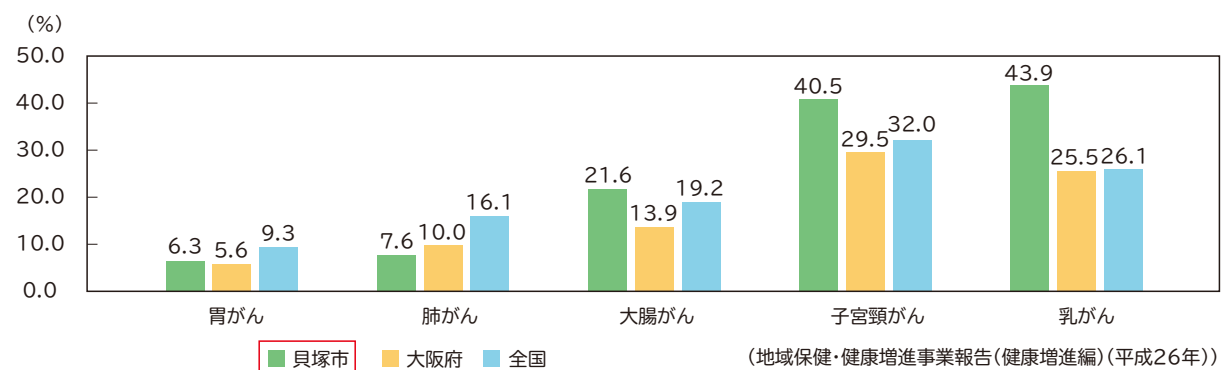
現状と課題

本市では第1期及び第2期「健康かいつか21」に基づき、市民の健康づくりに取り組んできました。妊娠・出産・乳幼児期においては、核家族化による子育て知識の不足などから、きめ細やかな支援と相談体制の充実が必要となっています。

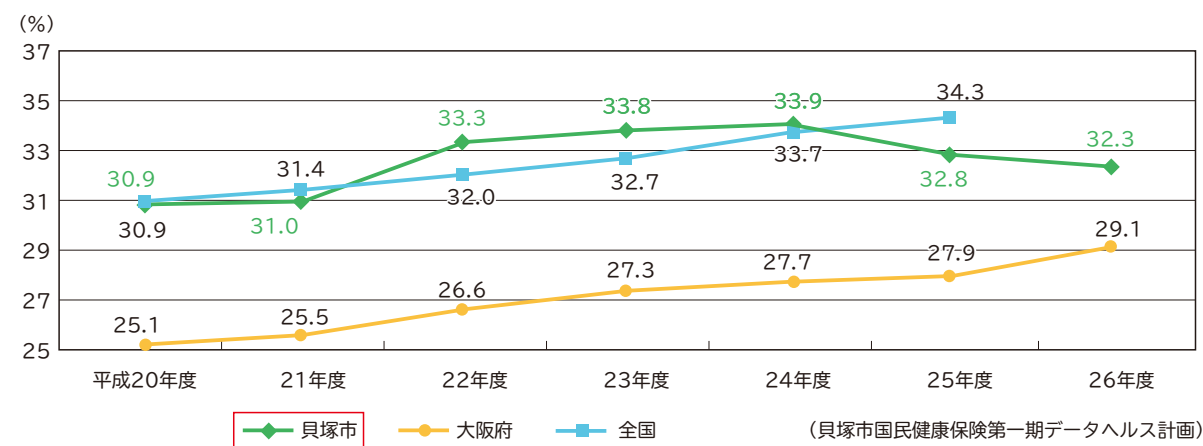
また、成人におけるがん検診の受診率は上昇傾向にあるものの、国がかかげる目標には達しておらず、さらなる啓発が必要です。

そのほか、国保特定健康診査や予防接種の受診勧奨など、健康づくりに向けた意識啓発により、自身の健康づくりに積極的に取り組む市民の増加を図る必要があります。

■がん検診の受診率（全国、大阪府との比較）



■国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率（全国、大阪府との比較）



10年後の目標

妊娠・出産・乳幼児期から高齢期に至るまで、健康に関する生涯を通じた切れ目のない相談体制が確保され、すべての市民に適切な生活習慣が浸透しており、自ら主体的に健康づくりに取り組んでいます。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 健康に対する市民の意識を高めるため、食事や運動、喫煙などの生活習慣の改善に向けた啓発を行います。
- 妊娠・出産から就学前までの健康づくりについて、切れ目のない支援に取り組みます。
- がん検診や国保特定健診等について、開催日や実施場所の充実など受診しやすさを高めるとともに、幅広い機会を通じた受診勧奨により、受診率を向上し疾病の早期発見につなげます。
- 歯科健診に対する意識啓発をし、受診を勧奨します。
- 予防接種に関する医療情勢の変化に対応し、正しい情報提供を早期に行い、予防接種や医療に対する知識を普及します。
- 感染症予防に対する啓発をし、集団感染などの情報提供を迅速に行うことで、防疫体制の充実を図ります。

市民・団体・事業所等の取組み

- がん検診及び国保特定健診を積極的に受診します。
- 校区教室・市民講座などの研修会に積極的に参加し、健全な生活習慣、食習慣の知識を深め、実践します。
- 感染症の発生状況や予防手段についての情報を得ることで健康の維持に努めます。
- 食育の大切さを再認識し、栄養バランスのとれた食事の摂取に努めます。
- 公共性の高い施設や店舗等では、受動喫煙の健康被害防止に努めます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 2 希望する子育てができる環境をつくる	○妊娠・出産・乳幼児期の健康を維持し、健全に子育てを行う。
施策 10 高齢者がいきいき暮らせる地域をつくる	○健康づくり・介護予防を促進し、高齢者の健康で自立した生きがいのある生活につなげる。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
乳がん検診受診率	市が実施する乳がん検診の受診率（40～69歳）	44.0% (平成27年度)	↑
大腸がん検診受診率	市が実施する大腸がん検診の受診率（40～69歳）	22.2% (平成27年度)	↑

分野別計画等：第2期健康かいつか21、貝塚市母子保健計画、貝塚市子ども・子育て支援事業計画、貝塚市保健事業実施計画、貝塚市特定健康診査等実施計画、貝塚市国民健康保険第一期データヘルス計画

施策9 安心できる地域医療体制を構築する

現状と課題

日進月歩の医療技術の向上により、質の高い医療を受けたいというニーズが高まっています。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、都道府県が「地域医療構想」を策定し、地域ごとの医療ニーズと必要病床数を見込んだ医療の機能分化と連携が進められています。

市立貝塚病院では、がん診療を中心とした急性期病院として、また南泉州唯一の緩和ケア病棟を有する病院として、健診から治療、緩和ケアまで一貫したがん診療の提供を行っています。

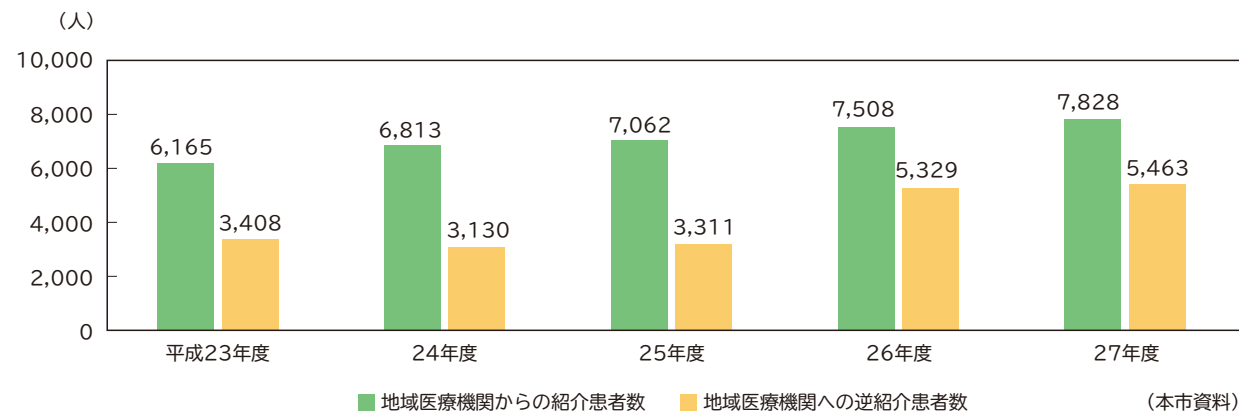
救急医療においては、泉州北部小児初期救急医療センターを泉州北部の5市1町の連携により開設しているほか、休日救急診療所を開設しています。また、市立貝塚病院における内科系二次救急※の未整備な部分については、民間病院と官民連携を図ることで対応しています。

周産期医療については、りんくう総合医療センターとの連携による泉州広域母子医療センターを開設しています。

今後は、地域医療機関との連携強化を図りながら、地域における包括的な支援が提供できる地域医療体制を構築する必要があります。

※内科系二次救急：かぜによる高熱や家庭では処置できない切り傷といった症状を診察治療する一次救急に対し、入院や手術を必要とする患者を対象とする。

市立貝塚病院における地域医療機関からの紹介患者数及び逆紹介患者数



10年後の目標

市立貝塚病院を中心として、地域の医療機関の連携が確保され、救急医療を含め市民が安心して医療を受けることができる地域医療体制が構築されています。

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 市立貝塚病院における医師、看護師等の医療従事者の確保に努め、内科系二次救急の再開をめざします。また、外科系二次救急については、今後も民間病院との連携を進めます。
- 市立貝塚病院の強みを生かし、がん診療における医療機能の充実に取り組みます。
- 市立貝塚病院と地域医療機関との連携強化を進め、市民が安心できる地域医療体制の構築に取り組みます。
- 市民公開講座や乳がん自己検診出張出前講座など、市民に開かれた啓発活動の充実を図ります。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 安易に救急外来を受診することがないように、適正な医療機関の受診を心がけます。
- 地域医療機関は、市立貝塚病院などと連携した医療提供に取り組みます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 2 希望する子育てができる環境をつくる	○子どもや子育て家庭が安心して受診できる医療体制を確保する。
施策 8 生涯を通じた主体的な健康づくりにつなげる	○医療にかかる状態にならないよう、健康づくりに取り組む。
施策 10 高齢者がいきいき暮らせる地域をつくる	○適切な医療の提供により、高齢者が要介護状態に陥らないようにする。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
救急搬送患者の市内搬送割合	貝塚市消防本部における救急搬送のうち、市内医療機関へ搬送した割合	37.6% (平成27年度)	↑

分野別計画等：市立貝塚病院 中期経営計画



市立貝塚病院緩和ケア病棟（個室）



同左（ロビー）

施策10

高齢者がいきいきと暮らせる地域をつくる

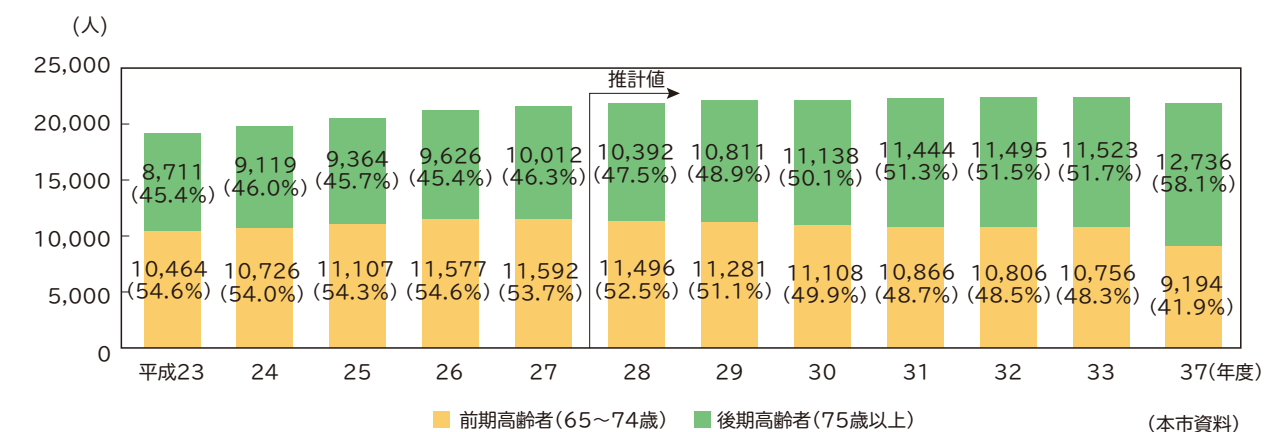
現状と課題

高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者が年々増加し、介護保険給付費の増大につながっており、特に認知症高齢者への支援が必要となっています。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、高齢者を支える地域活動をはじめとする様々な生活支援や介護、医療に関するサービス等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。

介護保険サービスなどの公的な制度による支援と合わせ、介護予防や生きがいのづくりの取り組み、地域で支え合いともに暮らしていくための仕組みづくりが求められています。

■前期・後期高齢者別 人数・割合の推移及び推計



10年後の目標

本市の地域特性に合った地域包括ケアシステムが構築され、高齢になっても、介護が必要になっても、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちになっています。



老人クラブ連合会スポーツ大会



地域包括支援センター「介護なんでも相談会」

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 貝塚市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域の実情に即した認知症施策の推進、医療と介護の連携の強化、地域包括支援センターの機能強化、介護サービスの基盤整備など計画に沿った事業を展開し、地域包括ケアシステムを確立します。
- 高齢者の尊厳を守り、その人らしく地域で安心して生活できるよう権利擁護を推進します。
- 住民主体・協働を理念として、すべての高齢者が自ら身近な場所で継続的に健康づくりや介護予防、生きがいのづくりに取り組むことができるよう支援します。
- 介護保険事業の運営にあたっては、利用者の状態に合わせた適切な介護認定、給付を維持します。
- 地域密着型サービス等介護サービスの基盤整備を計画的に進めます。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 認知症を正しく理解し、高齢者の尊厳を守ります。
- 高齢期の健康づくり、介護予防に積極的に取り組みます。
- 社会福祉協議会は地域ボランティアの育成とともに小地域ネットワーク活動を推進し、地域での生きがいのづくりに主体的に取り組めます。
- 医療・介護関係者は市と連携し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の整備を図ります。
- シルバー人材センターは高齢者の多様なニーズに対応した就業機会を確保し、提供します。
- 介護保険事業者は相互の連携強化と緊密な情報共有に取り組めます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 8 生涯を通じた主体的な健康づくりにつなげる	○高齢者の主体的な健康づくりを推進し、元気な高齢者を増やす。
施策 9 安心できる地域医療体制を構築する	○高齢者の健康づくり・介護予防により、医療費の抑制につなげる。
施策 12 市民主体の福祉活動を活性化	○元気な高齢者がボランティアや地域活動を行い、地域福祉の活性化につなげる。
施策 18 地域特性を生かした都市づくりを進める	○高齢化に対応した都市機能の集約など、持続可能なまちづくりを行う。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
要介護認定を受けていない高齢者の割合	要介護認定を受けていない高齢者の割合	79.6% (平成27年度)	↑
二次予防対象者※割合	二次予防対象者数／ニーズ調査回答者数	24.5% (平成25年度)	↓

※二次予防対象者：介護認定は受けていないが、生活習慣などにより要介護状態となるリスクの高い高齢者。

分野別計画等：貝塚市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

施策11

障害者（児）が自分らしく暮らせる地域をつくる

現状と課題

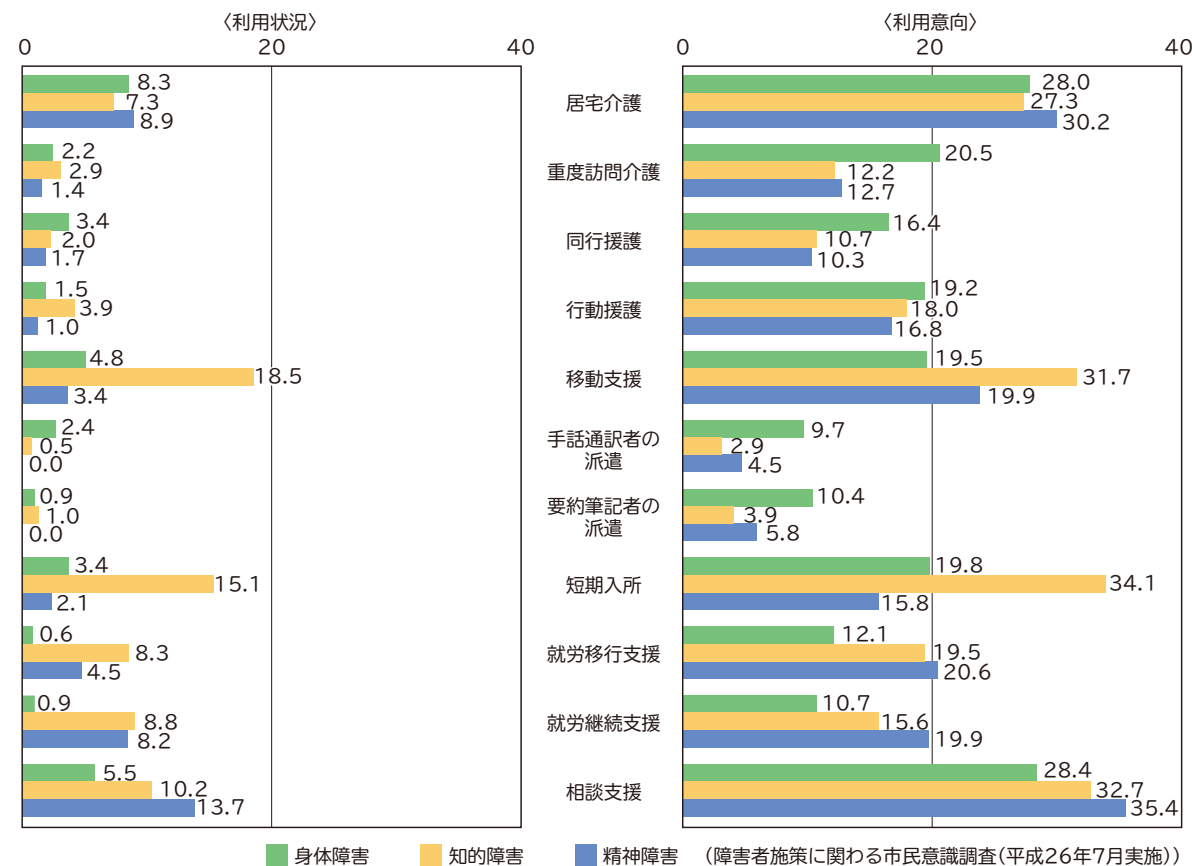
障害者（児）が社会参加できる機会の確保や地域社会における共生の実現、社会的障壁を取り除くことをめざし、日常生活・社会生活の支援を総合的かつ計画的に行うことを基本理念とし、平成25年4月に障害者総合支援法が施行されました。

配慮が必要な保育所等入所児童や障害児通所支援事業の対象児童が年々増加しており、保育所等においては、加配保育士等の配置など、適切な対応が必要です。

障害者が継続的に働き続けるためには、適切な職業訓練支援と企業の理解が必要です。

障害者（児）が抱える課題に対し、ワンストップで対応し、包括的に支援できる基幹相談支援センターの設置が求められています。

福祉サービスの利用状況と利用意向



10年後の目標

障害者（児）の生活を支える様々な制度やサービスが提供され、地域の中で生活の場が確保されており、誰もが生きがいを持ち、可能な限り地域で自立するなど、自分らしく暮らすことができています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 障害福祉サービスの提供状況を把握し、不足しているサービスは社会福祉協議会などにおいて提供できるよう働きかけます。
- 障害児が健全に発達し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携による支援体制を構築します。
- 一般事業所と就労支援事業所との連携強化をはじめ障害特性に応じた就労支援や得意分野の見極めなどにより、一般事業所での就労継続に向けた支援を行います。
- 障害者（児）の社会参加を阻む、障害及び障害者（児）への理解不足を解消するための啓発活動を、市民及び事業所に向けて行います。
- 障害者（児）が地域で安心して暮らすために、権利擁護の周知・推進に取り組みます。
- 基幹相談支援センターの設置や、市内事業所に対し計画相談支援事業所への登録を促すなど、相談支援体制の整備に取り組みます。

市民・団体・事業所等の取組み

- 市民、団体、学生等ボランティアは相互に交流し、障害者（児）への理解を深めます。
- 障害者の就労に関し、関係機関は連携を強化します。
- 一般事業所は障害者の法定雇用率の達成に努めます。
- 事業所は、「障害者差別解消法」を十分に踏まえ、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供に努めます。
- 福祉サービス事業所は計画相談支援事業に取り組みます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 2 希望する子育てができる環境をつくる	○障害児やその家族のニーズに対応した支援により、希望する暮らしを実現する。
施策 30 人権が尊重されるまちづくりを進める	○障害者（児）への正しい理解が深まり、人権が守られる。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
就労支援機関を通じた就労者数	就労支援機関を経由して、一般就労に至った人数	4人 （平成27年度）	↑

分野別計画等：第2次貝塚市障害者計画、貝塚市子ども・子育て支援事業計画

施策12 市民主体の福祉活動を活性化する

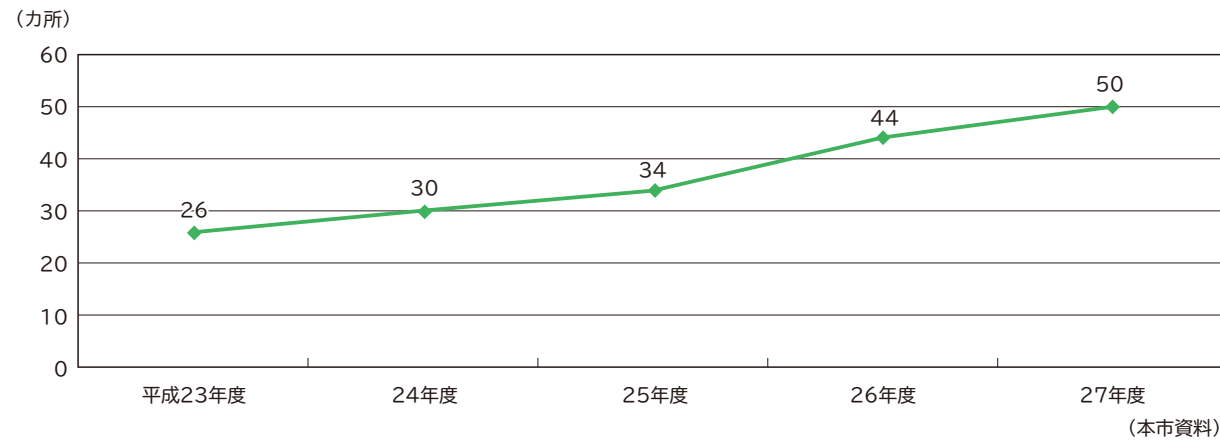
現状と課題

少子・高齢化や核家族化の進行に伴い、支援が必要な高齢者や障害者、ひとり親家庭などが増加していることから、公的なサービスだけでなく、地域やボランティア、NPO など市民主体の福祉活動へのニーズが高まっています。

町会・自治会、老人会等の地域ボランティアが行っているふれあい喫茶が市内全域に広がりを見せ、平成27年度現在では50カ所で取り組まれています。

地域のつながりや近所づきあいの希薄化が進む中、居場所づくりやつながりの形成など、地域福祉の向上が求められています。

■市内で開催されるふれあい喫茶実施力所数の推移



10年後の目標

市民が主体的に行う福祉活動が地域に定着・浸透し、すべての人が様々な場面で、相互に支え合う地域コミュニティが形成されています。

人々が集い、日常的な課題を相談できる居場所づくりが、地域ごとに広がっています。



ボランティアフェスティバル

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 福祉活動への市民意識の向上を図るため、啓発、情報提供を行います。
- 社会福祉協議会など関係機関と連携し、地域でのボランティア活動団体、地区福祉委員会など、地域福祉の担い手となる個人や団体を支援します。また、学校、地域における福祉教育を推進します。
- 地域トータルケアシステムを構築するために、社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関わる各種団体、事業者等とのネットワークの構築に取り組みます。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 地域ボランティア活動などに積極的に参加します。
- 地域住民が主体となって、ふれあい喫茶、ふれあい給食、見守り活動、生活援助などを行い、社会的な孤立がない地域づくりを進めます。
- 社会福祉協議会は地域ボランティア、地区福祉委員会を支援し、市民の地域福祉活動や小地域ネットワークの活性化に取り組みます。また、地域トータルケアシステムを構築します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 1 支援を要する子育て家庭を支える	○支援を要する子育て家庭を地域で支援する体制が構築される。
施策 2 希望する子育てができる環境をつくる	○子どもを地域で見守る体制が構築される。
施策 10 高齢者がいきいき暮らせる地域をつくる	○高齢者を地域で支援する体制が構築される。 ○地域活動の担い手として活躍する高齢者が増加する。
施策 11 障害者（児）が自分らしく暮らせる地域をつくる	○障害者（児）の自立した生活を地域で支える体制が構築される。
施策 15 災害に強いまちをつくる	○災害時に地域で要配慮者を支援できる体制が構築される。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
ふれあい喫茶ボランティア数	ふれあい喫茶にボランティアとしてかかわった人の数	5,437人 (平成27年度)	↑

分野別計画等：貝塚市地域福祉計画、貝塚市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

施策13 悩みを抱える市民に寄りそう

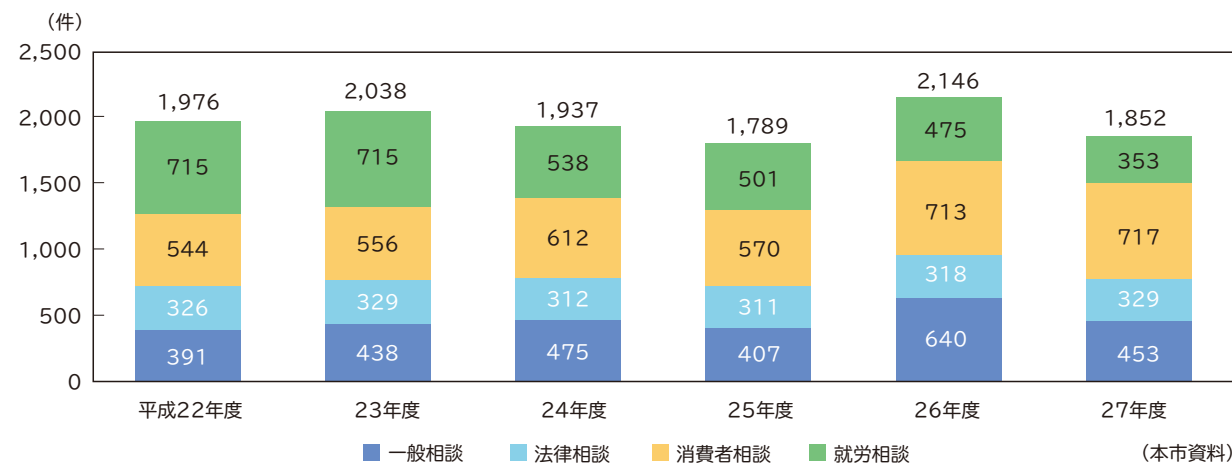
現状と課題

高度情報化の進展や、地域のつながりの希薄化、景気の長期低迷などにより、市民が抱える生活課題は、多様化・複雑化しています。

本市では、一般相談以外に、法律相談、女性相談、DV（配偶者や恋人などからの暴力）相談の窓口を設けるとともに、就労困難者を支援するため、就労支援コーディネーターが、就労にすぐに結びつかない方の就労相談や資格取得に向けたパソコン講座、介護職員初任者研修、その他様々な就労支援講座を実施していますが、開催日時や方法について、ニーズに合わせた検討が必要です。

また、携帯電話やスマートフォンなどの急激な普及による新たな詐欺被害が増加しており、消費者がより安全で安心な消費生活を送ることができる環境を整備する必要があります。

市民相談室における相談件数の推移



10年後の目標

市民が悩みや不安を気軽に相談できる場が確保され、生活を送る上での課題に直面したときに解決への道筋をつける支援体制が整っています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 関係機関と連携しながら、法律相談、女性相談、DV相談などの相談体制を充実します。
- 相談員の研修参加を推進し、スキルアップに努めます。
- ハローワーク、商工会議所と連携し、出張相談窓口を活用した情報提供など就労支援を行います。
- 生活困窮者の就労支援については、生活基盤づくりから始めるなど、個々のニーズに応じた対応を行います。
- 社会環境の変化に伴い発生する新たな消費者被害を防ぐため、国民生活センターなど関係機関との情報交換、市民への迅速な情報提供、啓発活動を充実します。

市民・団体・事業所等の取組み

- 適切な情報収集により、消費者トラブルに巻き込まれないための知識を高めます。
- 社会福祉協議会などの関係機関は、心配ごと相談の実施とともに、高齢者、障害者、子育て、虐待、DV、ニート、ひきこもりなどの相談や居場所の提供等で連携します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 1 支援を要する子育て家庭を支える	○相談できる機会を確保することで、子育ての悩みに対応する。
施策 14 生活困窮者の自立を支援する	○就労支援につなげることで自立を促進する。 ○相談内容により、社会保障制度の利用につなげる。
施策 17 地域ぐるみで防犯に取り組む	○地域で情報を共有し、消費者被害を防ぐ。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
相談件数	市民相談室で相談を受けた延べ件数	1,852件 (平成27年度)	→
消費者相談における斡旋件数	相談者と業者の間を取り持って解決などをした件数	41件 (平成27年度)	↗



市民相談室

施策14 生活困窮者の自立を支援する

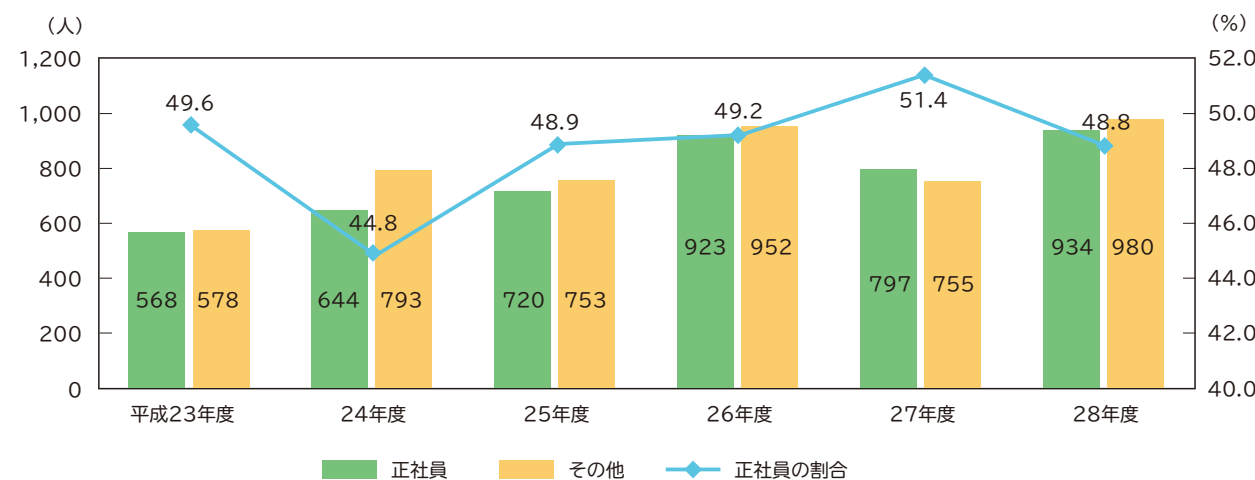
現状と課題

近年、全就業者に占める非正規雇用の労働者の割合は上昇傾向にあり、さらに働きたくても働けない、離職などにより住むところがないなどの理由により、切実な生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。

生活保護受給者の増加や、子どもの貧困、高齢者の貧困が社会問題になるなど、生活困窮者のさらなる増加が懸念されています。

生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の効果的な活用により、生活困窮状態からの自立に向けた支援が必要です。

■新規求人数（一般）における正社員の割合



※ハローワーク岸和田管内 各年1月時点(ハローワーク岸和田資料)

10年後の目標

経済的な生活困窮に陥る前の相談の機会が確保され、社会的に自立した生活を送るための支援が行われています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 生活困窮者が安心して相談や支援を受けられるよう、ケースワーカーと民生委員・児童委員の連携、情報共有を強化します。
- 福祉・医療・年金などの諸制度の活用を図るため、関係機関との連携を強化します。
- 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の効果的な活用により、生活困窮者世帯の早期発見・支援ができる体制を構築します。
- 「自立相談支援事業」「住居確保給付金の支給」及び「一時生活支援事業」を適正に実施するとともに、「就労準備支援事業」「家計相談支援事業」「生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業」、その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業に取り組みます。

市民・団体・事業所等の取組み

- 民生委員・児童委員や町会・自治会、配達・コンビニ事業者などは生活困窮世帯の早期発見・支援、見守りに協力します。
- 社会福祉協議会は自立相談支援機関と連携し、生活福祉資金の貸付けなど迅速な支援に取り組みます。
- 社会福祉法人、NPO、事業所等は、就労準備支援事業への協力（指導・訓練・就労体験の場の提供）、就労訓練事業の実施と自立相談支援機関との連携に協力します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 1 支援を要する子育て家庭を支える	○生活困窮に陥らないよう、自立を支援する。
施策 13 悩みを抱える市民に寄りそう	○関係機関との連携・情報共有により、生活困窮に陥る手前での支援を行う。
施策 27 雇用機会の確保と就労支援を行う	○自立のための支援をしながら、就労につなげる。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
プラン作成延べ件数	相談者の目標に向けたプランを作成した延べ件数	43 件 (平成 27 年度)	↑
プラン作成対象人員	上記プランを作成した対象人数	41 人 (平成 27 年度)	↑

分野別計画等：貝塚市地域福祉計画



津田浄水場



市民避難訓練

Ⅲ 基本計画

将来像
3

みんなで作る
安全・安心で快適に暮らせるまち

施策15 災害に強いまちをつくる

現状と課題

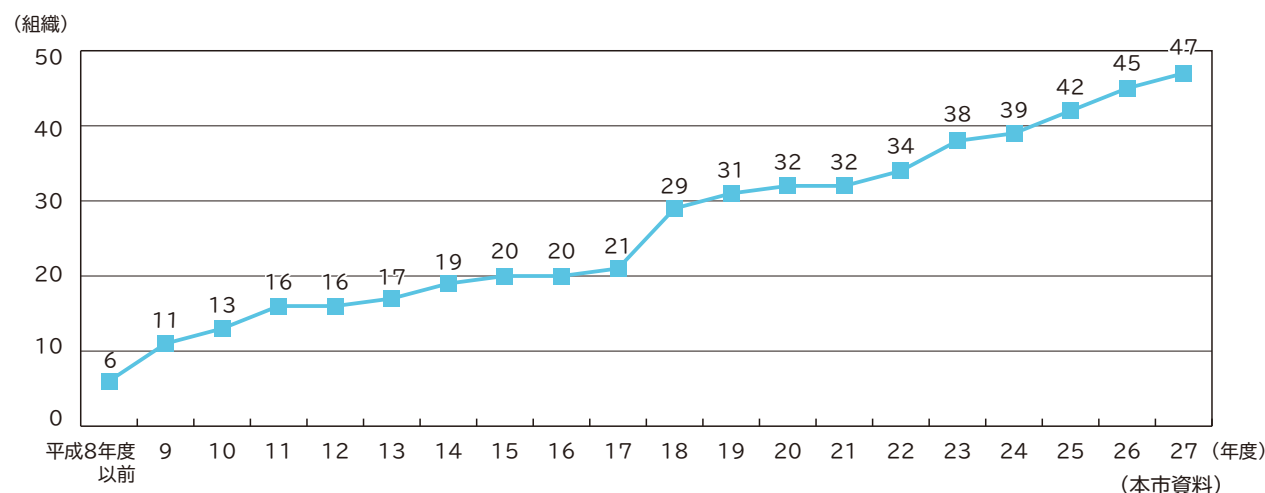
南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、本市においても津波により沿岸部市街地の一部が浸水すると想定されており、災害対応体制の強化や備蓄物品の拡大を進めています。

市内の小・中学校はすでに耐震化が完了しましたが、防災拠点や避難所として利用される建物、道路や橋梁などその他の公共施設においては、耐震化工事の実施等による大地震に対する備えが必要な状況です。

災害時の対応では、消防・警察・自衛隊など、防災関係機関との連携強化を図るとともに、広域救援部隊受入拠点を整備する必要があります。

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、市民主体による災害に備えた取組みの強化や、自助意識の向上、災害時要配慮者に対する支援体制の構築、自主防災力の向上等が必要です。

■自主防災組織数の推移



10年後の目標

行政・市民・事業所・ボランティア団体等が相互連携や相互支援を強め、災害時に互いに助け合う、安心して暮らせるまちになっています。

市民、事業所等は、「自らの生命は自ら守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを怠らない、防災力の高いまちになっています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 市役所本庁舎は、大規模災害発生時においても、防災拠点の中核機能を果たせるよう必要な対策を講じます。
- 市の公共建築物は、大規模災害発生時においても避難所等としての防災機能を維持できるよう、必要な対策を講じます。
- 道路や橋梁などは、大規模災害発生時においても、地域緊急交通路としての輸送経路や避難経路を確保できるよう、機能維持のため必要な対策を講じます。
- 木造住宅密集市街地において、延焼遮断空間や安全な避難路を確保するため、老朽空き家の除却や住宅の耐震化を支援・推進します。
- 「せんごくの杜」防災広場は、災害時に自衛隊や警察、消防などの救助救援活動の防災拠点として活用し、災害時における自衛隊など

- との連携強化を図ります。
- 沿岸部の浸水防除のため、雨水ポンプ場等の整備と適切な維持管理に努めるとともに、関係機関と連携し、津波浸水対策を推進します。
- 防災出前講座の開催や啓発チラシの配付、防災訓練実施などの活動をより一層充実します。
- 災害時に支援が必要な要配慮者に対し、すべての地域で支援体制が構築できるよう、行政・市民・福祉事業所・ボランティア団体等の連携を強化します。
- 災害発生時の情報伝達や情報収集について、ICTを活用した市民との双方向通信型の減災コミュニケーションづくりに努めます。
- 災害に備え、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本とした地域づくりのため、自主防災組織の組織率向上を図ります。

市民・団体・事業所等の取組み

- 「自らの生命は自ら守る」ことを基本とした防災意識向上のため、研修会や地域防災訓練に積極的に参加します。
- 災害に備え、各家庭内で食料・飲料水・その他日用品などの備蓄を行います。
- 住宅の耐震化に取り組むとともに、老朽空き家や空き地を適正に管理します。
- 町会・自治会などでは、要配慮者に対する

- 災害時支援体制を構築するとともに、地域ぐるみで防災意識の向上に取り組み、地域防災力を強化します。
- 水利組合はため池や水路の点検を行い、浸水被害の防止に努めます。
- 事業所は防災対策の強化を図るとともに、食料・飲料水・毛布・その他日用品の社内備蓄を行います。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策12 市民主体の福祉活動を活性化する	○防災活動をきっかけとした地域のつながりを強化する。
施策16 即時対応できる消防・救急体制を構築する	○災害発生時等緊急時の体制を強化する。
施策37 公共施設等を効果的・効率的に維持・管理する	○避難所の安全性の確保のため、公共施設の耐震化などを行う。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
公共施設の耐震化率	市の公共施設（インフラ関連施設を除く）のうち耐震基準を満たした施設の延床面積の割合	71.4% (平成27年度)	↑
自主防災組織数	地縁団体単位の自主防災組織数	47組織 (平成27年度)	↑

分野別計画等：貝塚市地域防災計画、第3次貝塚市中長期下水道整備計画

施策16

即時対応できる消防・救急体制を構築する

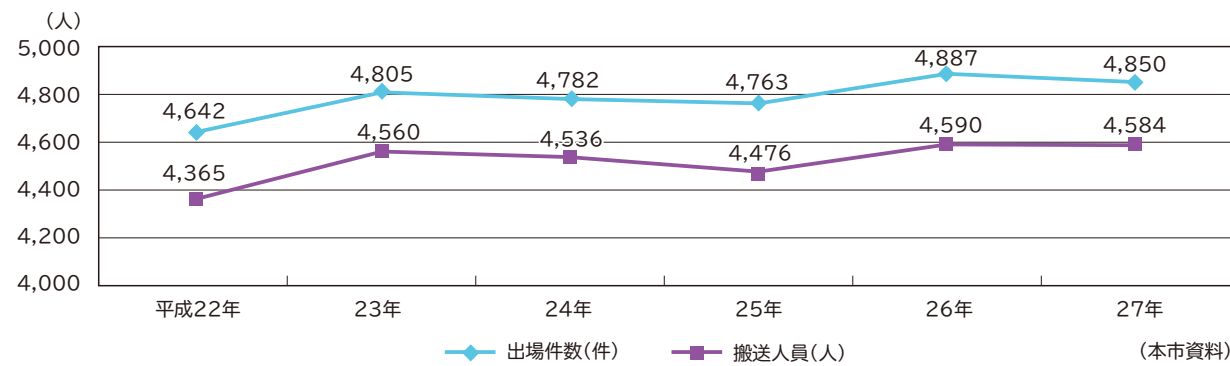
現状と課題

本市の火災発生件数は近年ほぼ横ばいですが、あらゆる災害に備えた消防力の充実強化が求められています。また、消防団の組織強化、市民や事業所による防火対策や初期消火体制の強化など、市民との協働により火災や災害による被害の防止・軽減が必要です。

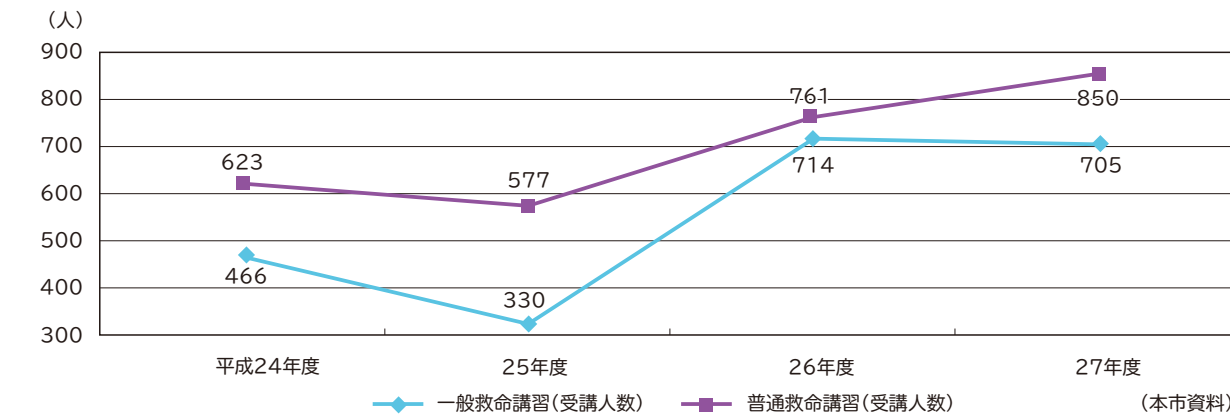
一方、高齢化に伴い救急需要は年々増加しており、救命率を低下させないよう、救急体制の整備と装備の充実を進める必要があります。

また、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対する備えとして、消防広域連携の推進が必要です。

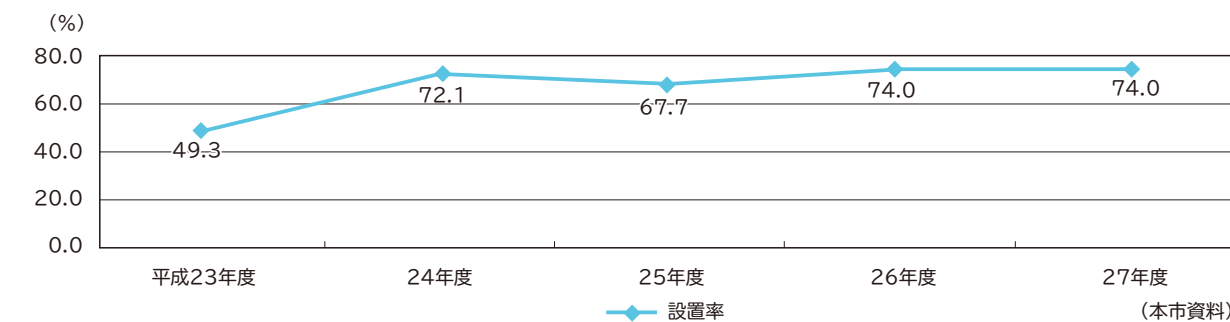
■救急の出場件数及び搬送人員



■一般・普通救命講習の受講人数



■住宅用火災警報機の設置率



10年後の目標

多様な災害・火災に迅速に対応できる消防体制と高齢化等のニーズに対応した救急体制が確立され、市民による防火防災活動や救急救命処置が充実するなど、市民の生命と財産を守る環境が整っています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 市民や事業所に対する防火指導や立入検査を行い、防火保安体制の強化に取り組みます。
- 消防職員・消防団員の訓練、消防指令システムの更新、消防機械器具の整備など、人材育成と設備の充実に努めます。
- 救急医療相談窓口である「救急安心センターおおさか」の利用促進を図ります。
- 救急車の適正利用について、市民に啓発します。
- 消防団組織の強化と防火・防災資器材の充実に努めます。
- 大規模災害等に備え、消防広域連携に取り組みます。

市民・団体・事業所等の取組み

- 消防訓練や救急講習に積極的に参加し、防火対策や災害時の初動、応急処置などの理解を深め、被害軽減に取り組みます。
- 病気やけがの状態に応じて救急車を適正に利用します。
- 消防関係団体は火災予防・防災活動の啓発に取り組みます。
- 事業所は防火管理体制の維持強化や消防訓練を行います。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 9 安心できる地域医療体制を構築する	○救命率の向上のため、医療機関との連携を図る。
施策 15 災害に強いまちをつくる	○災害発生時、消防・救急活動を迅速かつ安全に実施する。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
救急救命士数	救急救命士の資格を有する消防職員の人数	24人 (平成27年度)	↑
普通救命講習受講者数	消防本部が実施する救命講習会を受講した人数	850人 (平成27年度)	↑
住宅用火災警報器の設置率	一般住宅のうち住宅用火災警報器設置済みの住宅	74.0% (平成27年度)	↑

分野別計画等：消防計画、貝塚市救急業務高度化推進計画

施策17 地域ぐるみで防犯に取り組む

現状と課題

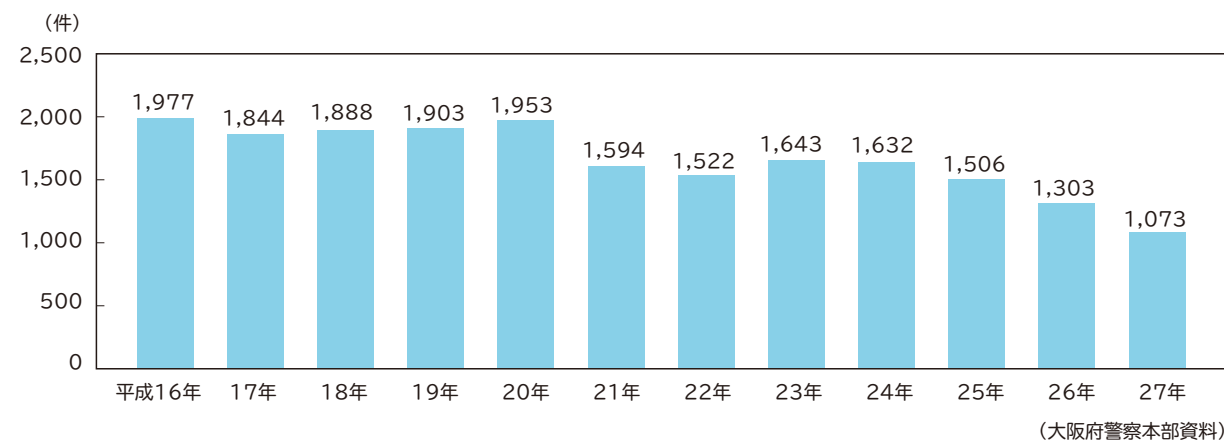
本市の刑法犯罪認知件数は減少しているものの、街頭犯罪発生件数は増加傾向にあり、特に女性を狙った犯罪が増加しています。

全国各地で子どもに対する凶悪な犯罪が多発していることから、ボランティアによる子ども見守り活動や防犯カメラの設置など、地域における自主的な防犯活動が広がっています。

児童や高齢者、障害者等に対する虐待や家庭内での暴力など、周囲の目が届きにくい犯罪を抑止するため、より一層の啓発や相談体制の充実が求められています。

犯罪防止に向け、地域ぐるみの防犯対策を一層進める必要があります。

■貝塚市域刑法犯罪認知件数推移



10年後の目標

一人ひとりの市民が、日常生活の中で、犯罪への不安を感じることなく、安全で安心して暮らせるまちになっています。



見守り隊運動



ひったくり防止キャンペーン

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 貝塚警察署や防犯協議会と連携し、地域や学校を対象とした防犯出前講座の開催や、市のホームページ・広報紙などを通じ、街頭犯罪や特殊詐欺の被害に遭わないための啓発活動を強化します。
- 市内全小学校区ごとに地域安全センターを設置し、大阪府との連携により、地域での安全確保への取組を強化します。
- 不審者情報など、地域で発生した事件の情報収集や情報伝達について、市民との双方向通信型のコミュニケーションづくりに努めます。
- 防犯カメラやLED 防犯灯の設置を促進し、犯罪を発生させない環境をつくれます。
- 子ども見守り隊など、地域防犯ボランティアとの連携を強化します。
- 児童や高齢者、障害者等に対する虐待やDV（配偶者や恋人などからの暴力）など、家庭内での犯罪を早期発見できるよう、相談体制の充実と市民への啓発を図ります。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 防犯に対する意識を高め、自衛に努めるとともに、子ども見守り隊など地域で行われる防犯活動へ積極的に参加します。
- 町会・自治会、事業所等は街頭犯罪抑止のための防犯カメラ設置を推進し、地域ぐるみで防犯意識の向上を図ります。
- 事業所は、事業所内における防犯活動の推進と勤労青少年の非行防止に努めます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 4 青少年が健全に成長し、活躍できる地域をつくる	○地域の防犯体制を整え、防犯教育を充実し、子どもが犯罪に巻き込まれることの防止や青少年の犯罪抑制につなげる。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
子ども見守り隊の登録者数	子ども見守り隊に登録している市民の人数	2,689 人 (平成 27 年度)	↑
街頭犯罪発生件数	市内における街頭犯罪（ひったくり、窃盗など）発生件数	418 件 (平成 27 年度)	↓

施策18 地域特性を生かした都市づくりを進める

現状と課題

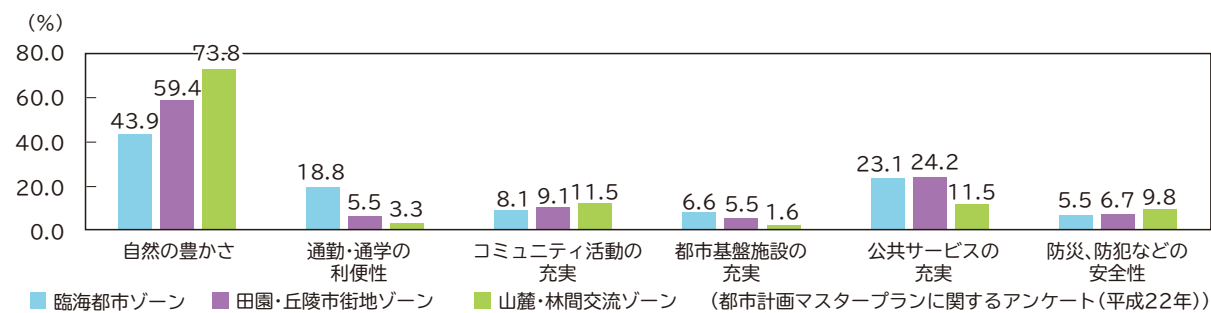
本市はこれまで、市街化調整区域での開発を抑制し、市街化区域の土地利用の高度化や低未利用地の有効利用を促進することで、市街地の拡大を図ってきました。

一方で、住宅密集市街地においては、未利用の空地や空き家等が存在していることなどから、その活用や良質な宅地水準の確保が求められています。

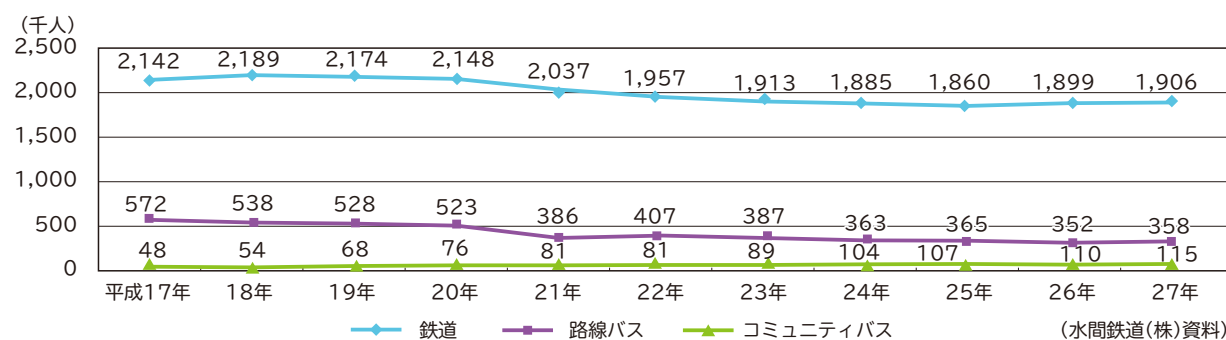
公共交通においては、大阪と和歌山の都市間を結ぶ南海本線とJR 阪和線、また海から山へ市内を縦断する水間鉄道といった鉄道網を有し、福祉型コミュニティバス（は～もに～バス）と路線バス（コスモスライナー）が地域と施設及び鉄道駅間を運行しています。

今後は、道路・公園等の整備、公共交通などのネットワークの形成や、都市機能の適切な誘導など、高齢化・人口減少社会においても持続可能なまちづくりが必要です。

■貝塚市の魅力や誇れるもの



■輸送人員数の推移



10年後の目標

時代の潮流に合わせた柔軟な土地利用が行われ、地域特性を生かしたコンパクトなまちづくりや、交通ネットワークの形成等により、利便性が高く、良質な市街地が形成されています。

地域特性を生かした鉄道やバスなどの公共交通が整備され、居住者、来訪者ともに利便性が向上し、暮らしやすく、訪れやすい環境が整っています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 高齢化・人口減少社会において持続可能なまちを形成するため、将来都市像のマスタープランとなる立地適正化計画などの策定に取り組みます。
- 公共交通の活性化のため、水間鉄道を基軸とした公共交通網を形成します。
- 鉄道駅の周辺地域に都市機能を誘導し、コンパクトで機能的なまちづくりを行います。
- 市街化区域内において、適正な公共施設（道路、公園、広場等の公共空地等）や給排水設備等が整備された良質な市街地の形成に取り組みます。
- 「せんごくの杜」の利活用を進めるため、道路の整備を促進するなど利便性の向上を図ります。
- 住宅密集市街地における空地や空き家等の現状把握と有効活用に取り組みます。
- 利用者のニーズ等を踏まえながら、利用しやすいコミュニティバスの運行とともに、利用案内や運行状況の表示など利用者にわかりやすい情報提供に努めます。
- 市内の主要施設間のアクセス向上や駅及び駅周辺のバリアフリー化に取り組みます。
- 沿線町会・自治会、企業等と連携して、水間鉄道の利用促進に努めます。

市民・団体・事業所等の取組み

- 行政との協働により、地域の課題などを共有した上で、地域の実情に即したまちづくりに協力します。
- 地域の貴重な交通手段を維持するため、公共交通機関を積極的に利用します。
- 交通事業者は、利用者の利便性向上や施設のバリアフリー化に努めます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策10 高齢者がいきいき暮らせる地域をつくる	○公共交通を維持することで、高齢者が安心して移動できるようにする。
施策11 障害者(児)が自分らしく暮らせる地域をつくる	○公共交通の充実やバリアフリー化により、障害者(児)が安心して移動できるようにする。
施策24 地球にやさしい暮らしを実践する	○公共交通を利用することで、地球環境にやさしい暮らしを実現する。
施策25 商工業を振興しにぎわいと雇用を生み出す	○商業施設の誘導や商店街の活用を進めるなど、都市機能の集約を進める。
施策29 地域の歴史的遺産を守り生かす	○歴史的景観に配慮したまちづくりを進める。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
地区計画の決定件数	地域特性を生かした計画的なまちづくりの指針となる地区計画を決定した件数	4件 (平成27年度まで)	↑

分野別計画等：都市計画に関する基本方針（貝塚市都市計画マスタープラン）

施策19

多様なニーズに合わせた 良好な住環境を確保する

現状と課題

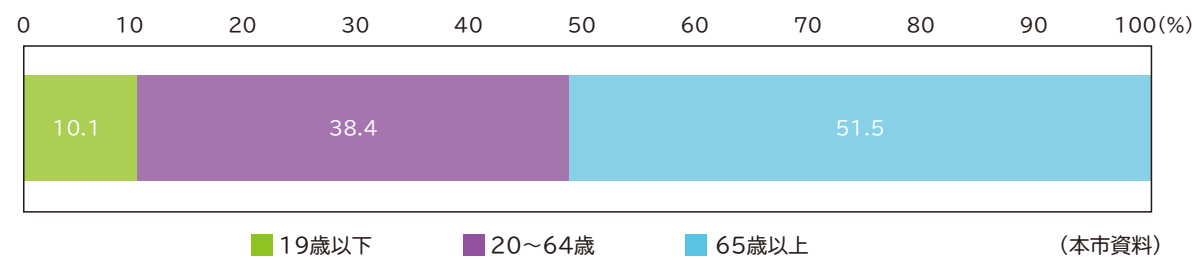
人口減少などにより、本市においても空き地・空き家が増加傾向にあるため、放置対策や有効な活用に向けた取り組みが求められています。

本市の利便性と良好な環境を生かした良質な住宅の建築・取得を促進することで、転入者の増加とまちの活性化を図ることが望めます。

本市の市営住宅では、入居者の高齢化と単身者の増加が続いており、地域コミュニティの衰退が進んでいる状況です。また、築50年を超える木造住宅が数多く残っており、耐震性を満たしていない木造住宅の除却と周辺地域を含むまちの再生が急務となっています。

大規模な府営住宅が点在する本市において、市営住宅の管理戸数を適正化するとともに、空き室を有効に活用することにより、地域コミュニティを活性化することが必要です。

■市営住宅の年齢別入居者割合（平成27年3月）



10年後の目標

公営住宅、民間の賃貸・分譲住宅など、多様なニーズに応えられる住宅が確保され、新規移住者の受け皿や居住者が安心して住み続けられる環境が整っています。

市営住宅の管理戸数が適正なものとなり、市営住宅跡地に官民協働による新たなまちづくりが進んでいます。



東山住宅のまちなみ

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 関係法令に基づき、民間住宅の開発行為に対する適切な指導を行います。
- 親世帯との三世帯同居・近居に対し、住宅取得やリフォームに伴う支援を行うことで、若年層のUターンを促すなど転入と定住の促進を図ります。
- 市営住宅の長寿命化や耐震化、バリアフリー化、LED照明設置など、適切な維持・管理を行います。
- 民間賃貸住宅借上げや、家賃低廉化支援など民間活力を使った市営住宅の管理戸数の適正化を行い、官民連携による市営住宅跡地の新たなまちづくりに取り組みます。
- 空き家除却補助制度や空き家バンク制度などにより、空き家対策に取り組みます。
- 空き家等を活用した新たな居住スタイルについて研究を行います。
- 空き家や余剰地を有効に活用し、地域コミュニティの醸成と周辺地域の活性化に取り組みます。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 空き家・空き地の適正な管理を行うとともに、有効な活用に努めます。
- 地域の団体やNPOなどは市との協働により良好なコミュニティの形成・維持に貢献できる空き家の活用を推進します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策10 高齢者がいきいき暮らせる地域をつくる	○居住環境の向上やバリアフリー化により高齢者が安心して暮らせる住環境を形成する。
施策11 障害者（児）が自分らしく暮らせる地域をつくる	○居住環境の向上やバリアフリー化により障害者（児）が安心して暮らせる住環境を形成する。
施策15 災害に強いまちをつくる	○耐震化を促進し、安全で良好な住環境を形成する。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
高次診断の結果による市営住宅の耐震化実施率	現行の耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）に建てられた市営住宅の耐震化の割合（但し、木造住宅等は除く）	50% （平成27年度）	↑

分野別計画等：貝塚市住宅マスタープラン、貝塚市営住宅長寿命化計画

施策20 安全で便利な道路交通環境をつくる

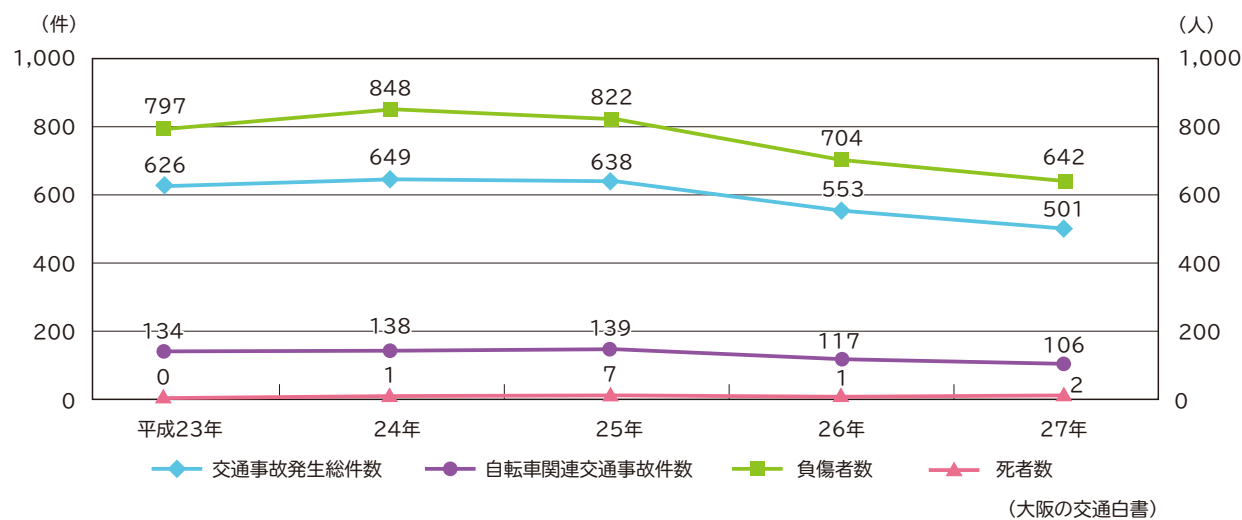
現状と課題

自動車への依存度が高くなっている中、丘陵地域から他市町への道路交通のさらなる利便性が求められるとともに、安全性や機能性向上のため、改善しなければならない生活関連道路が多数存在します。

また、高度経済成長期に設置された道路や橋梁の老朽化は深刻な課題であり、計画的な維持・補修による長寿命化を進める必要があります。さらに、まちの活性化と雇用を創出する企業誘致などを円滑に進めるためにも、泉州山手線などの都市計画道路の整備促進が必要です。

市内の交通事故及び死傷者数は減少傾向で推移していますが、高齢者や自転車に関連する交通事故が増加しており、交通ルールของさらなる啓発とともに、渋滞や事故多発箇所の改良、変則交差の改良など、安全で便利な道路交通環境の形成が求められています。

■市内交通事故件数の推移



10年後の目標

広域的な道路交通ネットワークの構築により、人や物の流れが効率化され、移動の利便性が高まっています。

生活関連道路の改修・整備や橋梁の長寿命化・耐震化が計画的に行われるとともに、歩行者や運転者の交通安全意識や交通マナーが高まり、安全で円滑な交通環境が保たれています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 歩道のバリアフリー化や既存道路の改良など、安全で利便性の高い道路環境の整備に取り組みます。
- 橋梁、道路の耐震化、長寿命化による安全な道路環境を確保します。
- 歩行者の安全確保のため、幅員が狭い道路は地元及び警察との協議により一方通行等の交通規制や、部分的な拡幅などを行います。また、歩道やカーブミラー、ガードレール、グリーンバルトなどの交通安全施設の整備を進めます。
- 警察と連携し、学校をはじめ、町会・自治会や各種団体などを対象に市内全体で交通安全教育を実施します。
- ICTを活用し、道路や橋梁の安全情報を市民と双方向で共有できるシステムの導入をめざします。

市民・団体・事業所等の取組み

- 道路の補修が必要な箇所などの情報を道路管理者に伝え、安全な道路環境の形成に協力します。
- 交通安全講習会などに積極的に参加し、交通安全に対する意識の高揚に努めます。
- 交通法規を遵守し、交通マナーを高めます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策15 災害に強いまちをつくる	○災害時の地域緊急交通路となる道路の維持管理を行う。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
交通事故発生件数	1年間の交通事故の発生件数	501件 (平成27年度)	↓
橋梁の長寿命化修繕件数	市内の橋梁の長寿命化修繕工事実施件数(累計)	0件 (平成27年度)	↑



グリーンバルト



交通安全キャンペーン

施策21

安全な水を安定して供給し、健全な水循環を維持する

現状と課題

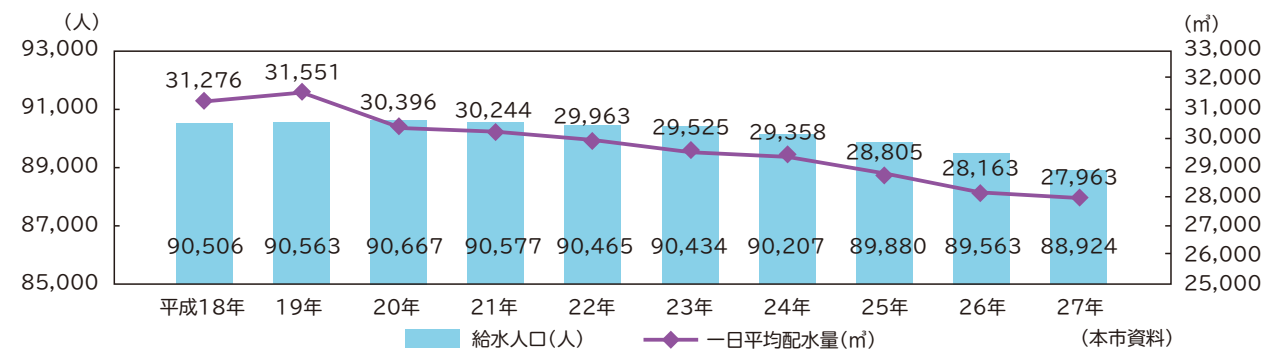
本市の水供給は、津田浄水場から供給する自己水と、大阪広域水道企業団からの受水がほぼ1：1の比率となっており、大規模災害が発生しても、自己水により必要な一定の水の確保が可能です。とともに、近隣市町より比較的安価な水道料金となっています。

水道普及率はほぼ100%となっていますが、近年、人口減少や世帯の小規模化、また節水意識の普及、家電等の節水機能の向上などにより、配水量は減少傾向にあり、今後も、水需要は減少傾向が続くと予想されます。

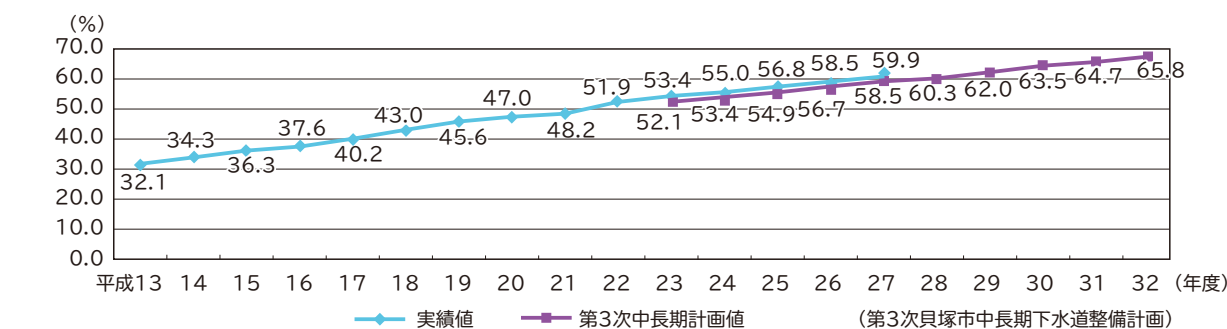
また、本市の汚水処理人口普及率は平成27年度末現在59.9%であり、良好な公共用水域を確保するためには、下水道整備の推進とともに合併処理浄化槽の普及促進も併せて行う必要があります。

管路や施設の経年劣化が進行しており、下水道施設の改修や耐震化、適切な維持管理と下水道事業の経営安定化を図る必要があります。

給水人口及び一日平均配水量



下水道普及率の推移



10年後の目標

常時、安定して安全・安心な水道水を供給できる状態が維持されています。

下水道施設の計画的な整備と維持・管理により、市民の衛生的な生活と良好な川や海などの公共用水域が確保されるとともに、公共下水道事業を安定的に運営することで、健全な水循環が維持されています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 自己水と大阪広域水道企業団からの受水との割合を1：1に保ち、水源の二元化を堅持するため、浄水施設の整備・更新を行います。
- 人口減少社会の中で持続可能な水道事業を展開するため、将来ビジョンを策定し、アセットマネジメント（資産管理）の考え方に基づく施設の適正管理を行います。
- 災害に備え、上下水道管路や施設の耐震化・長寿命化を計画的に進めるとともに、マニュアルの整備や体制の充実に取り組みます。
- 投資効果の高い区域を優先し、事業の効率性の向上を図るとともに、建設コストを縮減するなど、新たな整備手法を検討しながら下水道施設の整備を進めます。
- 下水道事業は、地方公営企業法の適用を受け、損益情報、ストック情報等の経営情報を的確に把握し、適正な料金体制の設定、適正な投資及び改築・更新に取り組みます。
- 公共下水道の整備計画区域外や整備に期間を要する地域では、合併処理浄化槽の設置を引き続き補助し、普及を促進します。

市民・団体・事業所等の取組み

- 公共下水道が整備された地域の家庭や事業所は、速やかに下水への接続を行います。
- 公共下水道の整備計画区域外か、整備に期間を要する地域では、合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 市民団体は河川などのクリーン活動を積極的に実施します。
- 水道事業関連事業者は災害発生時にできるだけ早い復旧を図るため、市との協力体制を強化します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策15 災害に強いまちをつくる	○管路や施設の耐震化により、災害時のライフラインを確保する。
施策23 潤いのある環境を守り生かす	○健全な水循環を維持することにより、自然環境を守る。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
市内上水道管の耐震化率	耐震管が布設されている割合	25.6% (平成27年度)	↑
汚水処理人口普及率	下水道等にいつでも接続できるように整備された区域内の人口の割合	59.9% (平成27年度)	↑

分野別計画等：第3次貝塚市中長期下水道整備計画、貝塚市生活排水処理基本計画

施策22 良好な生活環境を保つ

現状と課題

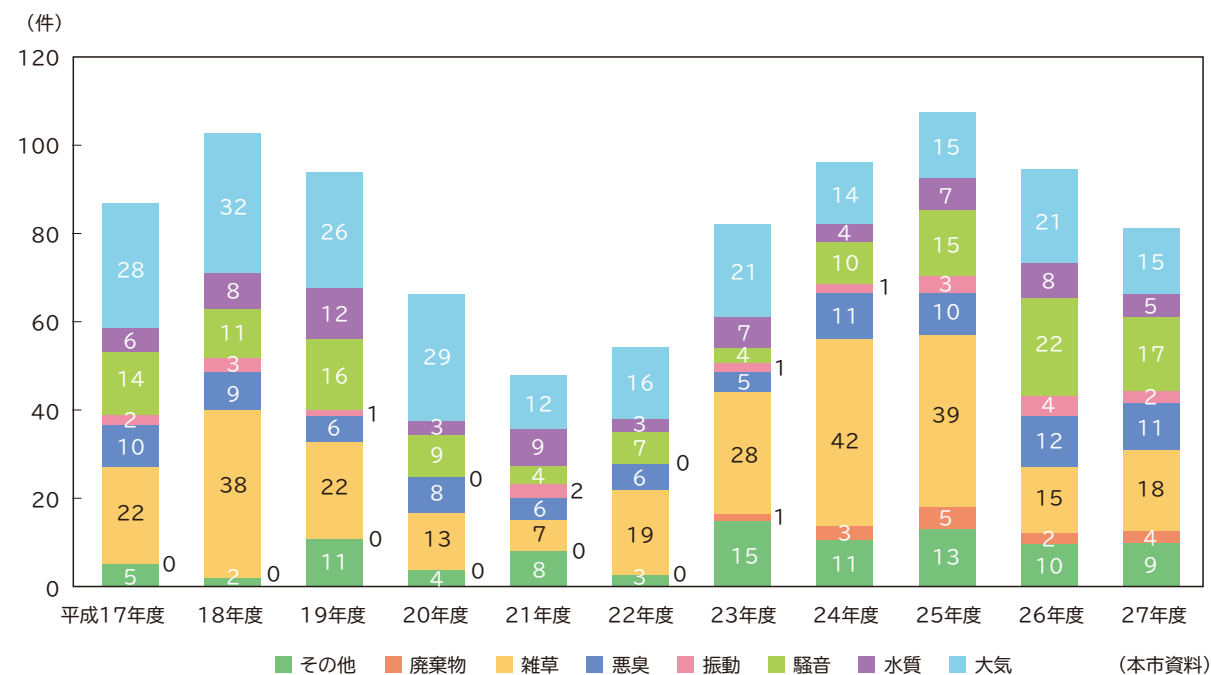
市民意識の向上により、ごみの量はピーク時に比べ約2割減少しましたが、ここ数年は微増傾向にあり、ごみの分別をさらに進めるだけでなく、できるだけごみを出さない生活習慣への転換が必要です。

近隣関係が希薄化する中、法規制を受けない生活騒音や空き地の雑草などに対する苦情の割合が高く、市民モラルの向上が求められています。

市民の健康をおびやかす環境汚染の状況を的確に把握し、異常が確認された場合には、迅速に情報提供を行うなど、対策を講じることが必要です。

下水道未普及地域を抱える本市において、し尿処理施設の老朽化が課題となっており、広域連携を視野に入れた処理方法について検討する必要があります。

■公害苦情受理件数の推移



10年後の目標

ごみがきちんと分別され、資源循環が図られるなど、環境にやさしい市民の生活習慣が定着しています。

市民や企業の理解と協力のもと、良好かつ快適な生活環境が保たれています。

生活衛生に関する施設が適切に維持・管理されており、利用者のニーズに対応しながら安定的に運営されています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- ごみを出さない生活習慣が定着するよう、市民や事業者へ啓発を図ります。
- 不法投棄防止用監視カメラの増設、パトロールの強化に取り組みます。
- 災害時の防疫業務の体制整備や災害廃棄物処理計画策定を行います。
- 工場や事業所からの環境汚染に対して、適切な指導や必要となる対策を強化します。
- 法規制に該当しない公害については、市民及び事業者への啓発活動を充実します。
- 斎場や市営墓地、衛生事業所など生活衛生施設は、広域連携も視野に入れながら適正な維持管理を行います。

市民・団体・事業所等の取組み

- 資源の再利用と適正なごみ排出の知識を高め、ごみの減量化と分別に努めます。
- 町会・自治会での町内清掃や環境保護活動、資源ごみの再資源化に取り組みます。
- 生活排水による汚染や生活騒音による近隣への迷惑を可能な限り低減します。
- 事業所は積極的なごみの減量化と分別を図ります。
- 事業者は地域コミュニティの一員として公害発生の抑止に努めるとともに清掃活動やアドプト・プログラム※に積極的に取り組みます。

※アドプト・プログラム：道路や河川、公園など市が管理する公共施設の一定区間を市民団体や企業が市に代わって担当し、清掃活動などを実施する事業。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策21 安全な水を安定して供給し、健全な水循環を維持する	○適切なし尿処理により、公共用水域に影響を与えない。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
ごみ排出量	市民一人1日あたりの生活系ごみの排出量	681g/人日 (平成26年度)	↓

分野別計画等：第3次貝塚市中長期下水道整備計画、貝塚市生活排水処理基本計画、貝塚市一般廃棄物処理基本計画、貝塚市一般廃棄物処理実施計画



環境学習



岸和田市貝塚市クリーンセンター

施策23 潤いのある環境を守り生かす

現状と課題

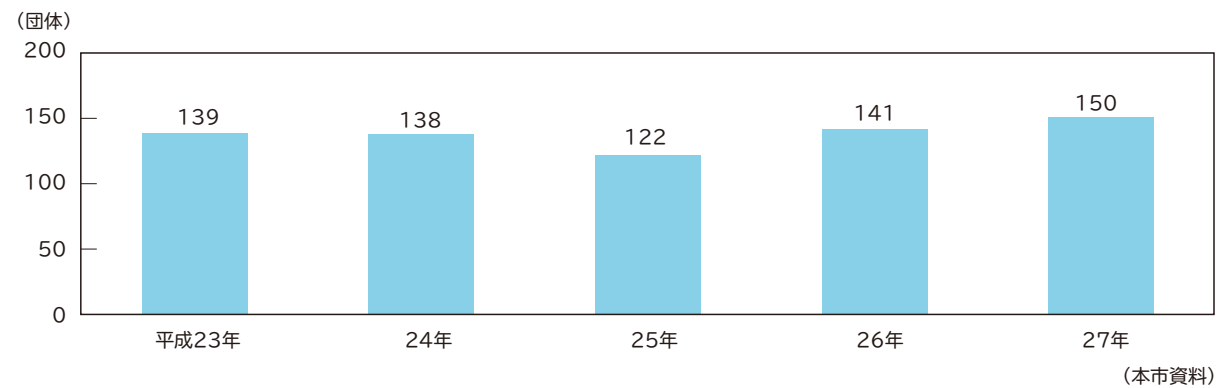
本市は一部が金剛生駒紀泉高原国定公園内に位置し、国の天然記念物である和泉葛城山のブナ林や、生物多様性保全上重要な里地里山に指定された蕎原・大川・秬谷地区、点在するため池群があるほか、二色の浜は海水浴場として有名であり、市内には海・山ともに豊かな自然や生物多様性が確保されています。

こうした本市の自然を調査・研究、展示する市立自然遊学館、自然体験施設として大阪府立少年自然の家があり、学習・体験する環境が整っています。

本市の市民一人当たりの公園面積は約8㎡であり、都市公園条例で定める標準面積10㎡を下回るものの、市街地に居住する市民一人当たりの標準面積5㎡を上回る水準で整備されており、アドプト・プログラム事業により、市民、団体、事業所等による美化活動も行われています。

こうした恵まれた自然環境や身近な緑・水辺空間を守り、生かしていくためには、地域住民や関係団体による環境保護、環境美化活動などの主体的な取り組みが必要です。

環境美化活動参加団体数の推移



10年後の目標

市民の参加により、豊かな自然が守られ、生物多様性が確保されているとともに、公園や緑地などの身近な潤い空間が管理され、まち全体が美しく保たれることで、誰もが潤いを感じることができる環境が整っています。

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 「緑の基本計画」を改定し、公園施設の統合を含め、現状に即した効率的な公園の整備、維持・管理を行います。
- 自然環境の保護につながる市民活動への積極的な支援を行うとともに、自然環境保護意識の向上のため、地域と連携し、環境学習の機会を増やします。
- 公益財団法人大阪みどりのトラスト協会とともにブナ林の保護増殖を進めます。
- 「せんごくの杜」では、市民との協働により散策路を整備するなど、里山の保全に努めます。
- 都市部のため池オアシスを充実させ、市民の憩いの場となるよう整備します。
- 環境美化活動及びアドプト・プログラムに、より多くの市民や団体及び事業所等に参加してもらうよう、周知、啓発に努めるとともに継続的な活動につなげます。
- 国の都市農業振興基本計画に基づき、都市農地を貴重な緑地として位置づけ、担い手への支援や市民農園の推進等により、都市農地の保全に取り組みます。
- 自然遊学館の行事として、魅力ある自然観察会や自然環境保護に興味を持つ人を増やす講座を充実し、環境保全に取り組む人材を育成します。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 自然保護のためのボランティア活動へ積極的に参加します。
- 地域コミュニティ活動の一環として、市と連携して公園や道路の管理に長期的に取り組めます。
- 農業者とともに行う清掃美化活動などを通じ、貴重な空間である都市部の農地やため池の保全に努めます。
- 市民農園での農作業体験などを通じ、農業への理解を深めます。
- 団体等は河川や海浜部の環境保全活動に大阪府、市と連携して取り組みます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策15 災害に強いまちをつくる	○山林を守ることで、土砂災害等の発生を抑制する。
施策33 市民参加による協働のまちづくりを進める	○環境美化等を通じて、市民が主体性を持ち、協働のまちづくりに取り組む。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
公園施設更新率	公園の遊具のうち、快適に利用できるよう、設備の更新を行っている遊具の割合	30% (平成27年度)	↑
アドプト・プログラム事業参加団体数	アドプト・プログラム事業への参加団体数	6団体 (平成27年度)	↑

分野別計画等：貝塚市緑の基本計画

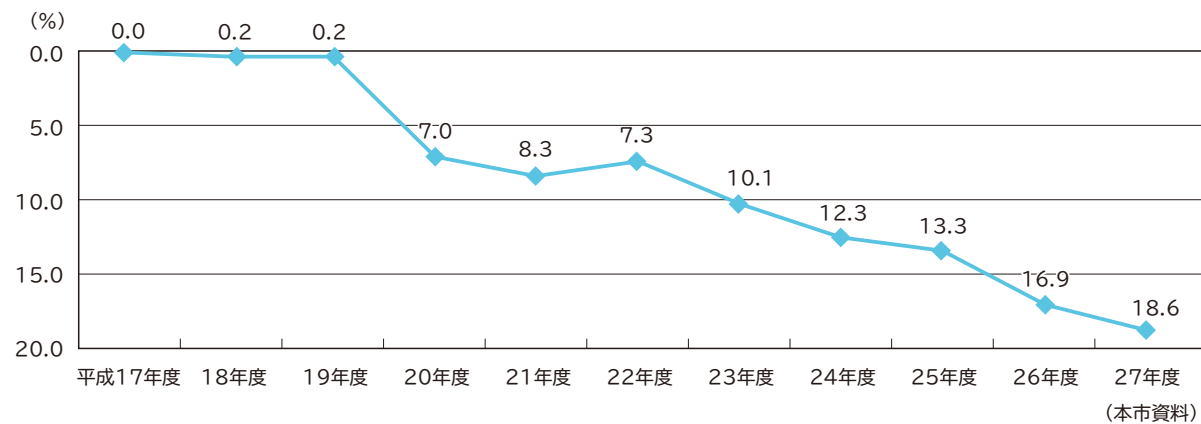
施策24 地球にやさしい暮らしを実践する

現状と課題

本市はこれまで、貝塚市地球温暖化対策実行計画に基づき、行政活動の全般にわたり省エネルギー活動を通じて温室効果ガスの削減を図るとともに、市民の地球温暖化問題への意識の高揚に取り組んできました。

今後も、行政活動のみならず、事業所活動や市民生活においても省エネルギーとともに温室効果ガスの削減に向けた取組みをさらに推進するため、環境問題に気づき、意識を高め、行動につなげることが必要です。

■公共施設からのCO₂削減率の推移



10年後の目標

企業活動や市民生活全般において省エネルギーの意識が浸透し、低炭素なライフスタイルが実践されています。

公共施設からのCO₂排出量が削減目標を達成しており、市域からのCO₂排出量も減少しています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 省エネルギーと地球温暖化対策に率先して取り組み、情報発信を行います。
- 自然エネルギーの利用促進や家庭での省エネ推進に向け、太陽光発電や省エネ機器など効率的なエネルギー利用に対する支援を行います。
- 環境に関する情報発信を充実し、地球環境問題に一人ひとりの力で取り組む意識を醸成します。
- 市と市民、各種団体、事業者で構成される地球温暖化対策協議会を設置し、地球温暖化対策を推進します。

市民・団体・事業所等の取組み

- 家庭での省エネ機器や低燃費車への転換、公共交通機関の利用など、環境に配慮したライフスタイルの実践をめざします。
- 事業者はISO規格の取得やエネルギー利用の効率化など、循環型社会への取組みを推進します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策23 潤いのある環境を守り生かす	○地球環境の保護を通じ、身近な自然環境・景観を保全する。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
市全体のCO ₂ 排出量	市内で1年間に排出される二酸化炭素の量	579千t (平成25年度)	↓

分野別計画等：貝塚市地球温暖化対策実行計画



浜手地区公民館太陽光パネルモニター



グリーンカーテン（市民福祉センター）



太鼓台祭り



二色の浜産業団地（写真提供元 大阪府港湾局）

Ⅲ 基本計画

将来像
4

ひとと地域の資源を生かし
にぎわいを生み出すまち

施策25

商工業を振興し、 にぎわいと雇用を生み出す

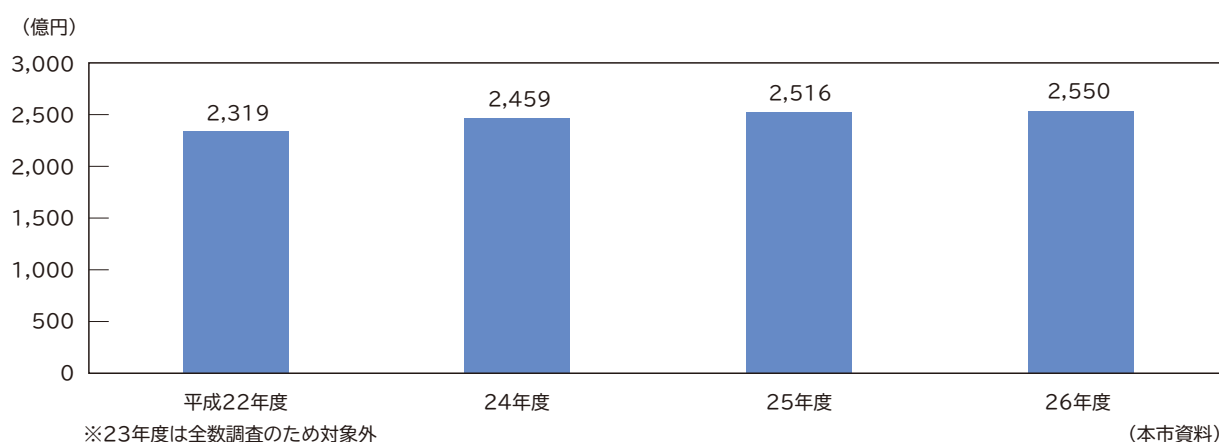
現状と課題

本市では、工業の事業所数及び従業者数は減少傾向にあり、特に製造業が大きく減少しています。二色の浜産業団地の企業立地及び産業集積拠点の企業誘致の効果により、製造品出荷額等は年々増加しています。

市内では、複数の大型店が開業していますが、商店街では空き店舗が増加しており、後継者の育成や創業者への支援など、空き店舗を解消し、まちのにぎわいを取り戻すことが求められています。

つげ櫛など伝統産業では、技術を承継する人材が不足しており、商工業全体における小規模企業の後継者不足が課題となっています。

■製造品出荷額等の推移



10年後の目標

創業が活発に行われ、市内企業が企業間連携による共同開発や販路拡大などにより活性化し、安定した雇用が生み出されています。

商店街や商業施設の利便性が向上し、常になぎわいが生み出されています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 市内での起業や就業を積極的に支援し、女性や若者を中心とした新たな雇用の創出と市内産業の活性化を図ります。
- 創業者に対する国・府の制度の周知と活用を支援します。
- 新技術・新商品の開発など新たな取組みを行う企業を支援します。
- 商店街の効果的な活用の研究や空き店舗解消の支援を行います。
- 「せんごくの杜」に民間企業を誘致するなど、市内のにぎわいの創出を図ります。

市民・団体・事業所等の取組み

- 商工会議所や商店連合会は組織の強化と事業の充実に取り組みます。
- 商店街は、多くの市民に利用してもらえる魅力あふれる商店街となるような事業に取り組みます。
- 事業者は地域貢献に取り組みます。
- 事業者は新商品の開発・新技術の創出や伝統的な特産品の継承に努めます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策27 雇用機会の確保と就労支援を行う	○商工業の振興により雇用機会を確保する。
施策28 観光振興により知名度を高め来訪者を増やす	○商業の活性化により観光客の増加を図る。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
年間商品販売額	卸売業または小売業の商業で売り買いされた物品の販売額（商業統計調査）	129,475百万円 （平成26年度）	↑
製造品出荷額等	工業統計調査による製造品出荷額等	254,968百万円 （平成26年度）	↑
創業支援制度利用件数	創業する事業者に向けた支援制度の利用件数	26件 （平成27年度）	↑



プレミアム商品券販売風景

施策26

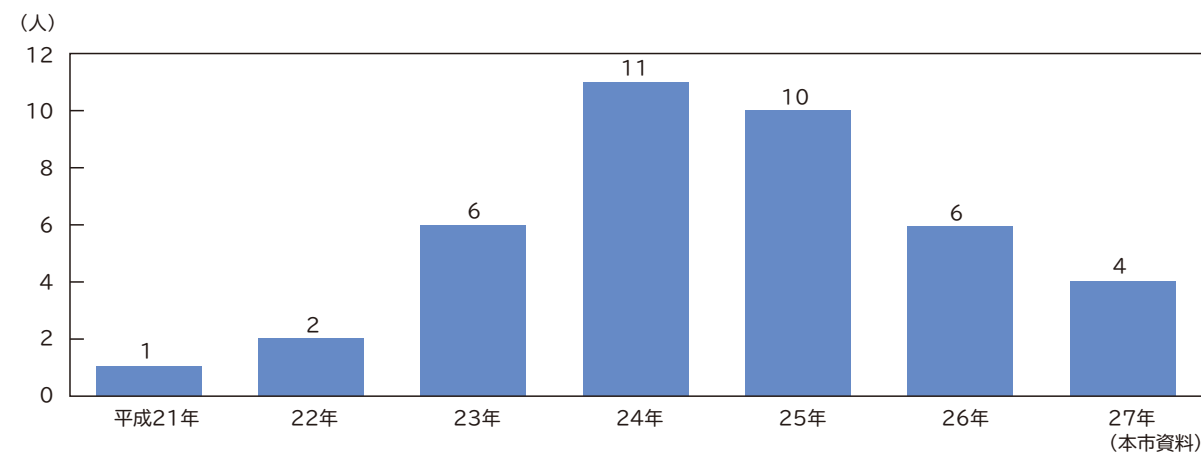
将来にわたり持続可能な農林業を構築する

現状と課題

本市では山手地域を中心に農業が展開されており、「木積産たけのこ」や「馬場なす」など、ブランド化された農産物も生産されています。市街地にも多くの農地が残っており、伝統的な野菜や新たな品目の果実などが栽培されています。また、農地を災害時の一時避難場所として登録するなど、多面的な活用を図っています。

しかしながら、農業従事者、林業従事者の高齢化に伴う担い手不足、後継者不足が進み、農地・農業用施設及び山林・林道の維持が困難となっており、産業として魅力ある農林業の構築と担い手・後継者の育成・支援を行っていくことが必要です。

■新規就農者数の推移



10年後の目標

市民が貝塚の高品質な農林産物に愛着を持ち、全国的にも知名度を上げることによって、販売経路が拡大し、農林業の担い手が誇りとやりがいを持って、仕事に取り組めるようになっています。



貝塚産たけのこ



農業祭

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 地域特産物のブランド化や6次産業化※を推進するとともに、高齢化が進む山手地域では、観光型農業を推進することで、農業の高収益化を図ります。
- 農業祭などのイベントを通じ、市民の農業への理解と関心を高めます。
- 本市の農産物の良さを消費者に理解してもらえる機会を増やし、地産地消を支援します。
- 都市農業の安定的な継続を図るとともに、農地やため池・水路の多様な機能を維持するための施策を推進します。
- 農地や土地改良施設の維持管理を支援します。
- 就農希望者受け入れ体制の構築など、多様

- な農業担い手の確保・育成を行うとともに、遊休農地の再生などを支援し、農地の保全や有効活用を促進します。
- 有害鳥獣被害対策について、積極的な捕獲・駆除に努め、報奨金制度の導入、捕獲・駆除加工処理等の広域的な取組みを進めます。
- 森林の整備と保全により、水源涵養や土砂災害防止などの多面的機能を高めるとともに、林道整備や豊かな森林資源の有効活用により林業振興を図ります。

※6次産業化：第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけでなくとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第二次産業や第三次産業にまで踏み込むこと。

市民・団体・事業所等の取組み

- 農業者は地域の農空間を守り、地域農業の持続・発展に努めます。
- 農林業者は農林産物加工品の研究による新商品開発に努めます。
- 農業者は農業関連イベントを充実します。
- 農業者は農家レストラン運営等による地域の活性化、集客に取り組みます。
- 地域に新しい農業者を受け入れる体制を構築します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策27 雇用機会の確保と就労支援を行う	○農林業従事者の担い手及び後継者の育成支援につなげる。
施策28 観光振興により知名度を高め来訪者を増やす	○市の特産物のPR及び新しい加工品の開発により、知名度を高める。
施策34 まちの魅力を全国に発信する	○市の特産品の情報を発信し、知名度を高める。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
新規就農者数	新規に農業に取り組む農業者数	4人 (平成27年度)	↑
農産物加工品の開発件数	市の特産物を利用した新商品の開発件数	2件 (平成27年度)	↑

分野別計画等：貝塚市農業経営基盤の強化に関する基本的な構想、貝塚市6次産業化戦略・構想

施策27 雇用機会の確保と就労支援を行う

現状と課題

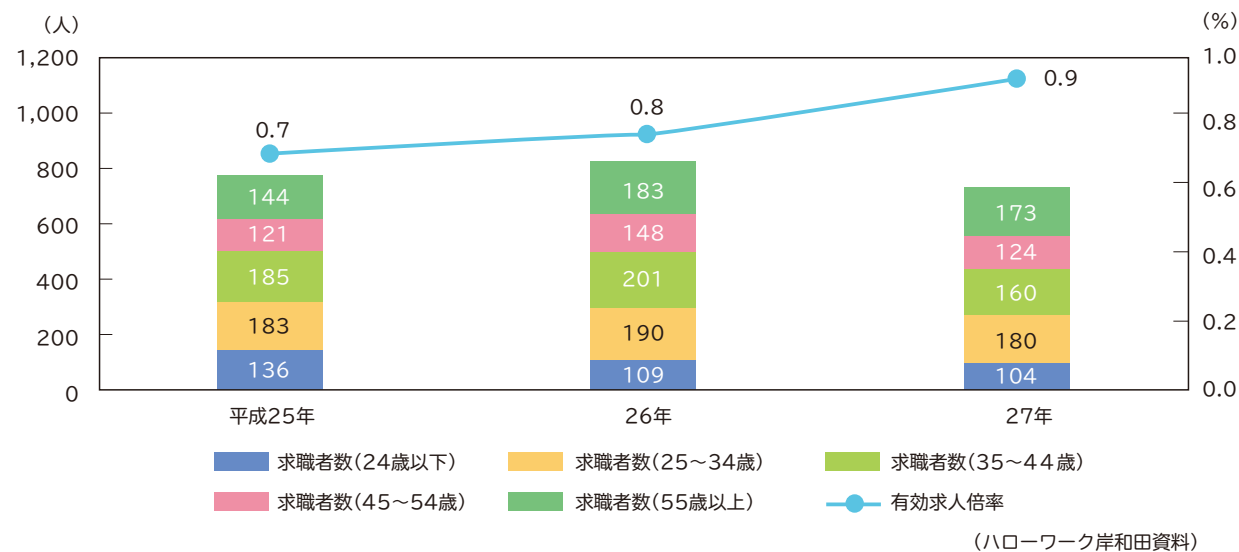
労働市場の自由化が進み、雇用形態が多様化しており、非正規雇用の増加がみられます。

本市の完全失業者数は減少しつつありますが、依然として高い水準となっている一方、建築、福祉サービスなどの業種では労働力が不足しています。

非正規雇用やフリーター、ニートなどの増加に対応するため、若年層の雇用環境の向上と就労支援の充実が必要です。

人口減少・高齢化に伴う労働力不足を解消するためには、企業と求職者とのマッチングに対する支援を行うとともに、就労意欲のある女性や高齢者が活躍できる環境づくりが必要です。

■貝塚市・岸和田市における求職者数と有効求人倍率



10年後の目標

就労に必要な情報が適切に提供され、誰もが希望や能力に応じた就労ができる雇用の場が確保され、働きやすい職場環境が整っています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 企業と求職者の就労マッチングに取り組み、求職者のスキルアップを支援します。
- 国や府の雇用・労働関係機関との連携を深め、事業所に対して的確な情報提供を行います。
- 雇用を生み出す企業などの誘致に努めます。

市民・団体・事業所等の取組み

- 労働者は労働意欲を高めるため、自己啓発に取り組みます。
- 企業・事業所は積極的に労働基準法等の知識習得と遵守に取り組みます。
- 企業・事業所は福利厚生充実と共済制度への加入に努めます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 1 支援を要する子育て家庭を支える	○ひとり親家庭や子育て中の家庭などに合わせた多様な働き方の拡充に取り組む。
施策 13 悩みを抱える市民に寄りそう	○雇用・就労に関する相談について、関係機関との連携を深める。
施策 25 商工業を振興しにぎわいと雇用を生み出す	○従事者や後継者が不足している分野に向けた就労支援を行う。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
事業所数	市内の事業所数	3,459 件 (平成 26 年度)	↑
従業者数	市内で就労する従業者数	33,180 人 (平成 26 年度)	↑
就労支援関連セミナー等受講者数	ハローワーク等が開催する就労支援セミナー等の受講者数	1,176 人 (平成 27 年度)	↑



合同就職面接会

施策28

観光振興により知名度を高め 来訪者を増やす

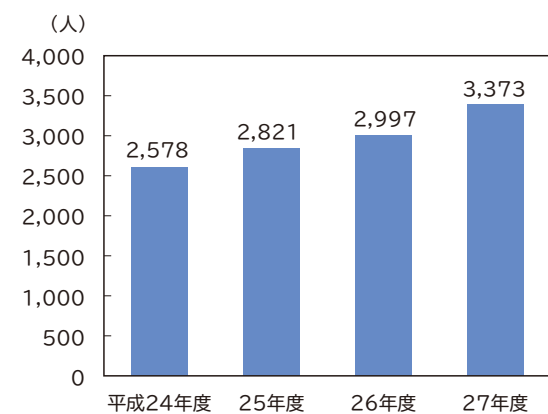
現状と課題

本市は、海・川・山などの自然、古くからのまち並み・街道・神社仏閣などの歴史・文化資源が豊富であり、マリンレジャーを楽しめる二色の浜や、願泉寺を中心とした寺内町、古くから多数の参詣客を集め親しまれている水間寺や孝恩寺などがあります。

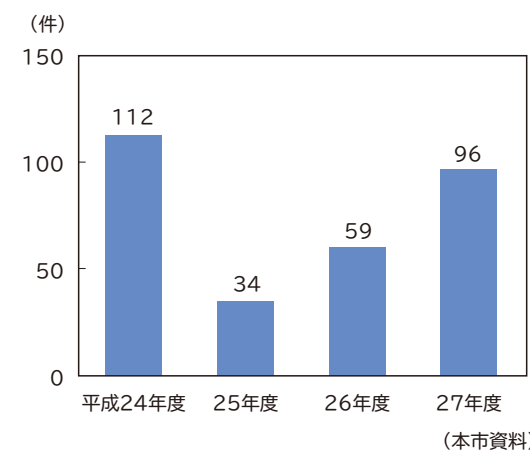
近年、二色の浜公園などで外国人観光客が増加しており、関西国際空港からの好アクセスの活用と、外国人観光客の受け入れ体制整備、歴史的遺産を観光資源として活用するための情報発信が必要です。

さらなる観光振興を図るためには、貝塚の核となる観光名所・イベント・特産品・お土産の発掘・創作や観光施設間の連携、観光振興に関する地域のリーダーの育成が必要です。

■貝塚市観光案内所への来訪者数



■貝塚市観光案内所へのインターネットでの問い合わせ件数



10年後の目標

自然や歴史的魅力にあふれた市内の観光情報が全国に発信され、まちの知名度が高まり多くの観光客が訪れています。



ボランティアガイドによる寺内町散策



水間寺桜まつり

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 地域資源を活用し、観光施設の整備やイベント・特産品・お土産の開拓・創作に取り組みます。
- 飲食・サービス業の新規参入や既存店舗のPRを支援します。
- 無料Wi-Fiスポットの整備やICTツールを活用した海外向け観光情報の発信などにより、外国人観光客の誘致をめざします。
- 観光施設間の連携や観光振興リーダー育成、市と地域との共同の取組み、観光施設や事業者の自発的な取組み促進のための調整及び支援をします。
- 観光客の分析を行い、効果的な観光振興・PRを実施します。
- 泉州地域近畿自然歩道[※]の活用・PRにより、山手地域の活性化に取り組みます。
- 貝塚市観光協会の組織力強化や、貝塚市観光案内所の機能強化及び貝塚観光ボランティアガイド協会との連携強化に取り組みます。
- 近隣市町と連携し、効果的に観光PRを推進します。

※泉州地域近畿自然歩道：和泉市の槇尾山から和泉葛城山を経て岬町の飯盛山までの尾根沿いを繋ぐ自然歩道。

市民・団体・事業所等の取組み

- 市民・団体等が中心となった観光イベントの実施に取り組みます。
- 貝塚の良さを周知するため、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による情報発信など、ICTを活用した貝塚市のPRに取り組みます。
- 地域の歴史の伝承者などが積極的に観光PRに取り組みます。
- 貝塚観光ボランティアガイド協会などの団体は地域の歴史的遺産を生かした取組みを行います。
- 観光事業者は地域資源の掘り起こしや、特産品を利用したグルメの開発に取り組みます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策26 将来にわたり持続可能な農林業を構築する	○市の特産物を生かした商品を開発し、市の観光魅力の向上につなげる。
施策29 地域の歴史的遺産を守り生かす	○歴史や文化を守り、観光資源として活用する。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
観光入込客数	市内の観光地を訪れた人の数	1,617千人 (平成26年度)	↑
観光協会の会員数	観光協会の会員数	81人 (平成27年度)	↑
観光専用ホームページへのアクセス件数	市の魅力を紹介するホームページへの1年間のアクセス件数	26,566件 (平成27年度)	↑

施策29 地域の歴史的遺産を守り生かす

現状と課題

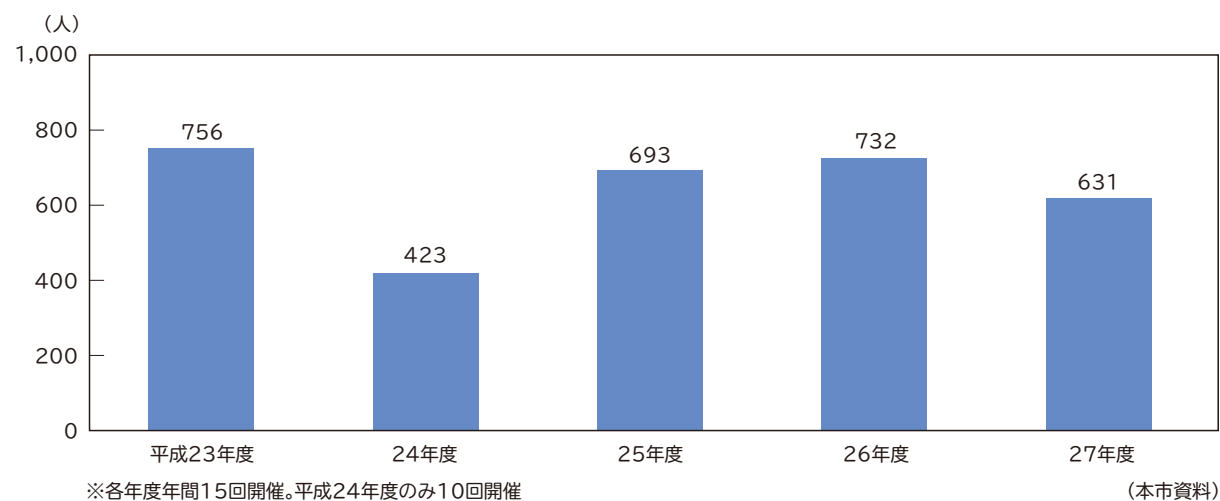
長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた歴史的遺産は、人々の心の拠り所として生活に安らぎを与え、地域コミュニティの形成に深く関わっています。

本市では、指定文化財をはじめとする歴史的遺産の保存・継承・活用に取り組むとともに、文化財の公開や展示、啓発等により、その価値や魅力を広く周知しており、今後も市民の理解と愛着を深めるための取り組みが必要です。

善兵衛ランドでは、本市が生んだ科学者岩橋善兵衛の功績を展示するとともに、天文施設として広く一般に公開し、他市町村からの利用者也増加しています。

願泉寺を中心とする寺内町では、所有者の高齢化や空き家の増加により、歴史的まち並みを構成する建造物の保存が困難になっている中、これらの資源を活用するための取り組みが必要です。

古文書講座参加者数の推移



10年後の目標

市内に残る歴史的遺産の価値を市民が認識し、行政だけでなく、地域の人々や各種団体が、歴史的遺産の保護と活用を担っています。また、その活動を通じて地域コミュニティが活性化し、多数の人々ににぎわっています。

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 地域文化財の調査結果の公開や文化財の指定・登録など、文化財の保存を進め、市民の文化財保護の意識の向上につなげます。
- あらゆる世代の人々が地域に根ざした歴史的遺産やまち並みの価値を再認識し、守り親しむことができるような取り組みを行います。
- 寺内町や旧家住宅など、地域文化財を活用した地域づくりを推進します。
- 岩橋善兵衛の功績が影響を与えた学術分野にも研究を広げ、その功績について情報発信します。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 歴史的遺産を保存・活用する意識を高めるとともに、後世に伝えるべき伝統文化の継承に取り組めます。
- 所有者自らが歴史的遺産の保存・活用を行います。
- 地域住民を主体とする団体は寺内町を中心とした空き町家の効果的活用に取り組めます。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 3 未来を切り拓く力と地域への愛着を持った子どもを育む	○歴史・文化にふれる学習を通して、本市に愛着や誇りを持つ。
施策 28 観光振興により知名度を高め来訪者を増やす	○歴史・文化を生かした観光を振興し、地域の活性化につなげる。
施策 34 まちの魅力を全国に発信する	○歴史・文化を生かしたシティプロモーションを展開し、来訪者の増加につなげる。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
歴史・文化に関する行事への参加人数	歴史的遺産の保存・啓発・普及に関する行事に参加した人数	660人 (平成27年度)	↑
文化財の指定・登録件数	文化財を指定・登録している件数	239件 (平成27年度)	↑



孝恩寺重要文化財仏像群



願泉寺



憲法週間市民のつどい



近木川クリーンキャンペーン

Ⅲ 基本計画

推進
方策

市民とともに 紡ぐ まちづくり

施策30 人権が尊重されるまちづくりを進める

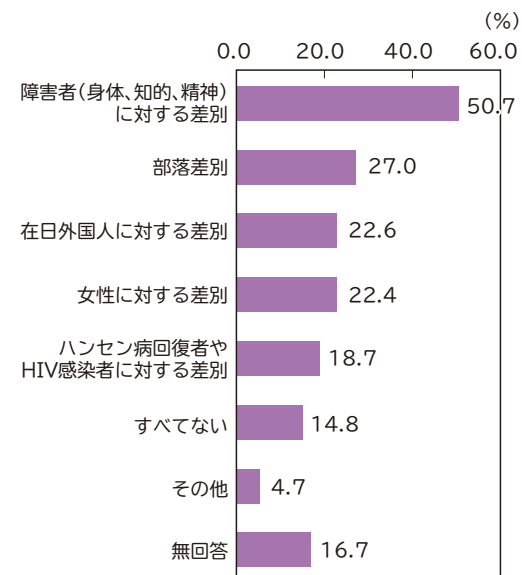
現状と課題

人権意識の高まりは国際的潮流となっているものの、偏見や差別意識は一部の人の中には依然として存在しており、最近ではインターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しています。

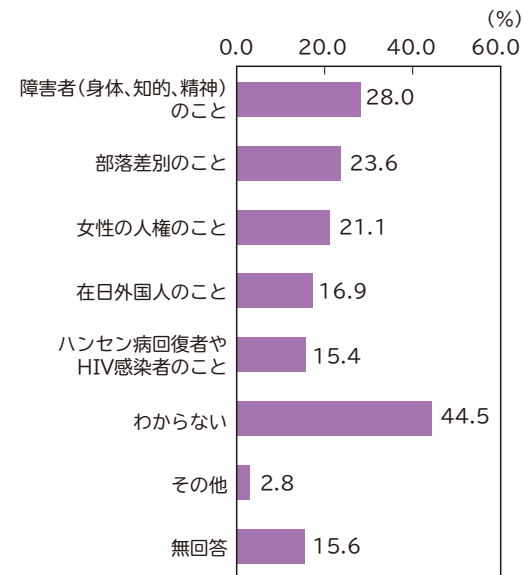
本市では、人権を守る市民のつどいや人権セミナーを開催し、人権啓発に努めています。

同和問題をはじめ、女性、障害者、高齢者、子どもなどの社会的弱者と言われる人や、外国人、セクシュアル・マイノリティなどの少数派と言われる人などの人権侵害が起こらない地域づくりのための啓発・教育が必要です。

■今の社会にあると思う差別の内容



■差別に対する正しい知識を持っていると思う内容



(第5次総合計画策定のための市民アンケート調査(平成26年))

10年後の目標

すべての人の人権が尊重され、差別のない社会を築く意識が市民に浸透しています。
地域・事業者が主体的にあらゆる人権課題の解決に取り組んでおり、人権尊重の視点に立ったまちづくりが行われています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 社会全体の人権意識の向上を図るため、継続した啓発活動を行います。
- 差別は、認識不足や根拠のない不確かな情報によるものが多いため、広報紙や講座の開催などを通じて、正しい情報を発信します。
- 障害者、高齢者や外国人などに対する社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供を徹底します。
- 市民に寄り添った人権相談を実施し、被害者の人権を守ります。
- 多様化する市民ニーズを把握し、人権啓発のための市民交流の促進や相談機能の強化などの各種事業を総合的に推進します。

市民・団体・事業所等の取組み

- 一人ひとりが思いやりの心を育み、かけがえのない命を大切にする正しい意識を持ちます。
- ひと・ふれあいセンターなどの交流の場を利用することで、人権意識を高め合います。
- 地区福祉委員会などを通じて、様々な人権について話し合う機会をつくります。
- 企業は就職差別の撤廃をはじめ、障害者差別解消法に基づく取組みを行います。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策10 高齢者がいきいき暮らせる地域をつくる	○要介護状態になっても、安心して暮らせる地域づくりを行う。
施策11 障害者(児)が自分らしく暮らせる地域をつくる	○障害者(児)が希望する暮らしを実現する地域をつくる。
施策31 女性が活躍できる環境をつくる	○人権意識を高めることで、家庭や地域、職場において女性が活躍できる環境をつくる。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
人権啓発事業の参加者数	年間参加者数	1,465人 (平成27年度)	↑
ひと・ふれあいセンターの利用者数	年間の施設利用者数	13,497人 (平成27年度)	↑

分野別計画等：貝塚市人権行政基本方針



ふれあい人権文化のつどい

施策31 女性が活躍できる環境をつくる

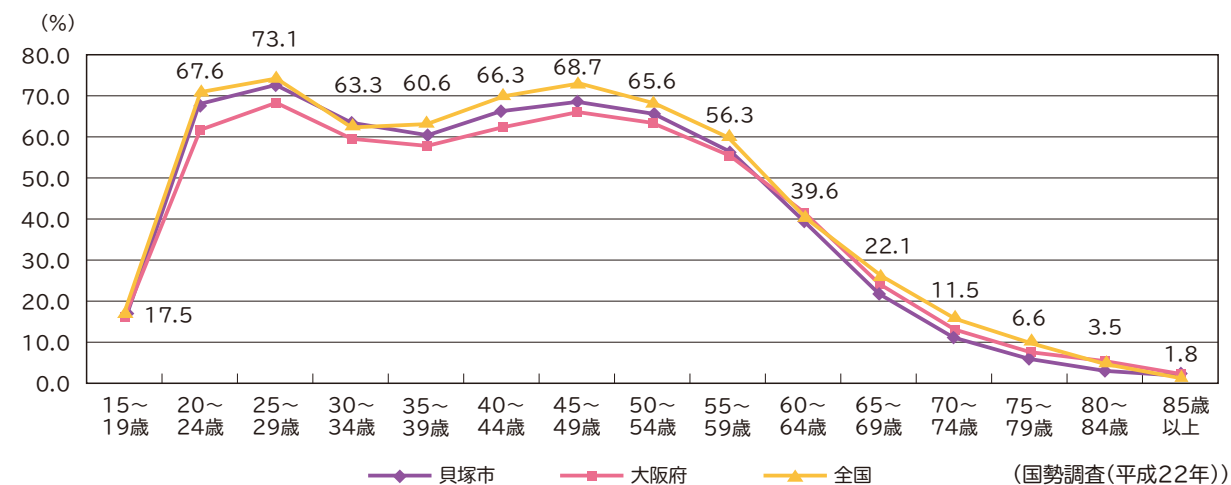
現状と課題

男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、すべての人に共通する課題です。

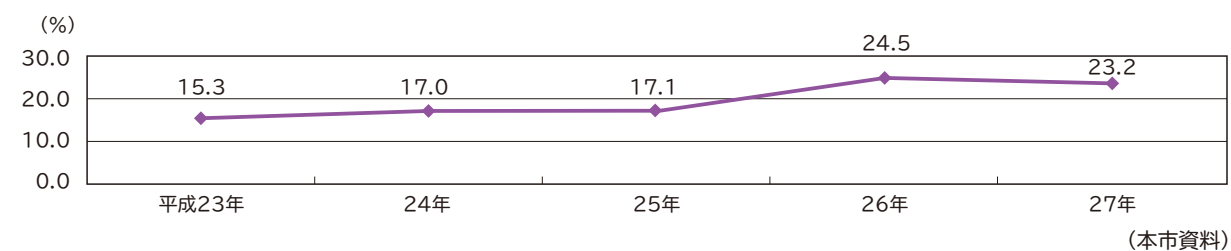
本市でも結婚や出産を機に離職する M 字カーブの状況がみられるとともに、審議会委員や自治会長などに女性が少なく、女性の意思決定の場への参画が低い状況となっており、性別による役割分担が根付いていることがうかがえます。

法律や制度等による男女共同参画の基本的な整備は進んでいるものの、人々の暮らしの中での男女共同参画は進んでいないことが課題となっており、地域や職場などあらゆる機会を通じて女性が活躍できる環境づくりが求められています。

■女性の年齢別労働力率（全国、大阪府との比較）



■審議会等の委員に占める女性の割合の推移



10年後の目標

「社会」「家庭内」の双方で男女共同参画が進み、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現した生活を送っています。

あらゆる場面において、女性の社会参画が進み、性別を問わず、能力が十分発揮できる社会となっています。

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 男女共同参画の意識を醸成するため、家庭をはじめ学校、職場など、あらゆる場面において学習機会や情報提供の充実を図ります。
- 女性の様々な参画を促進するための啓発に取り組みます。
- 各種相談の実施により、性別による人権被害を防止、救済します。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 家族の一員として、男女がともに家事や育児・介護などを支え合います。
- 町会や団体等は会長や役員に女性を積極的に登用します。
- 企業は管理職に女性を積極的に登用します。
- 企業はワーク・ライフ・バランスを推進し、男性も家事や育児に参加しやすい職場環境を構築します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策27 雇用機会の確保と就労支援を行う	○事業所において、性別による差別等が発生しないよう啓発する。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
政策決定の場における女性の参画割合	審議会等における女性委員の割合	23.2% (平成27年度)	↑
女と男のフォーラム参加者数	年間参加者数	94人 (平成27年度)	↑

分野別計画等：貝塚市男女共同参画計画



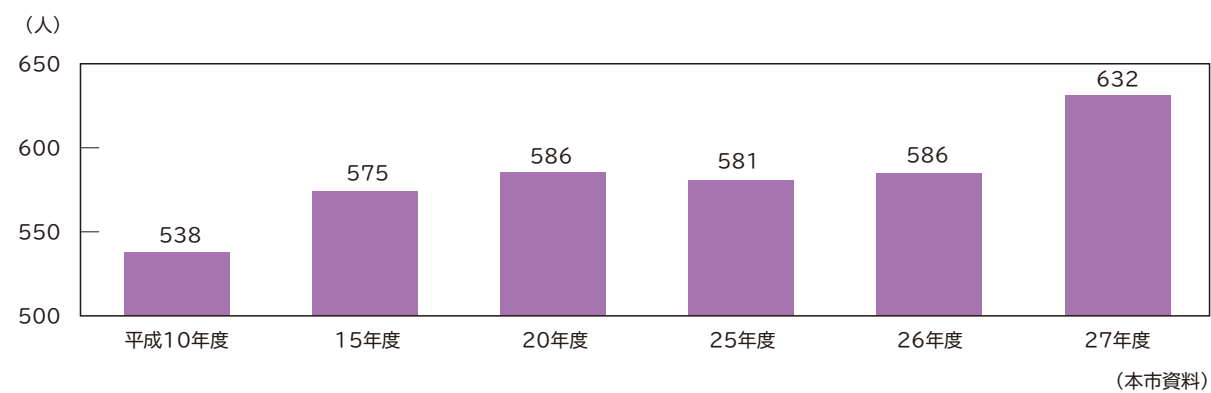
施策32 多文化共生のまちづくりを進める

現状と課題

本市は姉妹都市であるアメリカ合衆国カリフォルニア州カルバーシティ市と、マラソンを通じたスポーツ交流や中学生の相互派遣、小学生の招待など親善交流を行っているほか、かいづか国際交流協会（KAIFA）等による国際交流や在住外国人への日本語学習活動などへの支援を行い、異文化理解の促進や多文化共生のまちづくりを推進しています。

在住外国人や外国人観光客の増加、インターネットやSNSの普及による個人レベルでの交流の広まりがみられる中、在住外国人が地域に馴染み、生活しやすい環境を整備し、多文化共生のまちづくりを実現するために、教育、防災、福祉等の連携強化が必要となっています。

■在住外国人の推移



10年後の目標

市民一人ひとりの国際理解が深まり、様々な交流が行われているとともに、外国人にとっても住みやすい環境となり、多文化共生が実現しています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 市民が異文化を理解し、尊重するための取組みを支援します。
- 教育、防災、福祉など生活全般にわたって、外国人が暮らしやすいよう支援するとともに、市民が文化の違いを理解し歩み寄ることができるよう啓発します。
- 市民、市民団体、企業との協働により、多文化共生のまちづくりを進めます。
- 多言語や簡易な日本語（ひらがな等）、イラストを多用した情報発信の充実に取り組みます。

市民・団体・事業所等の取組み

- 市との協働により多文化共生のまちづくりに取り組みます。
- 異文化への理解を深め、国際感覚を養います。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 3 未来を切り拓く力と地域への愛着を持った子どもを育む	○多様な交流機会を確保し、国際感覚を持った子どもを育む。
施策 28 観光振興により知名度を高め来訪者を増やす	○海外からの来訪者に対して、もてなしの心を持って接する。
施策 30 人権が尊重されるまちづくりを進める	○在住外国人の人権を尊重し、交流を図る。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
在住外国人数	在住外国人数	632人 （平成27年度）	↑
情報発信	簡易な日本語（ひらがな等）やイラストによる情報発信	未実施	実施



姉妹都市カルバシティ・エルマリノ小学校来貝交歓会



カルバシティ市寄贈 友情の像

施策33

市民参加による協働のまちづくりを進める

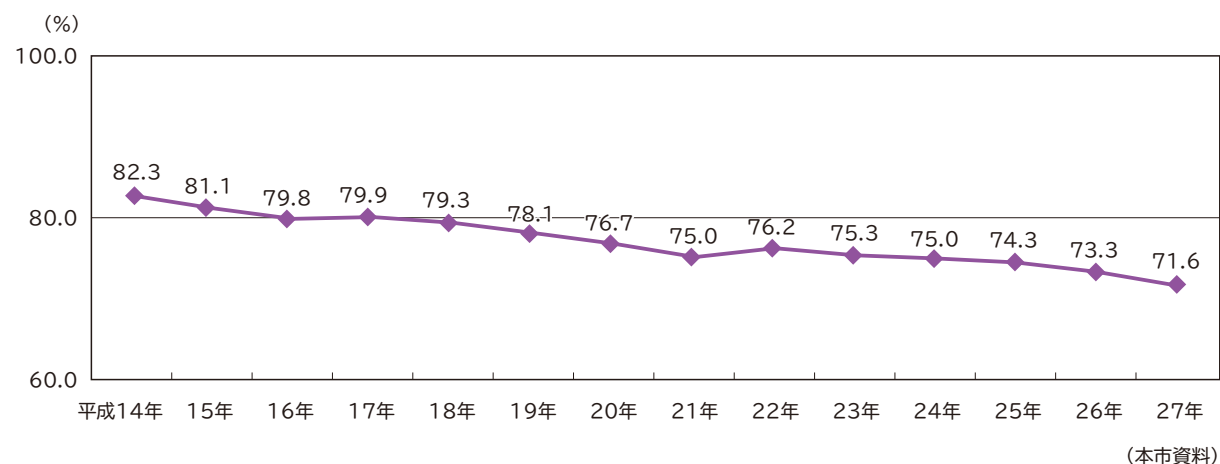
現状と課題

本市では、町会・自治会や各種団体との協働により地域の課題を解決し、市民が主体となってまちづくりを行ってきましたが、近年、町会・自治会の加入率低下や次代の担い手となる人材の不足等により、一部の市民への負担が増しています。

さらなる協働の推進や、地域活動の担い手の確保・育成のためには、まちづくりや公共サービスは行政のみで行うものではなく、町会・自治会、各種団体、さらにはNPOや企業等、多様な主体が互いに協働して行うものであるという意識の醸成が必要です。

まちづくりへの市民参加を促進するためには、適切な情報提供が必要であり、多様化する市民の情報入手方法を踏まえ、ターゲット層に合った的確な情報発信の手法を積極的に取り入れる必要があります。

自治会加入率（毎年10月1日現在）



10年後の目標

市民協働の仕組みが構築され、町会・自治会、NPO、企業等の多様な主体がそれぞれの役割と責任のもとで地域自治を実現しています。

多様化する情報技術を活用しながら、市民と行政相互の情報交流が盛んに行われ、政策決定の場などにも市民が積極的に参加しています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 町会・自治会の加入率低下に歯止めをかけるため、町会・自治会等で行う加入促進事業への支援を行います。
- 町会・自治会や各種団体の担い手を育成する事業への支援を行います。
- 市民団体とともに、研修会や協働モデル事業を実施し、協働を推進するための意識醸成に取り組みます。
- 紙面による広報だけでなく、ICTを活用した広報を推進します。
- 市職員の情報発信スキルの向上に取り組むとともに、情報発信力の強化のための研修会を実施します。

市民・団体・事業所等の取組み

- 自らが地域の一員として、町会・自治会に加入します。
- 市政に関心を持ち、まちづくり活動や意見募集の提案などに積極的に参加します。
- ICTを利用し、オープンデータの活用など積極的にまちづくり情報の受発信を行います。
- 町会・自治会は住民の加入促進に努めるとともに、将来の担い手の育成を行います。
- 地域住民が「ここに住んで良かった」と思える町会・自治会となることをめざします。
- 町会・自治会、各種関係団体、NPO、企業等が協働し、地域のまちづくりなどの公的な役割を担います。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 5 誰もが学び、活躍できる環境を確保する	○協働の場に、生涯学習で学んだことを生かし、まちづくりに還元する。
施策 10 高齢者がいきいき暮らせる地域をつくる	○元気な高齢者が協働の担い手として積極的に参加する。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
自治会加入率	自治会への加入世帯の割合（毎年10月1日現在）	71.59% （平成27年度）	↑
NPO法人数	NPO法人数	26法人 （平成28年2月時点）	↑



スマートフォン版広報



市民ボランティア活動

施策34 まちの魅力を全国に発信する

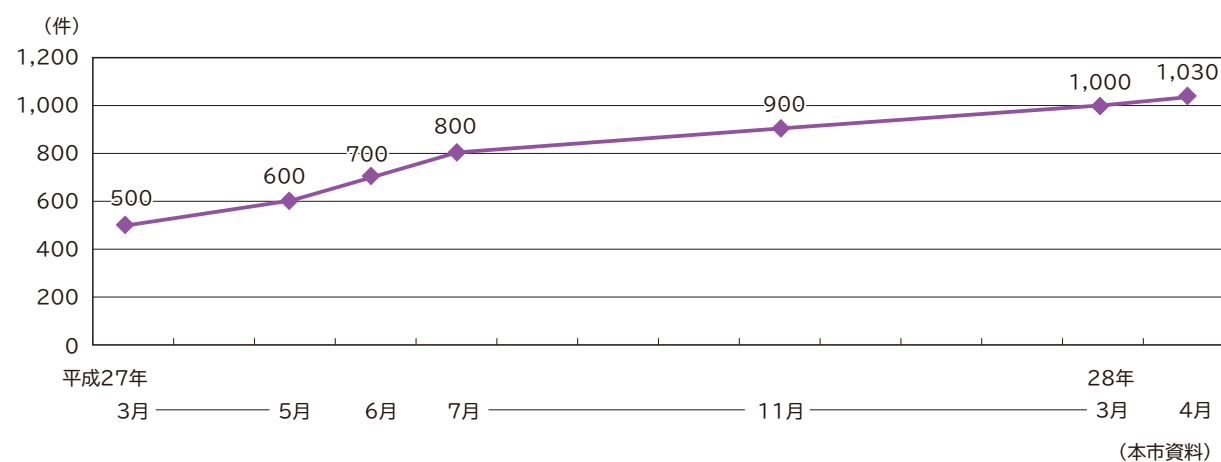
現状と課題

定住人口や観光客の増加に向けた自治体間競争が激化しており、まちの特徴や魅力に付加価値を見出す都市ブランドの確立や、それらを全国に発信するシティプロモーションの取り組みが盛んになっています。

本市では、市制施行 70 周年を機に貝塚市の特産品であるつけ櫛をモチーフに、イメージキャラクター「つけさん」を誕生させ、市の PR に努めています。

今後は、貝塚市の認知度をさらに高めていくため、市民が共有できる都市ブランドの確立とともに、その有効な発信方法等の仕組みづくりが必要です。

■貝塚市 Facebook いいね件数の推移（平成 27 年度）



10年後の目標

貝塚市の自然・歴史・文化などの魅力が、全国に知れ渡り、都市ブランドが確立されています。



つけ櫛



だんじり祭り

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 都市ブランドの確立に向けた地域資源等の魅力の発掘・磨き上げを行います。
- あらゆる機会を通じて、まちの魅力を全国に発信し、来訪者や移住者の増加につなげます。
- ICT をさらに活用し、SNS などを利用した双方向性のある情報発信を推進します。
- 市民がまちに愛着と誇りを感じることができるよう、情報の周知・啓発を図ります。
- 観光大使やイメージキャラクターの登用などにより、市の PR に努めます。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 自身が貝塚市の都市ブランドを構築している意識を持った行動を心がけます。
- SNS を活用した地域情報の発信などにより、積極的に市の PR を行います。
- 事業所等は自社の PR と合わせて貝塚市の PR を行います。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 28 観光振興により知名度を高め来訪者を増やす	○貝塚市の魅力を発信することで、来訪者の増加につなげる。



イメージキャラクターつけさん

施策35

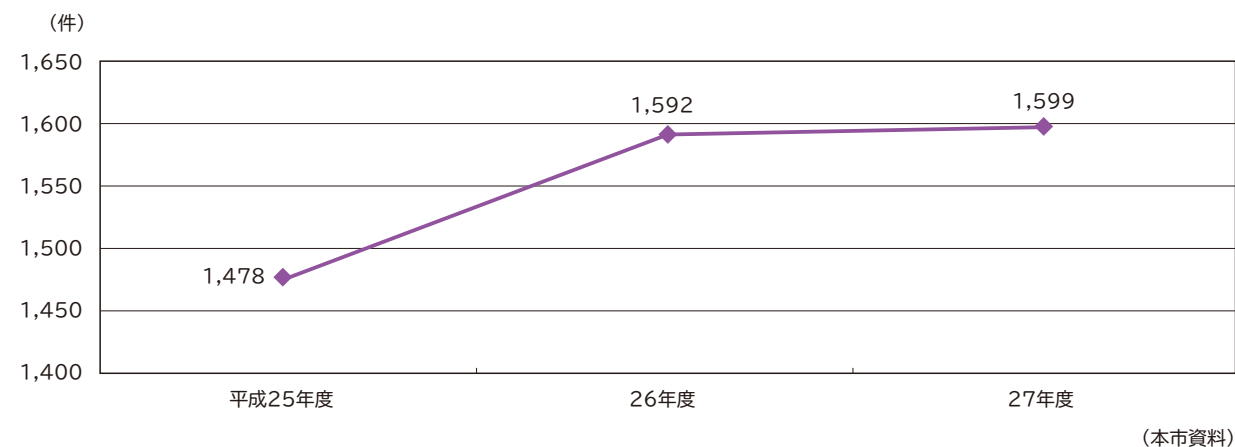
スピードと実行力のある市政運営を進める

現状と課題

少子高齢化や情報化、国際化の進展、市民のライフスタイルや価値観の多様化などの社会情勢の変化に伴い、行政に対する市民ニーズはますます高度化・複雑化するとともに、新たな行政需要への対応も必要となっています。

市民のニーズに的確・迅速に応えるためには、時代に応じた効率的な行政組織の運営と窓口等での迅速・適切で正確な対応、わかりやすく丁寧な接遇を行うとともに、市民の利便性の向上や事務の簡素化を図る必要があります。

行政評価のページへのアクセス数の推移



10年後の目標

市民ニーズや地域の実情に合わせた施策が迅速かつ的確に展開されており、職員が市民と協働しながら積極的にまちづくりを進めています。

ICTの進展、多様化に対応し、行政情報が迅速かつ有効に提供されており、情報セキュリティ及びプライバシー保護にも配慮した、安全・安心な情報発信が行われています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 社会情勢や行政ニーズの変化に応じ、その時々状況に柔軟かつ適切に対応できる、組織・機構の整備に努めます。
- 法令等に基づいて業務を的確に遂行する庁内体制を強化するとともに、職員の意識を高め、コンプライアンス（法令遵守）を徹底します。
- 効果的なICT技術の活用により、業務の効率化、データ保存の安全性確保に取り組みます。
- 市が保有する情報を市民が求める形で提供することをめざします。
- 個人情報の適正な管理の徹底を図りながら、必要な分野での情報連携の円滑化を図るとともに、住民票等諸証明のコンビニ交付など、市民の利便性の向上に努めます。
- 市民の信頼と理解を高めるため、無駄を省き、公平・公正でわかりやすい行政運営に取り組みます。
- 行政評価制度により、行政活動のコスト・成果等を明確にし、市民に公開します。
- 市民との協働を推進し、効率的な市政運営に積極的に取り組みます。

市民・団体・事業所等の取組み

- 市が行うアンケート調査などに積極的に協力します。
- 地域でできることは地域で行い、解決できる地域づくりを進めます。
- 情報セキュリティやプライバシー保護に対する意識を高め、情報を有効に活用します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 33 市民参加による協働のまちづくりを進める	○市政運営に市民の意見を取り入れ、協働を推進する。
施策 36 効率的で健全な財政運営を行う	○目的と手段、予算が連動した市政運営を行う。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
市ホームページへのアクセス数	市ホームページへの1年間のアクセス数（トップページのみ）	631,370件 (平成27年度)	▲



市ホームページ

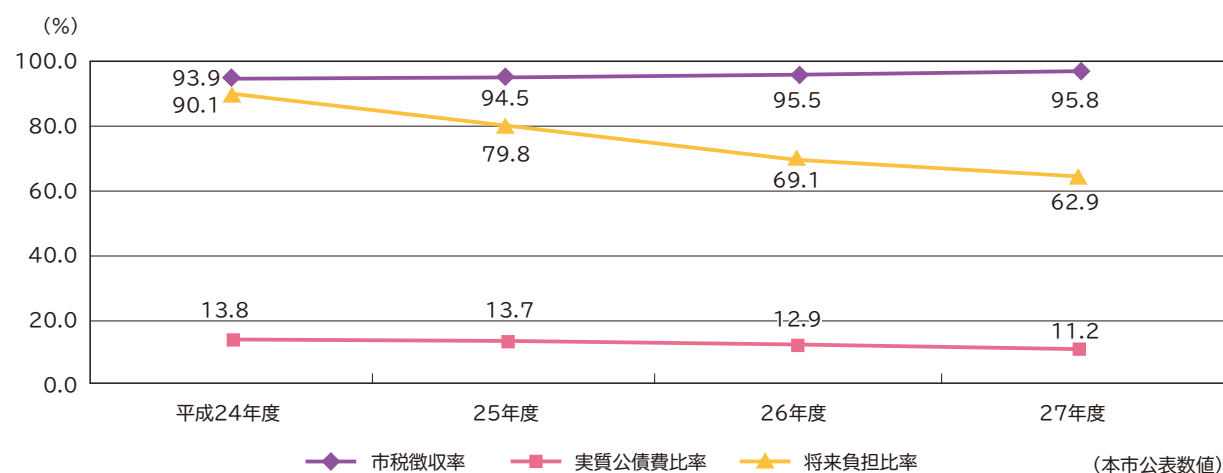
施策36 効率的で健全な財政運営を行う

現状と課題

市の基本的歳入である市税収入は、平成 22 年度（2010 年度）以降横ばいで推移していますが、景気や地価の動向などから、今後の増収は見込みづらく、歳入の見通しは不透明な状況にあります。

行財政改革により人件費削減など歳出の抑制に努めてきましたが、子育て世代への支援の充実や、扶助費、医療費等の社会保障関係経費など、歳出の増加は避けられない状況にあり、新たな行政課題にも柔軟に対応できる財政基盤の確立が課題となっています。

■主な財政指標の推移



10年後の目標

市民の理解と協力のもと、安定的な歳入が確保され、健全で透明性の高い財政運営が行われています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 行政評価制度などの活用により、事務事業の必要性や緊急性、後年度負担や費用対効果を検証し、選択と集中、スクラップアンドビルドを引き続き徹底します。
- 企業会計方式に基づく財務書類を作成するとともに、事務事業評価と連携し、各施策・事業単位でのコスト管理の徹底に努めます。
- 適性な契約執行と工事検査により、経費の節減と構造物の品質の確保に努めます。
- 市民の税に対する理解を深めるため、広報、リーフレット等による啓発を行うとともに、学校教育の中で、税について考える機会を設けます。
- 市債権の効果的かつ効率的な回収に取り組み、市民負担の公平性を確保します。

市民・団体・事業所等の取組み

- 出前講座などを積極的に利用し、税に対する理解を深めます。
- 税や各種使用料などを、納期限内に納付します。

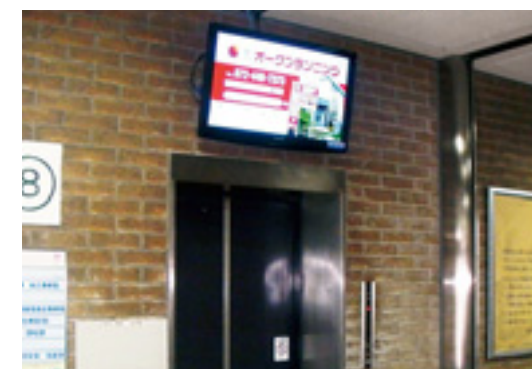
主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 35 スピードと実行力のある市政運営を進める	○適切な評価・検証に基づき、効果的で効率的な市政運営を行う。
施策 37 公共施設等を効果的・効率的に維持・管理する	○長期的な視野とコスト意識を持った施設の維持・管理に努める。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
市税徴収率	現年分と滞納繰越分を合わせた市税全体の徴収率	95.8% (平成 27 年度)	↑
実質公債費比率	公債費の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの	11.2% (平成 27 年度)	↓
将来負担比率	借入金など現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの	62.9% (平成 27 年度)	↓

分野別計画等：第二次貝塚新生プラン



庁舎モニター広告

施策37

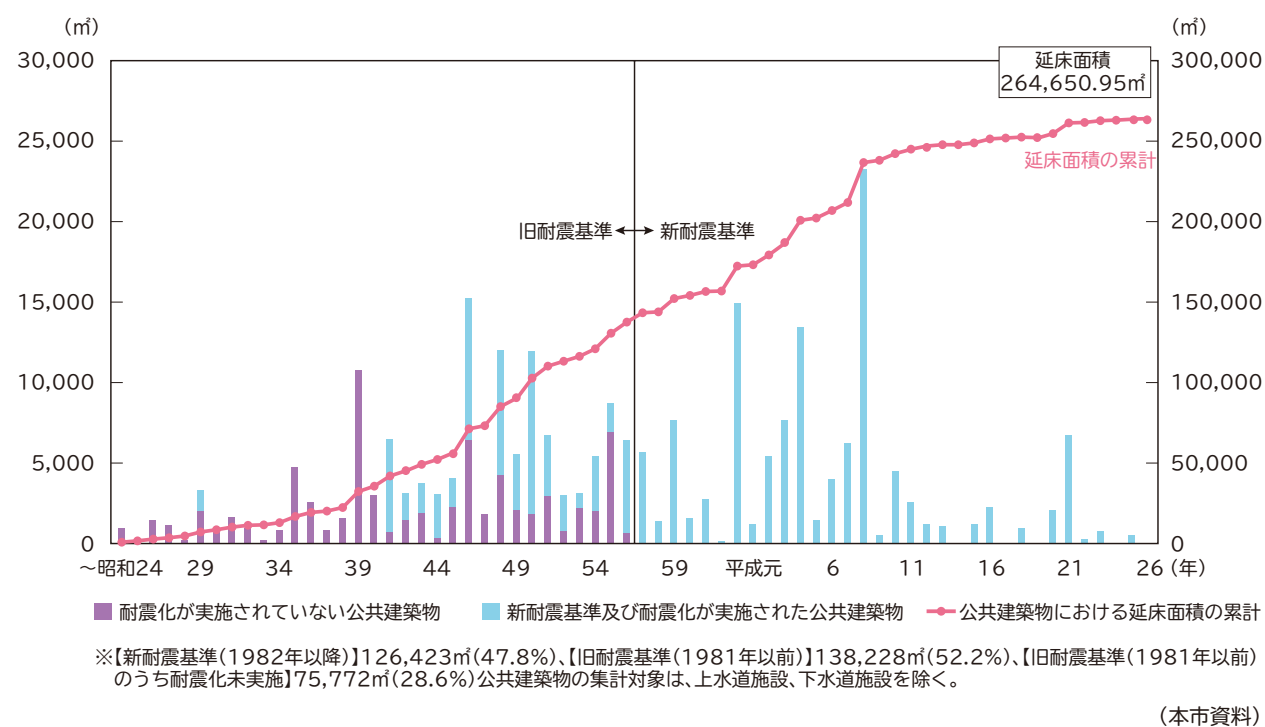
公共施設等を効果的・効率的に 維持・管理する

現状と課題

高度成長期の人口増加や行政需要の増大に伴い建設された公共建築物は、多くが老朽化しており、学校、市営住宅、庁舎等は大規模改修や更新の時期を迎えています。

公共施設等について、将来の財政負担等を把握するために一元的に情報を把握し、総合的かつ計画的な管理を推進していくことが課題となっており、市民との協働による適正な施設管理、運営を図るとともに将来のまちづくりの進展にも柔軟に対応できる形で、良質な資産として次世代に引き継いでいくことが必要です。

■公共建築物の築年別分布



10年後の目標

公共施設等が民間を含めた効果的・効率的な手法により適切に維持・管理され、良質な資産として引き継がれています。

10年後の目標に向かっての主な取組み

市の取組み

- 公共建築物についての基本情報や管理履歴などのデータを一元的に管理するとともに、コストを把握し、計画的な予算の配分と修繕、改修等の実施に取り組みます。
- 施設の維持管理にかかる仕様書の見直しや一括委託の実施などにより、品質の向上とコスト削減に取り組みます。
- 市有資産の有効活用を進め、余剰資産の賃貸・売却、広告や自動販売機等の設置など歳入確保に取り組みます。
- 民間事業者、市民団体などとのパートナーシップを構築し、民間が効率的に担うことのできる行政サービスを民間事業者に委ねることも検討し、公共建築物の更新、維持管理、運営などにおいてもPFI[※]など民間活力の導入に取り組みます。
- ファシリティマネジメントの推進に向けた職員研修や施設の維持・管理にあたり、施設管理者向けの研修会の充実を図り、公共施設点検の実施方法など、必要な知識と情報の共有に取り組みます。

※PFI:公共施設の建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

市民・団体・事業所等の取組み

- 公共施設の適正な利用と維持・管理に協力します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策36 効率的で健全な財政運営を行う	○計画的な維持・改修を行う。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
「貝塚市公共施設等総合管理計画」に基づき「実施計画」を策定した施設数	公共施設のうち、「貝塚市公共施設等総合管理計画」に基づき個別の「実施計画」を策定した施設数	0施設 (平成27年度)	↑

分野別計画等：貝塚市ファシリティマネジメント基本構想、貝塚市ファシリティマネジメント基本方針、貝塚市公共施設等総合管理計画



学校校舎耐震化

施策38

時代の要請や市民の期待に応える 職員を育成する

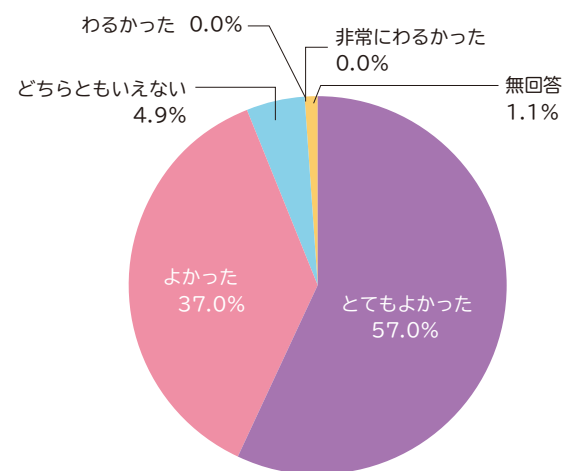
現状と課題

地方分権の進展や市町村を取り巻く環境の変化、市民ニーズの多様化などにより行政課題が複雑化する中、職員には、時代の変化に柔軟に対応できる能力と、施策立案やその根拠となる条例・規則の制定などに対応できる専門的な知識や創造力が求められています。

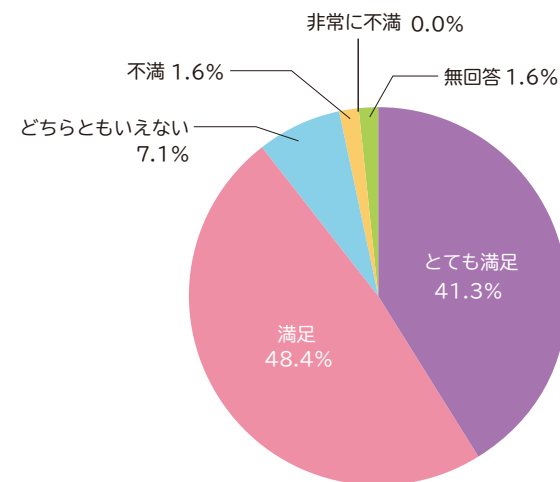
個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向け、市民との協働による地方創生への取り組みが求められており、「自らも地域の一員として、市民とともに地域の問題を考え、行動する」という、市民の良きパートナーとなり得る人材の確保と育成が必要となっています。

職員に対する日常的な職場内研修や、自己啓発のための職場外研修などにより、より幅広い知識や専門性を習得・継承させるための取り組みが必要です。

■窓口対応における職員の言葉づかいや態度



■窓口対応における満足度



(平成27年窓口サービス市民満足度アンケート)

10年後の目標

市民の期待に応えるため、職員が常に自己啓発に努めながらその能力を最大限に発揮し、市民の良きパートナーとして、市民の視点に立って行政施策を推進しており、また、それを保障する職場環境と人事制度が整備されています。

10年後の目標に向かっての主な取り組み

市の取り組み

- 積極性を持った職員を採用するとともに、多様な知識や能力を有した経験豊富な外部人材を登用するなど、将来を見据えた人材確保に努めます。
- 職員の自発性や自己啓発意識を高めるとともに、接遇やコミュニケーション能力の向上を図り、市民に親しまれ、信頼され、広い視野に立って地域の将来を考え実践できる職員の育成に努めます。
- 職員個人の能力開発や人材育成のため、能力向上のツールとして人事評価を積極的に活用します。
- 職場での職員の能力向上への取り組みが積極的に行われるよう、学習的風土づくりと職場環境整備に努めます。
- 職員は地域活動などに積極的に参加し、地域課題の把握や行政への理解促進に努めます。
- ICTに関する職員の知識と活用能力の向上に努めます。

市民・団体・事業所等の取り組み

- 来庁者等は職員の接遇などに関するアンケート調査等に協力します。

主な関連施策

施策名	関連する内容
施策 35 スピードと実行力のある市政運営を進める	○職員の能力向上により、スピードと実行力のある市政運営を進める。

成果を測る主な指標

指標	概要	現状	方向性
接遇などの市民満足度	窓口サービス市民満足度アンケートにおける、窓口対応を「とても満足」「満足」と答えた人の割合	89.7% (平成27年度)	

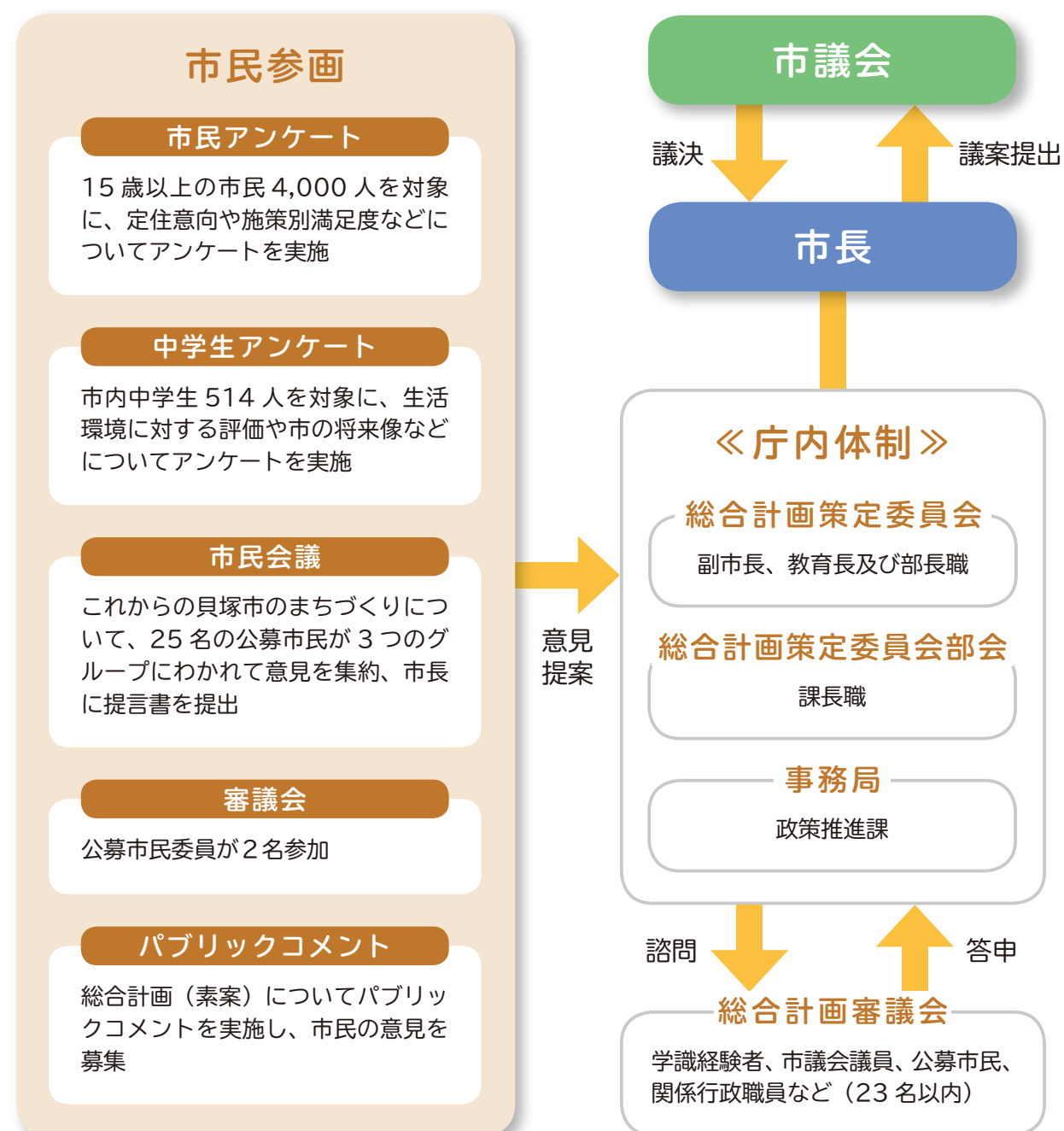
分野別計画等：貝塚市人材育成のための研修基本計画、新採職員育成5カ年計画



Kaizuka City Master Plan

IV 資料編

1 総合計画策定体制



2 第5次貝塚市総合計画の策定経過

年 月	市 民 参 画	市 議 会 ・ 庁 内 組 織	総 合 計 画 審 議 会	
平成26年	6 月	【市議会】「貝塚市総合計画条例」の制定		
	7 月	□中学生アンケート (市内中学生 514 人を対象に実施)		
	8 月	□市民アンケート (15 歳以上の市民 4,000 人を対象に実施)		
	10 月	○第 1 回 総合計画策定委員会 ●第 1 回 職員ワーキンググループ会議		
	11 月	○第 1 回 市民会議		
	12 月	○第 2 回 市民会議	●第 2 回 職員ワーキンググループ会議	
平成27年	1 月	○第 3 回 市民会議	○第 2 回 総合計画策定委員会 ●第 3 回・第 4 回 職員ワーキンググループ会議	
	2 月	○第 4 回 市民会議 ○市民会議から市長へ提言書提出	○第 3 回 総合計画策定委員会 ●第 5 回 職員ワーキンググループ会議 ●職員ワーキンググループから提言書提出	
	3 月		○第 4 回 総合計画策定委員会	○第 1 回 総合計画審議会
	4 月		○第 5 回 総合計画策定委員会	●第 1 回 専門部会
	6 月			●第 2 回 専門部会
	11 月		○第 6 回 総合計画策定委員会	●第 3 回 専門部会
	12 月		○第 7 回・第 8 回 総合計画策定委員会	●第 4 回 専門部会
平成28年	1 月		●第 5 回 専門部会	
	2 月		○第 2 回 総合計画審議会	
	3 月		○第 9 回・第 10 回 総合計画策定委員会	●第 6 回 専門部会 ○第 3 回 総合計画審議会
	4 月			○審議会部会(全 4 回) ○第 4 回 総合計画審議会
	5 月		○第 11 回 総合計画策定委員会	
	6 月	■総合計画(案)に関するパブリックコメント		
	7 月		○第 12 回 総合計画策定委員会	○第 5 回 総合計画審議会
	8 月			○第 6 回 総合計画審議会 ○審議会から市長へ答申提出
	9 月		【市議会】総合計画基本構想の策定について議決 ★総合計画基本構想・基本計画の策定	

3 貝塚市総合計画条例

平成 26 年 6 月 20 日
条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である貝塚市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成)

第 2 条 総合計画は、基本構想及び基本計画により構成されるものとする。

2 基本構想は、市政の最高理念であり、まちづくりの理念、目指すべき都市像及び基本目標を示すものをいう。

3 基本計画は、市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、附属機関に関する条例（昭和 31 年貝塚市条例第 322 号）別表に規定する貝塚市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、基本構想を策定し、若しくは変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画の策定)

第 5 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 貝塚市総合計画審議会規則

昭和 43 年 3 月 13 日
規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、附属機関に関する条例（昭和 31 年貝塚市条例第 322 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、貝塚市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 9 年規則 3 号〕)

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第 2 条に掲げる当該担当事務について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 23 人以内をもつて組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、または委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験を有する者

(4) 市の区域内に住所を有する者であって、市の募集に応じたもの

(一部改正〔平成 17 年規則 19 号〕)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときまでとする。

2 委員が本来の職を失ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その職を失う。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 審議会に専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、委員の中から会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故ある場合は、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(一部改正〔平成 17 年規則 19 号〕)



(会議)

第 7 条 審議会は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席および資料の提出)

第 8 条 会長は、審議会の調査審議に関して必要と認めるときは、市長、または関係職員に対して説明を求め、または関係資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第 9 条 審議会に、幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、市の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所管事務について、委員を補佐する。

(一部改正〔平成 17 年規則 19 号〕)

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、都市政策部政策推進課において処理する。

(一部改正〔平成 4 年規則 45 号・9 年 3 号〕)

(補則)

第 11 条 前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会にはかり、会長が定める。

附則

この規則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (昭和 46 年 8 月 18 日規則第 14 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和 47 年 1 月 29 日規則第 3 号改正)

この規則は、昭和 47 年 2 月 1 日から施行する。

附則 (昭和 57 年 9 月 30 日規則第 23 号改正)

この規則は、昭和 57 年 10 月 4 日から施行する。

附則 (昭和 59 年 5 月 17 日規則第 7 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (昭和 60 年 9 月 30 日規則第 29 号改正)

この規則は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附則 (昭和 63 年 3 月 30 日規則第 3 号改正)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 4 年 10 月 31 日規則第 45 号改正)

この規則は、平成 4 年 11 月 1 日から施行する。

附則 (平成 9 年 3 月 31 日規則第 3 号改正)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 17 年 7 月 4 日規則第 19 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (平成 26 年 6 月 20 日規則第 26 号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

5 貝塚市総合計画審議会委員名簿

規則区分	氏名	所属団体等
1号委員 (市議会議員)	南野 敬介	貝塚市市議会議員 (平成 27 年 5 月まで)
	藪内 留治	同 (平成 27 年 5 月まで)
	森 美佐子	同 (平成 27 年 5 月まで)
	明石 輝久	同 (平成 27 年 5 月まで)
	田中 学	同
	北尾 修	同 (平成 27 年 6 月から)
	松波 謙太	同 (平成 27 年 6 月から)
2号委員 (関係行政機関の職員)	阪口 芳弘	同 (平成 27 年 6 月から)
	友田 研也	大阪府都市整備部総合計画課長 (平成 27 年 5 月まで)
	柴崎 啓二	同 都市計画室長 (平成 27 年 6 月から)
	砂川 豊和	貝塚市副市長
	波多野 真樹	同
	西 敏明	貝塚市教育長
	○ 和田 明宏	貝塚市町会連合会 会長
3号委員 (学識経験を有する者)	上岡 兼千代	貝塚商工会議所 会頭
	南川 悟	貝塚市農業委員会 会長
	市川 正裕	貝塚市医師会 会長
	八尾 眞須美	貝塚市社会福祉協議会 会長 (平成 28 年 5 月まで)
	武本 正	同 (平成 28 年 6 月から)
	長滝谷 幸治	貝塚市 PTA 協議会 会長 (平成 27 年 5 月まで)
	林 美香	同 (平成 27 年 6 月から平成 28 年 5 月まで)
	麻生川 清正	同 (平成 28 年 6 月から)
	◎ 新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授
	☆ 久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授
4号委員 (市の募集に応じた市民等)	# 安場 敬祐	大阪体育大学健康福祉学部 教授
	中村 美砂	大阪河崎リハビリテーション大学リハビリテーション学部 教授
	井上 武	公募市民
	中賀 祐子	同

◎会長 ○会長職務代理者 ☆専門部会長 #専門部会長職務代理者

※所属・役職名は委嘱時現在
(敬称略、順不同)



6 諮問

貝政策第 182 号
平成 27 年 3 月 18 日

貝塚市総合計画審議会
会 長 新川 達郎 様

貝塚市長 藤 原 龍 男

第 5 次貝塚市総合計画（素案）について（諮問）

貝塚市総合計画審議会規則第 2 条の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

第 5 次貝塚市総合計画（素案）について、貴審議会の意見を求めます。

7 答申

平成 28 年 8 月 8 日

貝塚市長 藤原 龍男 様

貝塚市総合計画審議会
会 長 新川 達郎

第 5 次貝塚市総合計画について（答申）

平成 27 年 3 月 18 日付、貝政策第 182 号で諮問のあった第 5 次貝塚市総合計画の策定について、別添「第 5 次貝塚市総合計画（案）」のとおり答申します。

貝塚市においては、平成 18 年度（2006 年度）以降、「元気あふれる みんなのまち 貝塚」を目指した第 4 次総合計画に基づくまちづくりを進めてこられました。しかしながら少子・高齢化の影響は強く、貝塚市の総人口も平成 21 年（2009 年）をピークに減少に転じており、地方分権改革の進展や人口構造の変化、経済の低成長など、目まぐるしく変化し続ける社会経済状況に即した新たなまちづくりの指針が必要とされています。

当審議会では、第 5 次貝塚市総合計画（案）について、有識者による専門部会や分野ごとの分科会を設けるなど慎重に審議を重ねた結果、その内容が適切であるものとして認めここに答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項及び審議の過程で提起された各委員の意見についても十分に配慮されるよう要望するとともに、まちづくりの方針である「魅力かがやき未来へつなぐまち 貝塚」の実現に努めてください。

記

1 協働による計画の推進

計画に基づくすべての取り組みにおいて、推進方策である「市民とともに 紡ぐ まちづくり」を念頭に置き、協働を基本としたまちづくりを進めてください。

基本構想において、貝塚市が人と人のつながりによって地域を発展させてきた経過が記されています。今後も市民・団体・事業者・行政がこの計画をまちづくりの指針として共有し、それぞれが求められる役割を果たしつつ、各施策を効果的に進められるよう、計画に定めた内容をわかりやすく周知し、市民・団体・事業者の理解と協力のもと、その実現に向けて努力してください。

2 住み続けたいと思うまちづくり

市民アンケート調査において、「貝塚市に住み続けたいと思うか」の問いに対し、約65%が「住み続けたい」と回答している一方、「どちらともいえない」との回答が約25%あることから、貝塚市に誇りと愛着を持って暮らす市民をさらに増やすことが大切です。子育て世代、特に女性にとって暮らしやすいまちをつくること、未来を担う子どもたちに市の良さをきちんと伝えること、生産年齢となる世代の雇用を促進することなど、市民の定住意欲の向上につながる施策を積極的に推進してください。

3 安全・安心のまちづくり

私たちの住む貝塚市は、自然災害による被害が少なく、地域の結びつきが強い比較的安心して暮らせる地域です。しかし全国各地で想定外の災害が発生している中であって、さらに市民の生命と財産、生活を守るため、市は災害発生時に的確な対応ができる施設と体制を整備し、市民は日ごろから防災意識を高め、いざという時に地域で助け合える関係を築いておくことが大切です。大災害が発生してもその被害を最小限に抑え、市民生活が早急に復興できるよう、共に取組みを進めてください。

4 貝塚市の魅力向上

貝塚市には、市民が気軽に親しむことができる二色の浜などの美しい自然や水間寺や願泉寺、寺内町をはじめとした特徴ある歴史・文化が豊富にあり、市民もそれを誇りに感じています。

まちづくりの方針である「魅力かがやき 未来へつなぐまち 貝塚」のとおり、これらの「貝塚らしさ」に磨きをかけ、ICTの活用や口コミなど、多様な方法を用いて市内外にPRするとともに、市民自らがまちの魅力を再発見し、主体的に情報発信が行われる仕組みづくりなど、貝塚市のさらなる発展につながる取組みを進めてください。

5 計画の進捗管理

厳しい財政状況のもと、PDCAサイクルの考え方に基づく適切な進捗管理を行い、施策の効果を検証した結果を常に改善につなげてください。また、明確な指標や数値目標を設定し、検証結果を市民にわかりやすく説明できるよう努めてください。

以上

8 貝塚市総合計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 第5次貝塚市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、市民の意見を聴取するための組織として貝塚市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりの課題解決に向けた検討
- (2) 総合計画の素案策定にあたっての意見の集約
- (3) その他総合計画の素案の策定に関する必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員25人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者であって、市の募集に応じたもの
- (2) その他市長が必要があると認める者

(任期)

第4条 市民会議の委員の任期は、委嘱した日から市民会議の意見を市長に提出する日までとする。

(座長)

第5条 市民会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。ただし、座長（その職務を代理する者を含む。）が定まっていないときは、市長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 市民会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、都市政策部政策推進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。（平成26年10月2日施行）

2 この要綱は、市民会議の意見を市長に提出した日にその効力を失う。

9 貝塚市民憲章

昭和 58 年 10 月 5 日

貝塚市は、豊かな自然にめぐまれた産業と文化のまちです。

わたくしたちは、平和をつちかい、自由と平等の心むすび合うまちをつくるため、市民の誇りと願いをこめて、この憲章を定めます。

わたくしたち貝塚市民は、

- 1 市民の手による、人間性豊かなまちづくりをすすめます。
- 1 自然と歴史遺産を大切にし、美しい環境をそだてます。
- 1 教養を深め、清新な市民文化をつくります。
- 1 みんなで助け合い、おもいやりのある、心あたたかい社会をめざします。
- 1 働く喜びをはぐくみ、健康な家庭と活力ある社会をきずきます。

発行日 平成 28 年 12 月
発行 貝塚市
編集 貝塚市 都市政策部 政策推進課
〒 597-8585 大阪府貝塚市畠中 1-17-1
TEL 072-433-7241
<http://www.city.kaizuka.lg.jp/>